

第十七條 前條第二項ノ實地試験ニ付テハ第七條乃至第九條第十一條及第十三條ノ規定ヲ準用ス

第十八條 三等飛行機操縦士免狀受有者ハ曲技飛行又ハ興行飛行ヲ爲スコトヲ得ス

第十九條 三等飛行機操縦士ノ競技飛行ヲ行ハムトスルトキハ其ノ主催者ハ航空ノ日時、場所其ノ他計劃

ノ詳細ヲ具シ實施豫定期日ノ十日前迄ニ地方長官ニ其ノ許可ヲ申請スヘシ

第二十條 遞信大臣必要アリト認ムルトキハ三等飛行機操縦士免狀受有者ニ對シ臨時ニ體格検査、實地試

験又ハ學科試験ヲ行フコトアルヘシ

前項ノ體格検査、實地試験又ハ學科試験ニ付テハ第七條乃至第九條第十一條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

第二十一條 航空法施行規則第三條第七十八條第八十條乃至第八十五條第二百二十七條及第二百二十八條ノ規

定ハ三等飛行機操縦士免狀受有者ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ航空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式

三等飛行機操縦士免狀交付申請書

私儀三等飛行機操縦士免狀相受度候ニ付關係書類及寫真相添へ此段申請候也

一 試験ヲ受ケムトスル場所及時期

二 受験ノ爲使用セムトスル飛行機ノ型式

年 月 日

本籍

住所

氏

年 月 日 名 印

遞信大臣宛

第二號書式

履 歷 書

本籍

住所

氏

年 月 日 名

一 國籍

二 軍籍

三 學歷

三等飛行機操縦士免許規則

三等飛行機操縦士免許規則

四 操縦術機關術其ノ他技術修業ニ關スル履歷

.....

五 職 業

.....

六 賞 罰

.....

右之通相違無之候也

年 月 日

氏

名 印

備考

- 一 操縦術修業ニ關スル履歷ニハ操縦シタル航空機ノ型式、操縦回数、操縦時間其ノ他ノ事項ヲ詳細ニ記載シ尙技術證明書又ハ航空免狀ノ受有者ニ在リテハ當該證明書又ハ免狀ノ寫ヲ添付スヘシ
- 二 機關術其ノ他ノ特殊技術修業ニ關スル履歷ニハ取扱ヒタル機關其ノ他技術修業ニ關スル事項ヲ詳細ニ記載シ尙技術證明書又ハ航空免狀ノ受有者ニ在リテハ當該證明書又ハ免狀ノ寫ヲ添付スヘシ

第三號 書式

體 格 檢 査 表

被 檢 査 者 氏 名	遺 傳 的 素 因		後 天 的 的 畸 形	身 體 長	呼 吸 差 張	循 環 器	視 力		屈 折 機	聽 力	均 衡 機	參 考 事 項
	右	左					右	左				
住 被 檢 査 所 者	既 往 症		手 創 傷 又 創 傷	體 重	握 力	呼 吸 器	矯 正 視 力	辨 色 力	咽 喉 腔	副 鼻 腔	兩 脚 直 立	檢 査 場 所
生 年 檢 査 日 者	キ ロ グ ラ ム		胸 圍	運 關 動 節	其 ノ 他 ノ 內 臟	視 野	眼 筋 平 衡	歐 氏 管	又 音	咽 腔	單 脚 直 立	
						右	左	右	左	又 音	右	印
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	
										又 音	左	
										又 音	右	

三等飛行機操縦士免許規則

備考 受験者左記各號ノ一ニ該當スル者ナルトキハ其ノ旨參考事項欄ニ記載スヘシ

- 一 慢性酒精中毒者
- 二 身體各部ノ發育及能率著シク不均等ナル者
- 三 容易ニ眩暈ヲ起スヘキ異常ノ素質ヲ有スル者
- 四 感情動搖著シキ者
- 五 筋神ノ著シク不敏ナル者
- 六 反應時間及認識選擇時間著シク遲延スル者又ハ錯差過大ナル者
- 七 心理學的検査ニ於テ著シキ異常アル者
- 八 其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

第四號書式

第 號

三等飛行機操縦士免狀

本籍 住所

寫真

氏

年 月 日生 名

右者成規ノ試験ニ合格シタルニ依リ三等飛行機操縦士タルノ技倆ヲ有スルモノト認定ス依テ左記飛行機ニ付三等飛行機操縦士タルコトヲ免許ス

年 月 日

遞 信 省 印

飛行記

機 免 許 年 月 日

印

事 制 限 事 項

年 月 日

印

體 格 檢 查 成 績

三等飛行機操縦士免許規則

成 績 檢 査 年 月 日 有 效 期 間 印

本籍、住所、氏名變更事項

種 別 變 更 事 項 變 更 年 月 日 印

第五號 書 式

三等飛行機操縦士免狀效力擴張申請書

私儀現ニ受有スル三等飛行機操縦士免狀ノ效力擴張致度候ニ付此段申請候也

一 受有三等飛行機操縦士免狀ノ番號

二 試験ヲ受ケムトスル場所及時期

三 受験ノ爲使用セムトスル飛行機ノ型式

年 月 日

本 籍 住 所

氏

名 印

遞 信 大 臣 宛

● 遞 信 省 令

大正十年三月 陸軍省令航空取締規則ハ之ヲ廢止ス

内務省

本令ハ航空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年五月五日

遞 信 大 臣 望 月 圭 介
内 務 大 臣 鈴 木 喜 三 郎

(第一頁)

本日誌ハ常ニ之ヲ航空機ニ備附クヘシ

記入心得

- 一 第二頁及第三頁ニハ航空機ノ所有者又ハ管理者當該事項ヲ記入シ第四頁以下ニハ當該航空ニ從事シタル操縦士又ハ航空士航空終了ノ都度當該事項ヲ記入スヘシ
- 二 第四頁以下ノ航空ノ種類欄ニハ定期航空、練習航空、夜間航空等ノ區別ヲ記入シ備考欄ニハ天候、航空事故其ノ他航空ニ關シ參考トナルヘキ事項ヲ記入スヘシ
- 三 記入ニハ「インク」ヲ使用スヘシ

(表紙)

航空日誌

(其一)

航空法施行規則第二百二十六條ノ規定ニ依ル航空日誌ノ書式

航空法施行規則第二百二十六條ノ規定ニ依ル航空日誌ノ書式

(昭和二年五月三十一日 逓信省告示第千三百十二號)

(第三頁)

發動機要目表				「プロペラ」要目表			
型式				型式			
重量				回轉數			
標準馬力數				直徑			
標準回轉數				ピッチ			
減速比				翅數			
數				材質			
裝備年月日				數			
				裝備年月日			

附屬品目表																	
品目	高度計	速度計	羅針儀	壓力計	水溫計	時計	回轉計	前後傾斜計	左右傾斜計	溫度計	檢油計	降落傘	救命胴衣	消防器	補修用具	道具箱	航空圖
數																	

(第二頁)

航空機要目表		
航空機	種類	
	型式	
國籍及登録記號		
積載量	乘員座席數	
	旅客座席數	
	貨物積載量	
油槽量	燃料	
	潤滑油	
全馬力飛行時數		
無線通信機	型式	
	波長	

正面圖	側面圖	平面圖

(第 二 頁)

發 動 機 要 目 表

型 式 及 馬 力 數			冷却水及潤滑油ヲ含マサル重量
標 準 馬 力 數			分解及手入標準時間
標 準 回 轉 數			製 造 番 號
回 轉 方 向			檢 查 濟 記 號
著 火 點	上死點前		製 造 所 名
最低及最高油壓	最低	最高	製 造 年 月 日
燃料及潤滑油ノ種類	燃料	潤滑油	使用開始年月日
燃料及潤滑油標準消費料	燃料	潤滑油	

		計 量	實 測											
瓣	氣 筭 番 號													
	著 火 順 序													
調	吸 入 瓣	開 期	上 死 點											
		閉 期	下 死 點 後											
整	排 氣 瓣	開 期	下 死 點 前											
		閉 期	上 死 點											
	間 隙	吸 氣 瓣												
		排 氣 瓣												

(第 一 頁)

本日誌ハ常ニ之ヲ發動機ニ備附クヘシ

記 入 心 得

- 一 第二頁乃至第十五頁ニハ發動機ノ所有者又ハ管理者當該事項ヲ記入スヘシ
- 二 第十六頁以下ニハ當該運轉ニ從事シタル操縦士又ハ機關士運轉終了ノ都度當該事項ヲ記入スヘシ

●航空檢疫規則

(昭和二年八月五日
内務省令第三十七號)

第一條 本令ハ日本國外、朝鮮又ハ臺灣ヨリ發航シテ内地ニ至ル航空機ニ之ヲ適用ス

第二條 航空機ニ關スル檢疫ハ「ペスト」、「コレラ」、痘瘡及告示ヲ以テ指定スル其ノ他ノ傳染病ニ付之ヲ行フモノトス

第三條 傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ傳染病患者ト看做ス

第四條 航空機カ行政官廳ノ指定スル飛行場又ハ許可ヲ受ケタル場所ニ著陸シタルトキハ當該官吏ノ指示ニ從ヒ檢疫ヲ受クヘシ

前項ノ航空機ハ附錄様式ニ據ル明告書ヲ差出スヘシ

當該官吏檢疫ヲ了シタルトキハ檢疫濟證ヲ交付スヘシ

明告書及航空機ノ状態ニ依リ乗員其ノ他ノ乗組員及旅客ノ檢診其ノ他檢査ノ必要ナシト認ムルトキハ直ニ檢疫濟書ヲ交付スヘシ

第一項ノ航空機ハ檢疫濟證ヲ得タル後ニ非サレハ離陸スルコトヲ得ス但シ第十條ノ規定ニ依リ離陸差止ヲ解除セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 本令ニ依ル檢疫濟證ヲ有スル航空機ニシテ同一航空中行政官廳ノ指定スル飛行場又ハ許可ヲ受ケ

タル場所ニ著陸シタルモノニ對シテハ檢疫ヲ省略ス但シ當該官吏ニ於テ特ニ其ノ必要アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 第四條第一項ノ航空機左記各號ノ一ニ該當スルトキハ檢疫濟證ヲ得タル後ニ非サレハ他ト交通シ又ハ物件ヲ搬出スルコトヲ得ス但シ第二號ノ場合ニ於テ當該官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 傳染病患者又ハ傳染病ニ因ル死者アルトキ

二 傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經テ來航シタルモノナルトキ

第七條 航空機故障又ハ避難ノ爲其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ行政官廳ノ指定スル飛行場又ハ許可ヲ受ケタル場所以外ニ著陸シタル場合ニ於テ前條各號ノ一ニ當該スルトキハ其ノ地ノ警察官吏ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ト交通シ又ハ物件ヲ搬出スルコトヲ得ス

第八條 乗員其ノ他ノ乗組員及旅客ハ當該官吏ノ尋問ニ對シテ之ニ應答スヘシ

乗員ハ當該官吏ノ請求ニ應シテ航空日誌ヲ示シ且航空機内ノ檢査ヲ受クヘシ

第九條 當該官吏ハ航空機ニ對シ左ノ措置ヲ爲スコトヲ得

一 乗員其ノ他ノ乗組員及旅客ノ檢診航空機内ノ檢査其ノ他檢査上必要ナル處置ヲ爲スコト

二 現ニ傳染病患者又ハ傳染病ニ因ル死者アルモノ又ハ傳染病毒ニ汚染シタルモノハ離陸差止ヲ命シ患

者ニ對スル處置、死體又ハ物件ノ處分ヲ指示シ航空機其ノ他ノ消毒方法若ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ施行シ又ハ施行セシメ且必要アリト認ルトキハ乗員其ノ他ノ乗組員及旅客ヲ檢疫所其ノ他適當ト認ムル場所ニ停留セシムルコト

三 傳染病流行地ヲ發シ若ハ其ノ地ヲ經テ來航シタルモノ又ハ傳染病毒ニ汚染シタル疑アルモノハ特ニ必要アリト認ムルトキ前號ノ規定ニ準シテ處分スルコト

第十條 當該官吏ハ前條ノ規定ニ依リ離陸差止ヲ命シタル航空機ニ對シ條件ヲ附シテ其ノ差止ヲ解除スルコトヲ得

第十一條 第九條第二號ノ規定ニ依ル停留期間ハ消毒方法又ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ノ施行ヲ了シタルトキヨリ起算シ同條第三號ノ規定ニ依ル停留期間ハ傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經テ來航スル航空機其ノ他傳染病毒ニ汚染シタル疑アル航空機ニ付テハ傳染病流行地ヲ發シ又ハ其ノ地ヲ經過シ若ハ傳染病毒ニ汚染シタルト疑フヘキ事實アリタルトキヨリ起算シ「ベスト」ハ十日以内、「コレラ」ハ五日以内トス

第十二條 第九條ノ規定ニ依リ停留セシメラレタル乗員其ノ他ノ乗組員及旅客ハ當該官吏ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ト交通シ又ハ物件ヲ搬出スルコトヲ得ス

第十三條 第九條ノ規定ニ依リ停留セシメラレタル乗員其ノ他ノ乗組員及旅客ニ傳染病發生シタルトキハ更ニ同條ノ規定ニ準シ其ノ全部又ハ一部ノ人員ヲ停留セシムルコトヲ得

第十四條 傳染病及其ノ疑アル患者ハ檢疫所所屬ノ病室又ハ相當ノ設備アル病院其ノ他適當ト認ムル場所ニ入ラシムヘシ

第十五條 死體ハ火葬シ其ノ遺骨ハ引取人ニ引渡スヘシ若シ引取人ナキトキハ行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ依リ處分スヘシ

親族又ハ緣故アル者ヨリ死體引渡ヲ願出テタルトキハ病毒傳播ノ虞ナシト認ムル場合ニ限り之ヲ許可スルコトヲ得

第十六條 航空機及物件ノ消毒又ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ニ關スル費用ハ航空機ノ所有者又ハ其ノ代理人ヨリ停留セシメラレタル者ノ食費及患者死者ニ關スル費用ハ本人ヨリ之ヲ徵收ス

第十七條 消毒費ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ徵收ス但シ軍用航空機ニ關スルモノハ此ノ限ニ在ラス

航空機消毒費

乗員ヲ併セ十人未滿ノ人員ヲ搭載シ得ルモノ及貨物運送用航空機

五圓

乗員ヲ併セ十人以上ノ人員ヲ搭載シ得ル航空機

拾圓

局部消毒費ハ各其ノ四分ノ一トス

積荷

一箇ニ付

參拾錢

乗員其ノ他ノ乗組員及旅客ノ衣服、手荷物、所持品

壹圓

航空檢疫規則

第十八條 停留セシメラレタル者ノ食費、患者死者ニ關スル費用及鼠族、昆蟲等ノ驅除費ノ徵收額ハ地方長官之ヲ定ム

第十九條 傳染病流行地ハ告示ヲ以テ之ヲ指定ス

第二十條 第四條第四項第六條第七條又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者又ハ故ナク當該官吏ノ檢診若ハ

檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰

金ニ處ス

第二十一條 朝鮮又ハ臺灣ヨリ發航シテ内地ニ至ル航空機ニ對シテハ第六條各號ノ一ニ該當シ又ハ傳染病

毒ニ汚染シタル事實アル場合ノ外本令ヲ適用セス

第二十二條 軍用航空機ニ對シテハ現ニ傳染病患者又ハ傳染病ニ因ル死者アルモノ又ハ傳染病毒ニ汚染シ

タル事實アル場合ノ外本令ヲ適用セス

軍用航空機ニ對シ本令ヲ適用スル場合ニ於ケル措置ニ關シテハ當該官吏ニ於テ乘員ト協議スヘシ

第二十三條 本令ノ當該官吏ハ檢疫官吏其ノ地ニ在ル場合ニ於テハ檢疫官吏、檢疫官吏其ノ地ニ在ラサル

場合ニ於テハ警察官吏又ハ衛生官吏トス

第二十四條 本令ハ昭和二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附錄樣式

明 告 書

一、航空機ノ種類

二、登録記號

三、所有者又ハ其ノ代理人

四、發航地名

五、寄航地名

六、旅客

七、乘員其ノ他ノ乘組員

八、出向地

九、病者死者ノ有無

右ノ通相違無之候也

國 籍

發航月日時

著發月日時

著發月日時

著發月日時

著發月日時

著發月日時

著發月日時

年 月 日

乘員.....士 氏

名 印

●航空法中關稅ニ關スル規定ノ施行規則

(昭和二年六月三日
大藏省令第十五號)

第一條 本令ニ於テ國際航空條約トハ大正八年十月巴里ニ於テ署名調印セラレタル航空ニ關スル條約及大正九年五月巴里ニ於テ署名セラレタル同條約議定書ヲ謂フ

第二條 外國貿易航空機稅關飛行場ニ著陸シタルトキハ其ノ航空機ノ長ハ直ニ稅關ニ航空機ノ國籍及登録記號、種類及型式、人及貨物ノ積載力、出發地、著陸ノ日時並乘組員ノ數ヲ記載シタル著陸届ヲ爲シ貨物及旅行用品ノ積荷目錄、機用品目錄及旅客氏名表ヲ提出スルト同時ニ航空機ノ登録證明書ヲ預クヘシ

第三條 國際航空條約第八附屬書九ノ規定ニ依リ航空機ニ對スル輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスルトキハ其ノ航空機ノ長ハ當該航空機ノ國籍及登録記號、機體及發動機ノ種類及型式、價格及一年ヲ超エサル限度ニ於テ再輸出ノ期間ヲ記載シタル免稅申請書ヲ最初ノ著陸地所轄稅關ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ稅關長ハ必要ト認ムルトキハ航空機ノ輸入稅ニ相當スル擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

第四條 外國貿易航空機ノ離陸届ハ航空機ノ國籍及登録記號、種類及型式、人及貨物ノ積載力、仕向地及離陸ノ日時ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第五條 外國貿易航空機ハ日没ヨリ日出迄ノ間又ハ稅關ノ休日ニハ稅關長ノ特許ヲ受クルニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス

國內通航機ニ外國貨物ノ積卸ヲ爲サムトスルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ特許ヲ受ケムトスルトキハ其ノ理由、貨物ノ種類及數量ヲ記載シタル申請書ヲ稅關ニ提出スヘシ

第六條 前條ノ特許ヲ受ケタル者ハ特許手数料ヲ納付スヘシ但シ遭難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ貨物ノ積卸ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 航空機ノ積荷目錄及積載貨物ニ對スル稅關申告書ハ附屬様式ニ依ルヘシ

第八條 關稅法及關稅法施行規則中、不開港、船舶ノ名稱及國籍、仕出港、港名及碇泊期間トアルハ之ヲ稅關飛行場ニ非サル場所、航空機ノ國籍及登録記號、仕出地、飛行場名及停留期間トシ船舶ト陸地トノ交通トアルハ航空機ト飛行場外ノ場所トノ交通トス

第九條 國際航空條約第八附屬書八ノ規定ニ依リ指定セラレタル飛行場ハ該飛行場ニ著陸又ハ離陸ヲ許可セラレタル航空機トノ關係ニ於テハ之ヲ稅關飛行場ト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

航空法中關稅ニ關スル規定ノ施行規則

航空機積荷目錄

稅關官吏記
入ノ爲ノ餘
白

機長.....
 機.....
 登錄記號.....
 氏名.....
 住所.....
 國籍.....
 免狀ノ番號.....
 仕出地.....
 仕向地.....
 稅關申告書ノ番號.....
 國國.....

機長ハ本積荷目錄ノ内容ノ正確ナルコトヲ保障シ之ニ違反スルトキハ法律ノ規定スル刑罰ヲ受クヘキモノトス依テ本目錄末尾ニ日附ヲ記入シ且署名ス

備考	荷受人	數量又ハ重量	貨物ノ性質	包裝ノ箇數(數字及文字ヲ以テス)及種類	包裝ノ記號及番號	綴込番號

備考 積荷目錄ハ抹殺又ハ訂正ヲ正當ナル稅關官吏ニ依リ承認セラレタル場合ノ外爲スコトヲ得ス又行間ニ文字ヲ挿入シ又ハ同一行ニ數箇ノ品目ヲ記載スルコトヲ禁ス必要ノ場合ニハ紙數ヲ追加スルコトヲ得

様式第二號

仕出地
仕向地

稅關申告書
貨物内譯

作成者

備考	數量		價額	原産國	内容ノ詳記	貨物ノ性質	包裝	
	純量	總量					箇數	記號及番號

年 月 日

ニ於テ

荷送人

●税關手數料額ノ件

(明治三十五年七月十一日
大藏省令第十七號)

明治三十二年大藏省令第三十四號左ノ通改正シ明治三十五年八月一日ヨリ施行ス

税關及税關支署臨時開廳特許手數料

- 一 日出ヨリ日没マテ 一時間マテ毎ニ 十五圓
- 一 日没ヨリ午後十二時マテ 同 三十圓
- 一 午後十二時ヨリ日出マテ 同 四十五圓

税關支署ニ在テハ其ノ地ノ狀況ニ依リ半額迄ニ低減スルコトヲ得

但シ航空機及之ニ積卸ヲ爲ス貨物ニ關スル場合ノ特許手數料ハ前記特許手數料ノ三分ノ一トス

貨物積卸、搬入、搬出及取扱特許手數料

- 一 日出ヨリ日没マテ 一時間マテ毎ニ 三圓
- 一 日没ヨリ午後十二時マテ 同 六圓
- 一 午後十二時ヨリ日出マテ 同 九圓

但シ航空機及之ニ積卸ヲ爲ス貨物ニ關スル場合ノ特許手數料ハ前記特許手數料ノ三分ノ一トス

税關ニ於テ定メタル場所以外ニ於ケル検査特許手數料

普通貨物検査ノ爲税關官吏ヲ派出スルトキ

- 一 検査ニ要スル時間 一時間マテ毎ニ 五圓

(航空機ニ積卸ヲ爲ス
貨物ニ付テハ二圓)

但シ旅費ヲ要スルトキハ別ニ其ノ實費ヲ加フ

船内ニ於テ旅客攜帶品検査ノ爲税關官吏ヲ乗船セシムルトキ

- 一 乗船官吏一人毎ニ 一箇月マテ毎ニ 百四十圓

外國貿易船不開港出入特許手數料

- 一 入港 一回毎ニ 四十五圓

外國貿易航空機ノ税關飛行場ニ非サル場所ニ著陸スル場合ノ特許手數料

- 一 著陸 一回毎ニ 十圓

關税法施行規則第七十六條ニ依ル手數料

- 一 證明 每一件 二圓
 - 一 輸出入貨物日計表 每一件一箇月マテ毎ニ 十圓
 - 一 其ノ他船舶貨物ニ關スル計表 每一件一枚マテ毎ニ 五十錢
- 但シ十三行三段詰ヲ以テ一枚ト計算ス

●航空法第三十八條ノ規定ニ依リ公共ノ用ニ供スル

飛行場ノ用地ニ對スル地租免除ノ施行方

(昭和二年六月七日
大藏省令第十七號)

航空法第三十八條ノ規定ニ依リ公共ノ用ニ供スル飛行場ノ用地ニ對スル地租免除ノ施行方左ノ通定ム

第一條 航空法第三十八條ノ規定ニ依リ公共ノ用ニ供スル飛行場ノ用地ニ付地租ノ免除ヲ請ハントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄稅務署長ニ申請スヘシ

- 一 所在市町村並土地ノ番號、地目、各筆毎ノ面積及地價
- 二 飛行場經營者ト納稅義務者ト異ナルトキハ無料借地タルコトヲ證スル書面
- 三 飛行場設置ノ目的及設置ノ期間
- 四 飛行場ノ設置又ハ目的若ハ區域ノ變更ノ許可年月日

第二條 地租ノ免除ヲ受ケタル飛行場ノ用地ニシテ飛行場タルコト若ハ其ノ公共ノ用ニ供スルコトヲ廢止シ又ハ無料借地ヲ有料借地ト爲シタルトキハ土地所有者又ハ納稅義務者ハ直ニ所轄稅務署長ニ届出ツヘシ

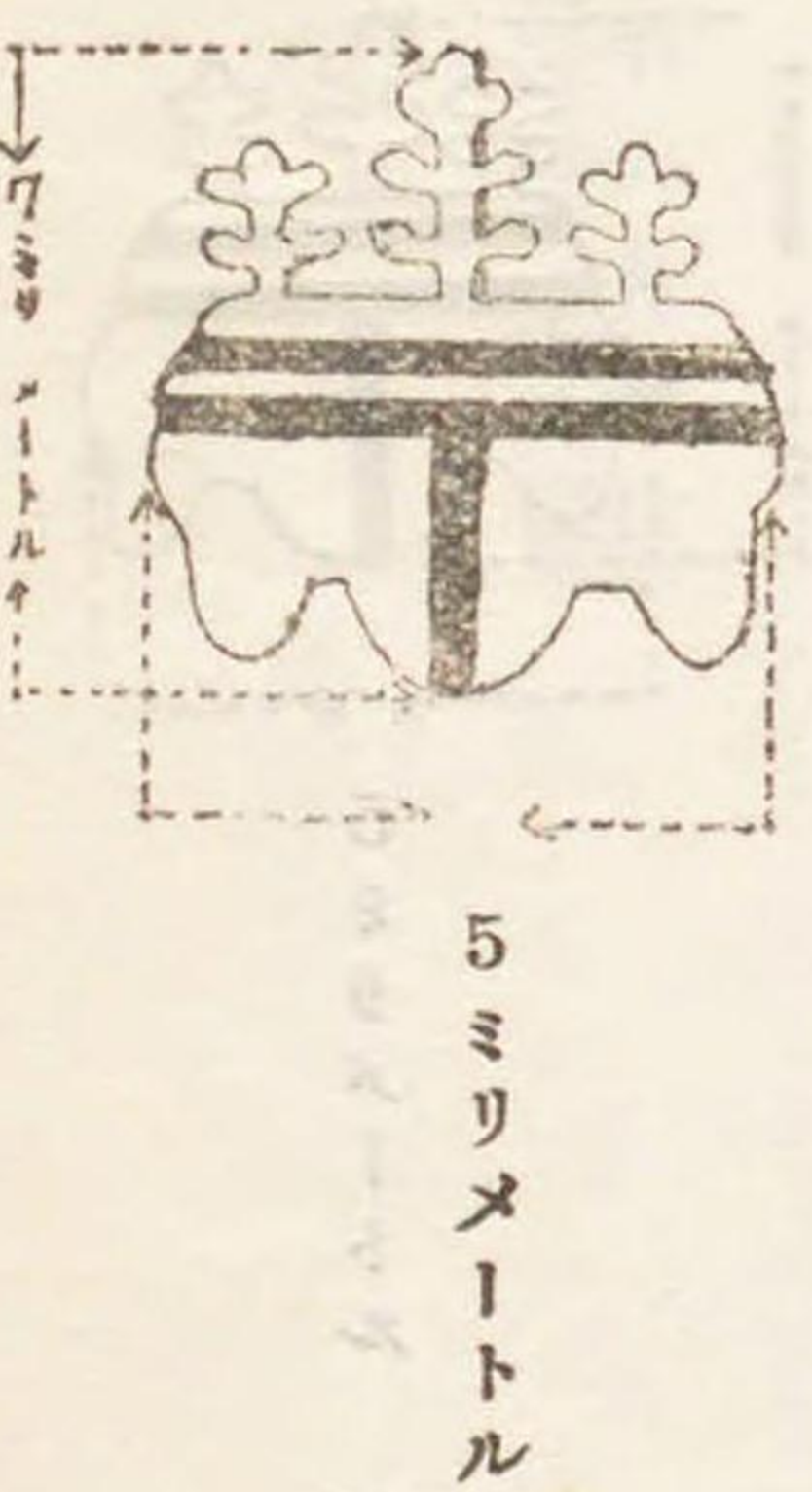
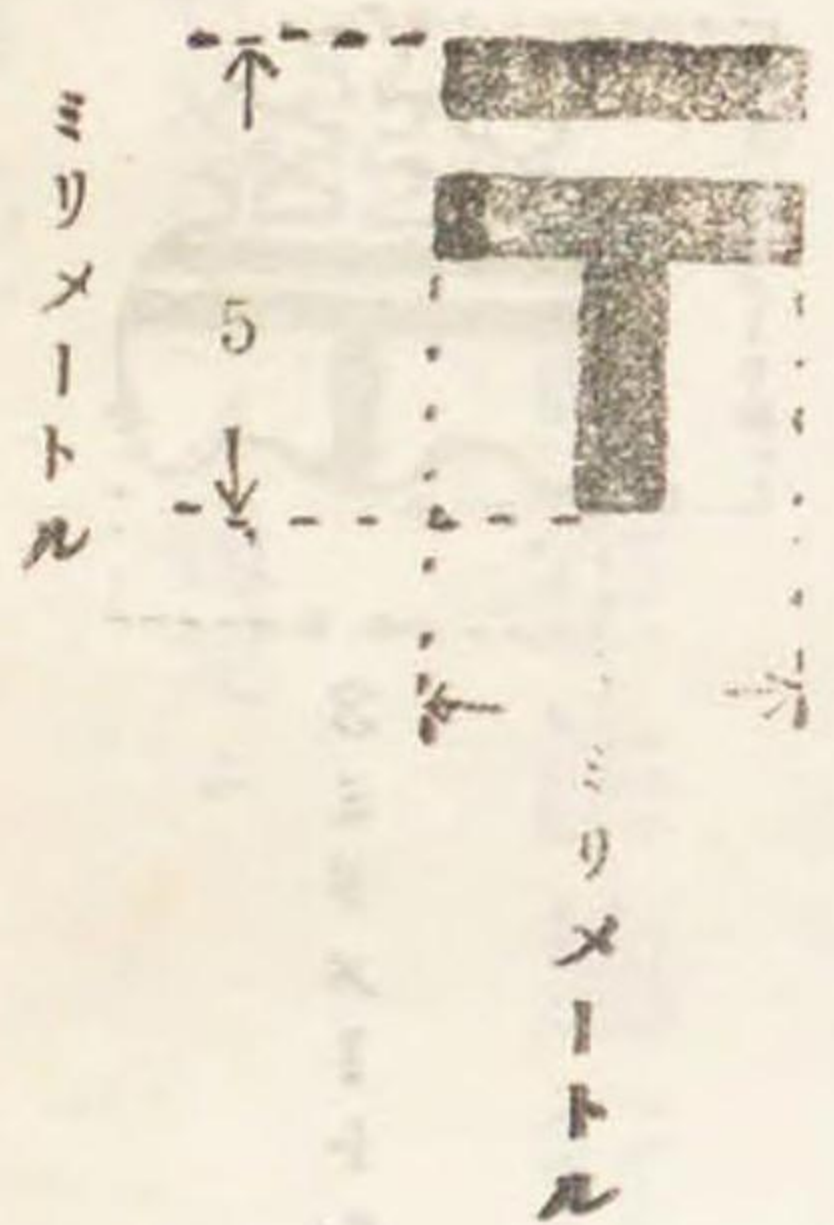
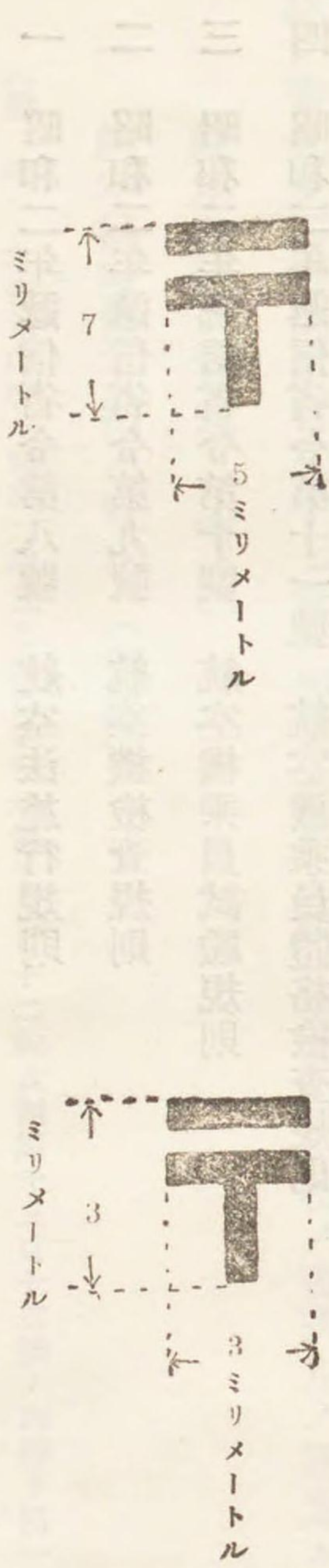
附 則

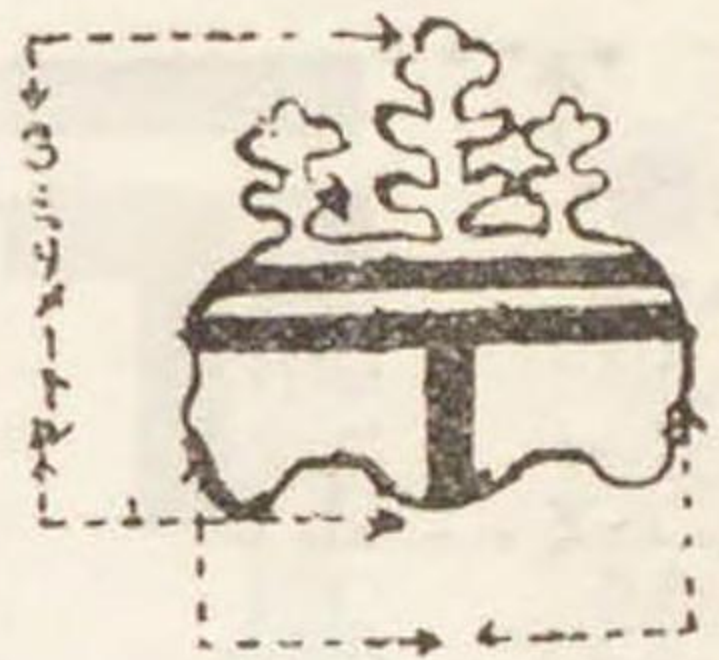
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●航空法施行ニ關スル件

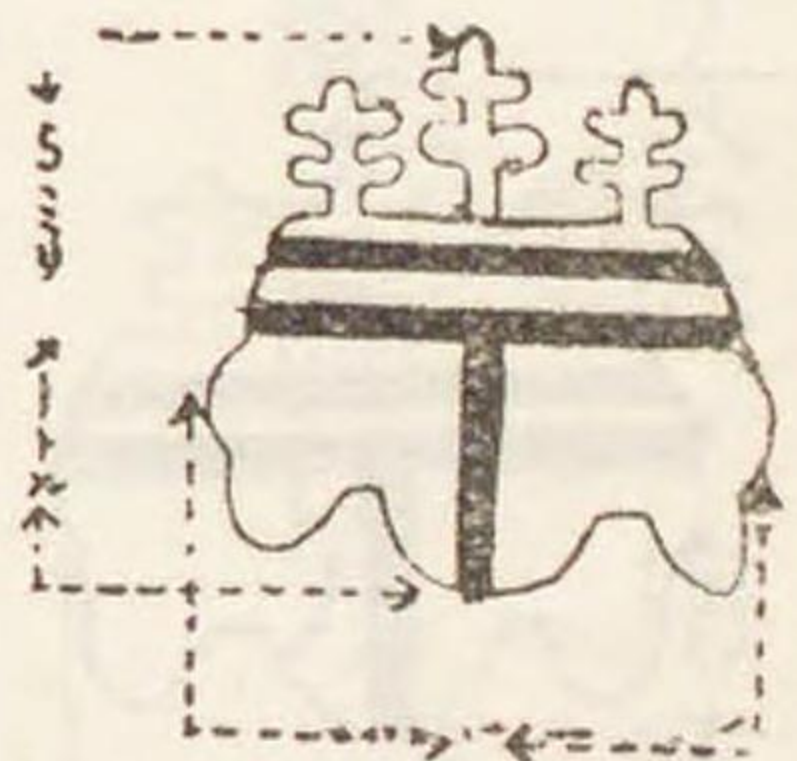
(昭和二年六月一日
朝鮮總督府令第五十六號)

第一條 航空法ノ施行ニ關シテハ本令ニ規定スルモノノ外左ノ規定ニ依ル但シ同規定中朝鮮トアルハ内地、遞信大臣トアルハ昭和二年遞信省令第八號航空法施行規則第三條、第八十六條、第八十七條、第八十九條、第九十條及第一百六條乃至第二百五條ニ付テハ朝鮮總督、其ノ他ニ付テハ朝鮮總督府遞信局長、官報トアルハ朝鮮總督府官報、遞信省印トアルハ朝鮮總督府遞信局印、氏名トアルハ氏名又ハ姓名、市町村長トアルハ府尹面長、字トアルハ町洞里トシ





3ミリメートル 又ハ



5ミリメートル トス

- 一 昭和二年遞信省令第八號 航空法施行規則
 - 二 昭和二年遞信省令第九號 航空機検査規則
 - 三 昭和二年遞信省令第十號 航空機乗員試験規則
 - 四 昭和二年遞信省令第十一號 航空機乗員體格検査規則
 - 五 昭和二年遞信省令第十二號 三等飛行機操縦士免許規則
- 第二條 本令ニ依リ朝鮮總督ニ提出スル書類ハ總テ朝鮮總督府遞信局長ヲ經由スヘシ
- 附 則
- 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●航空法特例

(昭和二年六月一日 朝鮮總督府令第五十七號)

朝鮮ニ於テハ航空法第三十七條第二項中土地收用法トアルハ土地收用令、同法第三十八條中地租トアルハ

地稅又ハ市街地稅、同法第四十三條中水難救護法トアルハ朝鮮水難救護令トス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●航空日誌及航空機乗員手帖ノ書式(朝鮮)

(昭和二年六月二十二日 朝鮮總督府告示第二百二號)

朝鮮總督府令第五十六號ニ依ル昭和二年遞信省令第八號航空法施行規則第二百二十六條ノ規定ニ依リ航空日誌ノ書式及同規則第二百二十七條ノ規定ニ依リ航空機乗員手帖ノ書式左ノ通定ム

- 一 航空日誌ノ書式 (省略)
- 一 航空機乗員手帖ノ書式 (省略)

(備考) 本告示内容ハ昭和二年五月遞信省告示第千三百十二號及同第千三百十三號ノ内容ト同一ナルニ付之ヲ省略ス

●航空法施行規則

(昭和二年六月一日 臺灣總督府令第二十八號)

航空法施行規則左ノ通定ム

(本文省略)

航空法特例、航空法施行規則 (臺灣)

航空機検査規則、航空機乗員試験規則、航空機乗員体格検査規則、三等飛行機操縦士免許規則(臺灣) 二二六

●航空機検査規則 (昭和二年六月一日 臺灣總督府令第二十九號)

航空機検査規則左ノ通定ム

(本文省略)

●航空機乗員試験規則 (昭和二年六月一日 臺灣總督府令第三十號)

航空機乗員試験規則左ノ通定ム

(本文省略)

●航空機乗員体格検査規則 (昭和二年六月一日 臺灣總督府令第三十一號)

航空機乗員体格検査規則左ノ通定ム

(本文省略)

●三等飛行機操縦士免許規則 (昭和二年六月一日 臺灣總督府令第三十二號)

三等飛行機操縦士免許規則左ノ通定ム

(本文省略)

備考 臺灣ニ於ケル前記五規則ハ夫々左ノ規則ト其ノ内容ヲ一ニスルカ故ニ之カ掲載ヲ省略シタリ

航空法施行規則 (昭和二年五月五日 逓信省令第八號)

航空機検査規則 (昭和二年五月五日 逓信省令第九號)

航空機乗員試験規則 (昭和二年五月五日 逓信省令第十號)

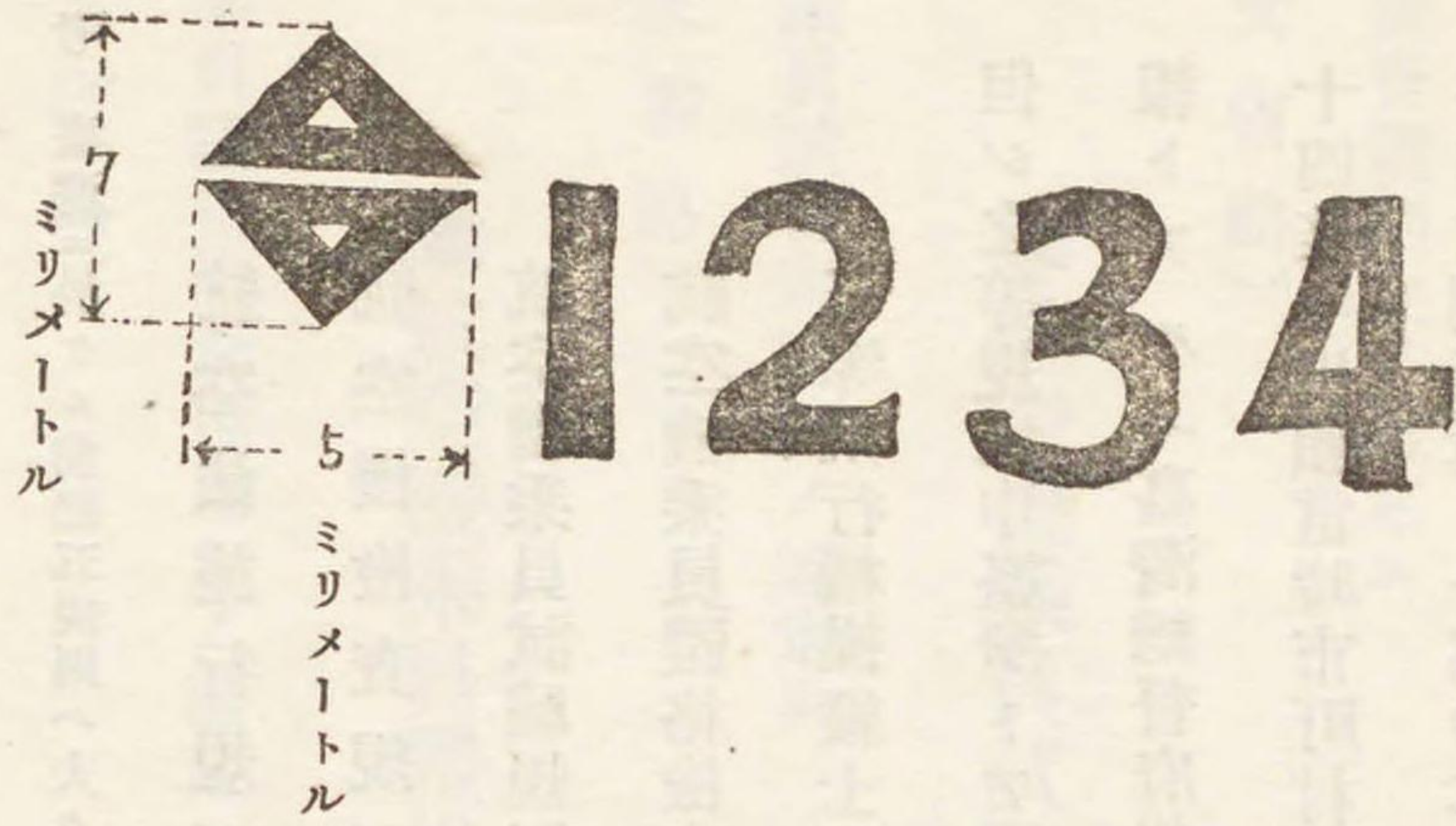
航空機乗員体格検査規則 (昭和二年五月五日 逓信省令第十一號)

三等飛行機操縦士免許規則 (昭和二年五月五日 逓信省令第十二號)

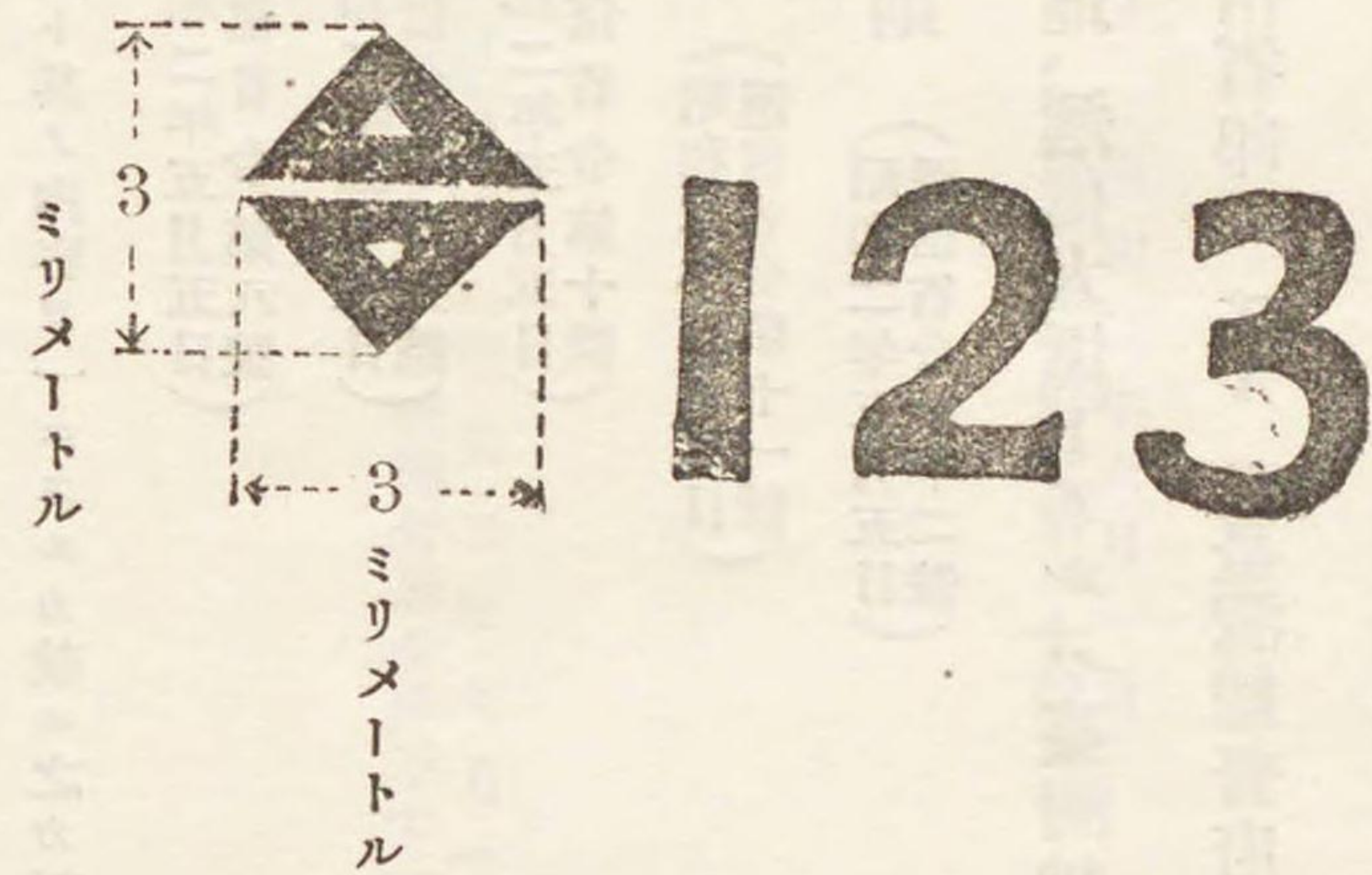
但シ之等規定中臺灣トアルハ内地、逓信大臣トアルハ臺灣總督、地方長官トアルハ知事又ハ廳長、官報トアルハ臺灣總督府報、逓信省印トアルハ臺灣總督府印、航空法施行規則 逓信省令第八號 第六十四條中出願當時市町村長又ハ其ノ職ヲ行フ者ヨリ交付ヲ受ケタルモノトアルハ本島人ニ在リテハ戸口調査簿ノ一部抄本トシ、同規則(逓信省令第八號)第六號書式ノ一(機體検査濟記號)ハ次ノ如シ

三等飛行機操縦士免許規則 (臺灣)

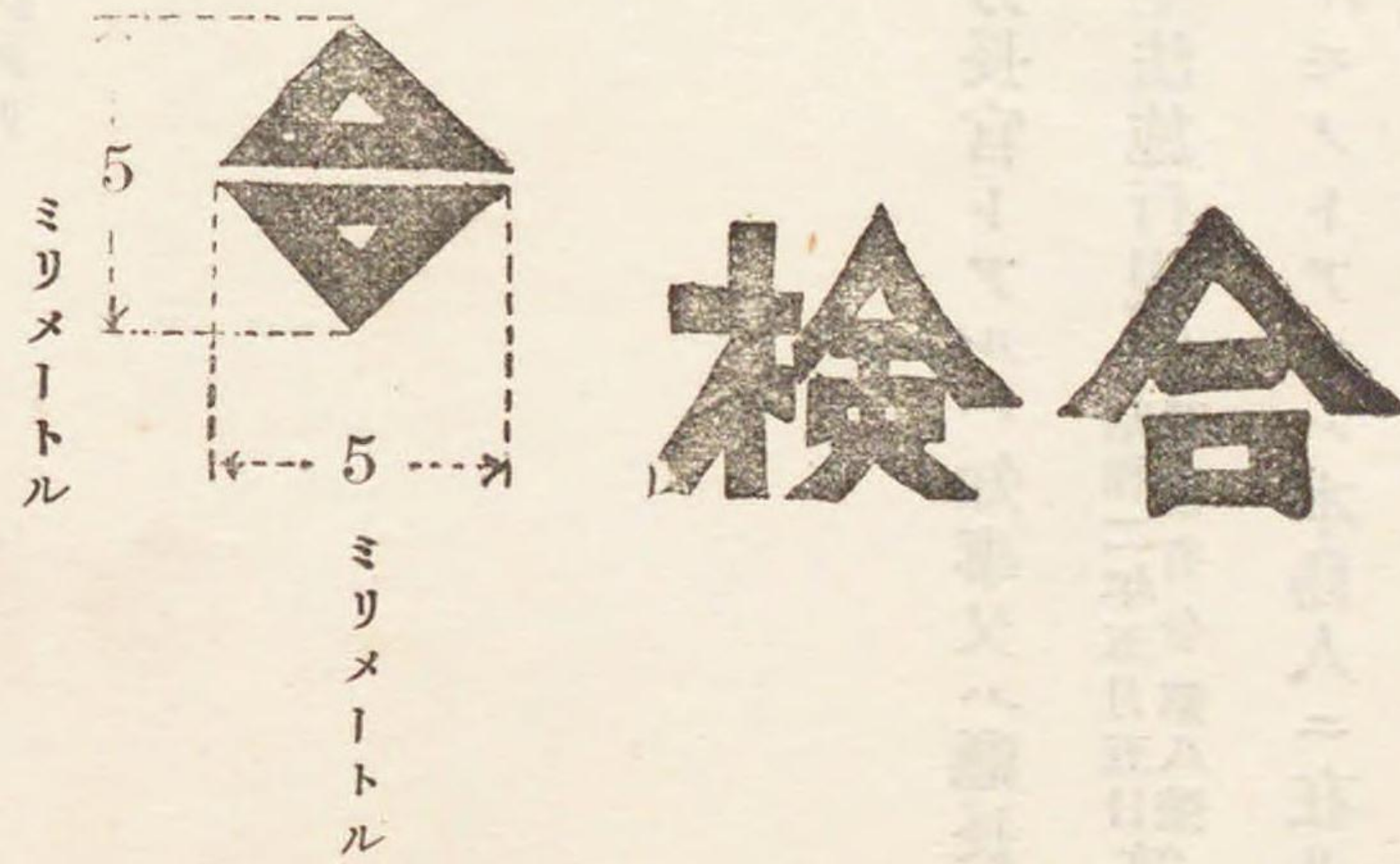
第六號書式ノ一 (機體検査済記號)



第六號書式ノ二 (發動機検査済記號)



第六號書式ノ三 (「プロペラ」検査済記號)



●關東州ニ於ケル航空ニ關スル件

(昭和二年八月十五日 勅令第二百六十七號)

勅令第二百六十七號

關東州ニ於ケル航空ニ關シテハ第三十九條、第四十二條及第四十七條ヲ除クノ外航空法ニ依ル但シ同法第三十三條中日本國外トアルハ關東州外、日本國內トアルハ關東州内、日本國トアルハ關東州トシ第三十四條及第四十一條中日本國外トアルハ關東州外、日本國內トアルハ關東州内トシ第三十五條中日本各地ノ間トアルハ關東州各地ノ間トシ第三十七條第二項中土地收用法トアルハ關東州土地收用法トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●航空機操縦士養成規則

(大正十三年十一月二十五日 遞信省令第五十七號)

第一條 航空機操縦士タラムトスル者ヲ航空機操縦生ニ採用シ之ヲ教育スル場合ニ於テハ本規則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 航空機操縦生ノ教育ハ陸軍飛行學校又ハ海軍航空隊ニ之ヲ委託ス

陸軍飛行學校又ハ海軍航空隊ニ於テ修業中ノ航空機操縦生ハ其ノ修業ニ關シ當該學校長又ハ航空隊司令ノ監督ヲ受ケ其ノ懲戒ニ服スルモノトス

第三條 航空機操縦生ノ採用人員、出願及試験期日其ノ他試験ニ關スル事項ハ試験施行ノ都度豫メ之ヲ公告ス

第四條 航空機操縦生志願者ハ願書第一號ニ戸籍謄本出願當時市町村長又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヨリ交付ヲ受ケタルモノ履歷書書第二號式及最近ノ寫真身

脱帽手札形ヲ添附シ遞信大臣ニ提出スヘシ

志願者ハ其ノ志願ニ關シ親權者又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五條 航空機操縦生ヲ志願シ得ル者ハ出願ノ年ノ十二月一日ヲ以テ計算シ滿十七歲以上滿二十歲未滿ノ者ナルコトヲ要ス

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ航空機操縦生ヲ志願スルコトヲ得ス

一 女子

二 妻子アル者

三 禁治産者又ハ準禁治産者

四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

第七條 航空機操縦生ハ試験ノ上之ヲ採用ス

第八條 航空機操縦生ノ採用試験ハ體格検査及學科試験トス

第九條 體格検査ニ合格シタル者ニ非サレハ學科試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十條 體格検査ハ陸海軍航空勤務者身體検査ノ例ニ依リ之ヲ行フ

第十一條 學科試験ハ左ノ科目ニ付中學卒業程度ニ於テ之ヲ行フ但シ外國語ノ試験ニ付テハ受験者ノ選擇

ニ依リ英語、佛語及獨語ノ一ニ付之ヲ行フ

一 邦語 作文、講讀、筆蹟

二 外國語 歐文和譯、邦文歐譯

三 數學 算術、代數、幾何、三角

四 物理

五 化學

第十二條 受験者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ者ニ對シ試験ヲ停止スルコトアルヘシ

- 一 試験ノ際不正ノ行爲アリタルトキ
- 二 試験ニ缺席シ又ハ遅刻シタルトキ

第十三條 航空機操縦生ノ採用ヲ決定シタルトキハ其ノ旨及教育ヲ受クヘキ場所ヲ本人ニ通知ス但シ其ノ教育ヲ受クヘキ場所ハ本人ノ希望ヲ參酌シテ決定スルモノトス

第十四條 前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ身元保證人ヲ定メ遲滞ナク誓約書^{第三號式}ヲ遞信大臣ニ提出スヘシ

第十五條 身元保證人ハ二名トシ内一名ハ志願者ノ父母其ノ他ノ尊屬又ハ之ニ代リ監督ノ責ニ任スヘキ者、他ノ一名ハ東京市内又ハ其ノ隣接市町村内ニ居住シ一戸ヲ構フル者ナルコトヲ要ス

第十六條 身元保證人死亡シ又ハ第十五條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ更ニ身元保證人ヲ定メ身元保證人變更ヲ提出スヘシ

第十七條 航空機操縦生ノ教育期間ハ約八箇月トシ毎年十二月一日ヨリ開始ス
前項ノ開始期日ハ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第十八條 航空機操縦生ニハ航空機操縦士トシテ必要ナル航空ニ關スル基本的學科及術科ヲ教授ス

前項ノ學科及術科ノ細目ニ關シテハ遞信大臣陸軍航空本部長又ハ航空機操縦生ノ教育ヲ委託スヘキ海軍航空隊ヲ所管スル鎮守府司令長官ト協議シ之ヲ定ム

第十九條 航空機操縦生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ航空機操縦生タルコトヲ免ス

- 一 品行方正ナラサルトキ
- 二 修業ヲ怠リタルトキ
- 三 疾病又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ航空機操縦生タルニ適セサルニ至リタルトキ
- 四 學術ノ進歩不良ナル爲成業ノ見込ナキトキ
- 五 遞信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第二十條 航空機操縦生ニハ航空機操縦生ヲ命シタル日ヨリ之ヲ免シタル日迄修業費トシテ月額三十圓ヲ

給與ス

第二十一條 航空機操縦生ハ授業料ヲ徵收セラルルコトナシ

航空機操縦生ニハ制服、制帽、靴及修業用ノ器材及書籍ヲ貸付スルコトアルヘシ

第二十二條 實習ノ爲航空機操縦生ニ内國旅行ヲ命シタル時ハ遞信省内國旅費規程ニ依リ旅費ヲ支給ス

第二十三條 航空機操縦生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ教育ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトアルヘシ

- 一 修業中自己ノ便宜ニ因リ航空機操縦生ヲ免セラレタルトキ
- 二 第十九條第一號又ハ第二號ノ事由ニ因リ航空機操縦生ヲ免セラレタルトキ

前項償還金額ハ遞信大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

航空機操縦生採用規則ハ之ヲ廢止ス

第一號書式(用紙半紙)

航空機操縦生採用願

私儀航空機操縦生志願ニ付採用相成度親權者(後見人)ノ同意ヲ得戶籍謄本及履歷書相添へ此段願上候也

年 月 日

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

何某方

族稱

氏 名 印

年 月 日 生

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

族稱

右親權者(後見人) 氏 名 印

年 月 日生

遞信大臣宛

右志願者何某ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキコトヲ證明ス

年 月 日

道廳(府、縣)郡(市)町(村)長

氏 名 印

第二號書式(用紙半紙)

履 歷 書

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

航空機操縦士養成規則

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

何某方

族稱

氏名

年 月 日生

學 歴

一 年 月 日何學校ニ入學 年 月 日卒業

職 業

一 年 月 日何ニ從事ス

賞 罰

一 年 月 日何ニヨリ賞罰

右之通相違無之候也

年 月 日

志願者 氏名(名) (印)

備考 志願者カ中學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者ナルトキハ當該學校ヲ卒業シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ履歷書

ニ添附スヘシ

第三號書式

誓 約 書

私儀今般航空機操縦生ニ採用相成候ニ付テハ御規則堅ク相守リ若シ御規則ニ依リ修業費ノ償還ヲ命セラレタル節ハ私儀又ハ保證人ニ於テ償還可致ハ勿論萬一修業ニ關シ不慮ノ災禍ヲ蒙リ候共私儀ハ固ヨリ他人ヲシテ何等異議ヲ爲申立間敷候仍テ身元保證人連署ノ上誓約書提出候也

年 月 日

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

族稱

氏名 (印)

年 月 日生

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

何某方
 族稱
 本人トノ續柄
 第一身元保證人 氏
 年月日生
 本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地
 現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地
 族稱
 第二身元保證人 氏
 年月日生

遞信大臣宛

備考 第二身元保證人ニ付テハ東京市内又ハ其ノ隣接市町村内ニ居住シ一戸ヲ構フル者ナルコトヲ證スル當該市區町村長ノ證明書ヲ誓約書ニ添附スヘシ

●航空機操縦士養成規則

(大正十三年十月十五日
 遞信省令第四十二號)

第一條 航空機操縦士タラムトスル者ヲ航空機操縦生ニ採用シ之ヲ教育スル場合ニ於テハ本規則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 航空機操縦生ノ教育ハ適當ト認ムル學校ニ之ヲ委託スルコトアルヘシ

第三條 航空機操縦生ノ採用人員、出願及試験期日其ノ他試験ニ關スル事項ハ試験施行ノ都度豫メ之ヲ公告ス

第四條 航空機操縦生志願者ハ願書^{第一號}ニ戶籍謄本^{出願當時市町村長又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヨリ交付ヲ受ケタルモノ} 履歷書^{第二號}及最近ノ寫真^身 札形^{脱帽手}ヲ添付シ遞信大臣ニ提出スヘシ

第五條 航空機操縦生ヲ志願シ得ル者ハ大正十年文部省令第二號工業學校規程ニ依ル工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ機械科本科若ハ之ニ準スヘキ學科ノ本科ヲ卒業シ滿十八歲未滿又ハ滿廿歲以上廿五歲以下ニシテ航空機操縦生教育期間内ニ於テ兵役ニ徵集セラレサル者ナルコトヲ要ス

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ航空機操縦生ヲ志願スルコトヲ得ス
 一 女子
 二 禁治產者又ハ準禁治產者

三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

第七條 航空機關生ハ試験ノ上之ヲ採用ス

第八條 航空機關生ノ採用試験ハ體格検査、學科試験及實地試験トス

第八條ノ二 體格検査ニ合格シタル者ニ非サレハ學科試験及實地試験ヲ受クルコトヲ得ス

第九條 體格検査ハ徴兵検査規則ニ準シ之ヲ行フ

第十條 學科試験ハ左ノ科目ニ付大正十年文部省令第二號工業學校規程ニ依ル尋常小學校卒業程度ヲ以テ

入學資格トスル修業年限五年ノ工業學校又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノ

工業學校ノ卒業程度ニ於テ之ヲ行フ

一 邦語 作文、講讀、筆蹟

二 英語 英文和譯、邦文英譯

三 數學 算術、代數、幾何、三角

四 物理

五 化學

六 製圖

第十一條 實地試験ハ機械工作ニ付大正十年文部省令第二號工業學校規程ニ依ル尋常小學校卒業程度ヲ以

テ入學資格トスル修業年限五年ノ工業學校又ハ高等小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年

ノ工業學校卒業程度ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 受験者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ者ニ對シ試験ヲ停止スルコトアルヘシ

一 試験ノ際不正ノ行爲アリタルトキ

二 試験ニ缺席シ又ハ遅刻シタルトキ

第十三條 航空機關生ノ採用ヲ決定シタルトキハ其ノ旨本人ニ通知ス

第十四條 前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ身元保證人ヲ定メ遲滞ナク誓約書^{第三號式}ヲ遞信大臣ニ提出スヘシ

第十五條 身元保證人ハ二名トシ内一名ハ志願者ノ父母其ノ他ノ尊屬又ハ之ニ代リ監督ノ責ニ任スヘキ者、

他ノ一名ハ東京市内又ハ其ノ隣接市町村内ニ居住シ一戸ヲ構フル者ナルコトヲ要ス

第十六條 身元保證人死亡シ又ハ第十五條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ更ニ身元保證人ヲ定メ身元保證人變

更屆ヲ提出スヘシ

第十七條 航空機關生ノ教育期間ハ約二年トシ毎年九月一日ヨリ開始ス

前項ノ開始期日ハ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第十八條 航空機關生ニ教授スヘキ學科目及實習科目左ノ如シ

一 學科目

修身

工業數學

外國語

電氣工學

內燃機工學

材料強弱學

材料及工作法

應用力學

機構學

應用化學

航空機學

發動機學

航空法規

航空機操縱學

飛行機修理法

發動機修理法

航空機取扱法

計器類取扱法

自動車運轉法

二 實習科目

仕上術

鍛工術

木工術

鍍金及銅工術

機工術

自動車用發動機分解、手入及運轉法

航空機分解、組立、手入、點檢及修理方法

航空機用發動機分解、組立、手入、點檢及修理法

前項ニ掲クル學科目又ハ實習科目ハ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第十九條 航空機關生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ航空機關生タルコトヲ免ス

一 品行方正ナラサルトキ

航空機關士養成規則

- 二 修業ヲ怠リタルトキ
 - 三 疾病又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ航空機關生タルニ適セサルニ至リタルトキ
 - 四 學術ノ進歩不良ナル爲成業ノ見込ナキトキ
 - 五 遞信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキ
- 第二十條 航空機關生ニハ航空機關生ヲ命シタル日ヨリ之ヲ免シタル日迄修業費トシテ月額四十圓ヲ給與ス
- 第二十一條 航空機關生ハ授業料ヲ徵收セラルルコトナシ
- 航空機關生ニハ制服、制帽、靴及修業用ノ器具及書籍ヲ貸付スルコトアルヘシ
- 第二十二條 實習ノ爲航空機關生ニ内國旅行ヲ命シタルトキハ遞信省内國旅費規程ニ依リ旅費ヲ支給ス
- 第二十三條 航空機關生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ教育ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトアルヘシ
- 一 修業中自己ノ便宜ニ因リ航空機關生ヲ免セラレタルトキ
 - 二 第十九條第一號又ハ第二號ノ事由ニ因リ航空機關生ヲ免セラレタルトキ
- 前項償還金額ハ遞信大臣之ヲ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式(用紙半紙)

航空機關生採用願

私儀航空機關生志願ニ付採用相成度戸籍謄本及履歷書相添へ此段願上候也

一 年 月 日

本 籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現 住 地 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

何某方

族 稱

氏 名

年 月 日 生

遞信大臣宛

志願者何某ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキコトヲ證明ス

年 月 日

道廳(府、縣)郡(市)町(村)長

氏 名

第二號書式(用紙半紙)

履 歷 書

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地
 現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地
 何某方
 族 稱

氏 名

年 月 日 生

學 歷

一 年 月 日何學校ニ入學 年 月 日卒業

職 業

一 年 月 日何ニ從事ス

賞 罰

一 年 月 日何ニヨリ賞罰

右之通相違無之候也

年 月 日

志願者 氏

名

備考 志願者ハ第五條ニ規定スル學校ノ當該學科ヲ卒業シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ履歷書ニ添附スヘシ

第三號書式

誓 約 書

私儀今般航空機關生ニ採用相成候ニ付テハ御規則堅ク相守リ若シ御規則ニ依リ修業費ノ償還ヲ命セラレタル節ハ私儀又ハ保證人ニ於テ償還可致ハ勿論萬一修業ニ關シ不慮ノ災禍ヲ蒙リ候共私儀ハ固ヨリ他人ヲシテ何等異議ヲ爲申立間敷候仍テ身元保證人連署ノ上誓約書提出候也

年 月 日

本 籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

族 稱

氏 名

年 月 日 生

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地
現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

何某方

族稱

本人トノ續柄

第一身元保證人 氏

名 ⑩

年 月 日生

本籍 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

現住所 道廳(府、縣)郡(市)町(村)番地

族稱

第二身元保證人 氏

名 ⑪

年 月 日生

遞信大臣宛

備考 第二身元保證人ニ付テハ東京市内又ハ其ノ隣接市町村内ニ居住シ一戸ヲ擔フル者ナルコトヲ證スル當該市區町村長ノ證明書ヲ誓約書ニ添附スヘシ

●航空獎勵規則

(大正九年十二月二十四日 陸軍省令第四十號)

第一條 遞信大臣ハ民間ニ於ケル航空ノ發達ヲ圖ル爲本令ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ金品ヲ授與ス

本ルコトアルヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ賞狀並賞金又ハ賞品ヲ授與ス

- 一 航空事業ノ發達ニ功勞アリタル者
- 二 航空機操縦士其ノ他航空關係技術者ノ養成ニ從事シ其ノ成績顯著ナル者
- 三 航空機操縦士又ハ航空機ノ調節若ハ補修ニ從事スル技術者ニシテ持ニ其ノ技倆ノ優秀ナルモノ
- 四 優秀ナル航空用機器及所要材料ノ設計又ハ製作ヲ爲シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ獎勵金ヲ授與スルコトアルヘシ

- 一 優秀ナル航空用機器及所要材料ノ考案、研究ニ從事スル者ニシテ特ニ獎勵ノ必要アルモノ
- 二 航空術ノ研究ニ從事スル者ニシテ特ニ獎勵ノ必要アルモノ
- 三 航空ニ關スル競技會、共進會又ハ之ニ準スヘキモノノ開設者其ノ他航空智識普及ノ爲有效ナリト認
- 四 航空路ノ開設ニ從事スル者ニシテ特ニ獎勵ノ必要アルモノ

五 航空ニ必要ナル施設ヲ爲ス者ニシテ特ニ獎勵ノ必要アルモノ

第三條ノ二 左ノ各號ニ該當スル飛行機ニシテ修繕後更ニ之ヲ航空ノ用ニ供セムトスルモノニ付所有者ノ申請アリタルトキハ維持獎勵金ヲ授與スルコトアルヘシ

一 航空距離ノ制限ナキ飛行機又ハ之ニ相當スル飛行機ニシテ其ノ所有者又ハ乗員ノ故意若ハ重大ナル過失ニ因ラスシテ損傷シ修繕容易ナルモノ

二 前號ノ飛行機ニシテ遞信大臣ノ適當ト認ムル工場ニ於テ其ノ相當ト認ムル修繕費ニテ修繕シ且修繕後航空距離ノ制限ナキ飛行機トシテ有効期間六箇月ノ堪航證明書ヲ發給セラレタルモノ

第四條 第二條ノ賞狀並賞金又ハ賞品ヲ受クヘキ者其ノ授與前死亡シタルトキハ之ヲ死亡シタル者ノ遺族ニ交付ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ大正十四年四月一日以後修繕ヲ了リ堪航證明書ヲ發給セラレタル飛行機ニ之ヲ適用ス

附 錄

●遞信省官制

(明治三十一年十月二十二日
勅令第二百九十五號)

第一條 遞信大臣ハ郵便、小包郵便、電信、電話及航路標識ヲ管理シ發電水力及航空ニ關スル事務ヲ掌リ
電氣、造船、水陸運輸ニ關スル事業及航路、船舶、海員ヲ監督ス
遞信大臣ハ日本無線電信株式會社ニ關スル事項ヲ管理ス

第一條ノ二 大臣官房ニ於テハ通則ニ定ムルモノノ外從事員ノ養成保健及遞信博物館ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 遞信省專任書記官ハ十八人ヲ以テ定員トス

第三條 遞信省ニ左ノ局ヲ置ク

一 郵務局

二 電務局

三 工務局

四 電氣局

五 管船局

六 航空局

七 經理局

遞信省官制

第四條 郵務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 郵便及小包郵便ニ關スル事項
- 二 陸運事業ノ監督ニ關スル事項

第四條ノ二 電務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 電信ニ關スル事項
- 二 電話ニ關スル事項
- 三 日本無線電信株式會社ニ關スル事項

第四條ノ三 工務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 電信ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項
- 二 電話ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項

第五條 電氣局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 電氣ノ取締ニ關スル事項
- 二 電氣測定器ノ檢定ニ關スル事項
- 三 發電水力ニ關スル事項

第六條 管船局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航路標識ニ關スル事項

二 航路、船舶、海員、水運及保護海事會社ノ監督ニ關スル事項

管船局ニ船舶試驗所ヲ置キ船舶ノ試驗並船用品ノ検査及試驗ニ關スル事項ヲ掌ラシム

遞信大臣ハ必要ト認ムル地ニ船舶試驗所ノ支所ヲ置キ船舶試驗所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

船舶試驗所長及支所長ハ遞信技師ヲ以テ之ニ充ツ

第六條ノ二 航空局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空ノ取締ニ關スル事項
- 二 航空ニ關スル事業ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事項
- 三 航空ニ伴フ施設ニ關スル事項

第六條ノ三 經理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算、決算並會計ニ關スル事項
- 二 會計ノ監査ニ關スル事項
- 三 本省所管ノ官有財産及物品ニ關スル事項
- 四 電信電話用品ノ製造及修繕ノ作業ニ關スル事項

第七條 遞信省ニ遞信省事務官專任九人ヲ置ク

遞信省事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

前二項ノ職員ノ外航空局ノ事務ニ従事セシムル爲遞信大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ遞信省事務官ヲ命スルコトヲ得

第七條ノ二 遞信省ニ航空官專任九人ヲ置ク

航空官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ航空ニ關スル技術又ハ事務ヲ掌ル

第八條 遞信省ニ專任技師五十四人ヲ置ク但シ内四人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

第九條 遞信省屬ハ專任百六十九人ヲ以テ定員トス

第十條 遞信省ニ專任技師七十九人ヲ置ク

第十條ノ二 遞信大臣ハ航空ニ關スル事務ニ關シ必要ニ應シ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ其ノ管理ニ屬スル人馬、艦船、航空機、器材等ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

附 則

第十一條 本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

○大正十三年十一月勅令第二六七號(遞信省官制中改正ノ件)本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

遞信省參事官ハ各省官制通則第十四條ノ規定ニ拘ラス之ヲ置カス

航空局官制ハ之ヲ廢止ス

航空局職員ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ航空局書記官ハ遞信書記官ニ、航空官ハ航空官ニ、航空局屬ハ遞信屬ニ、航空局技師ハ遞信技師ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ航空局ノ航空官又ハ技師ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り航空官ハ航空官ニ、航空局技師ハ遞信技師ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

●遞信省分課規程拔萃

(大正十三年十一月二十五日) (公達第九百七十二號)

第二十六條 航空局ニ左ノ二課ヲ置ク

一 監理課

二 技術課

第二十七條 航空局監理課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空ノ取締ニ關スル事項
- 二 航空事業ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事項
- 三 航空ニ關スル公益法人ノ監督ニ關スル事項

- 四 國際航空ニ關スル事項
- 五 本局主管ニ屬スル豫算ノ經理ニ關スル事項
- 六 本局主管ニ屬スル統計ニ關スル事項
- 七 局中他課ニ屬セサル事項

第二十八條 航空局技術課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

- 一 航空機ノ檢查及登錄ニ關スル事項
- 二 航空機ノ操縦士及機關士ノ試驗、登錄、養成及取締ニ關スル事項
- 三 航空機工業ノ保護、獎勵及監督ニ關スル事項
- 四 航空ニ伴フ施設ノ實施及取締ニ關スル事項
- 五 航空地圖及航空氣象ニ關スル事項
- 六 航空機ノ救護及事故調査ニ關スル事項

●朝鮮總督府遞信官署官制拔萃

(明治四十五年三月二十八日 勅令第三百二十八號)

第一條 朝鮮總督府遞信官署ハ朝鮮總督ノ管理ニ屬シ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、航路標識、

海員ノ養成、發電水力及航空ニ關スル事務並航路、船舶、海員、電氣事業及瓦斯事業ノ監督ニ關スル事務ヲ掌ル

朝鮮總督ノ指定シタル遞信官署ハ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ノ取扱フ歲入金歲出金及歲入歲出外現金ノ出納並郵便物ノ出港稅ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 遞信官署ハ遞信局、貯金管理所、郵便局、電信局、電話局及郵便所トス

第三條 遞信局ハ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、航路標識、海員ノ養成、發電水力及航空ニ關スル事務ヲ管理シ航路、船舶、海員、電氣事業及瓦斯事業ノ監督ニ關スル事務ヲ掌ル

●關東廳遞信官署官制拔萃

(大正九年十月二十三日 勅令第五百二號)

第一條 關東廳遞信官署ハ關東長官ノ管理ニ屬シ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話及航空ニ關スル事務並電氣事業ノ監督ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 關東廳遞信官署ハ遞信局、郵便局、電信局、電話局及郵便所トス

第三條 遞信局ハ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信及電話ノ管理ニ關スル事務、電信及電話ノ建設、私設電信電話及電氣事業ノ監督並航空ニ關スル事務ヲ掌ル

●外務省分課規程拔萃

(大正十三年十二月二十三日官報)

第十條 歐米局ニ第一課及第二課ヲ置ク

第一課ニ於テハ露西亞、其ノ接壤諸國「チエッコ、スロヴァキア」國、洪牙利國「セルブ、クロアイト、スロヴェニア」國、勃牙利國、「アルバニア」國、希臘國ニ關スル事務ヲ掌ル

第二課ニ於テハ第七條及前項ニ掲クル地域以外ノ地域ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條 條約局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 條約其ノ他ノ國際約定ノ起草及解釋ニ關スル事項
- 二 條約其ノ他ノ國際約定ノ確定文審査、批准、公布及條約ノ編纂及調査ニ關スル事項
- 三 國際紛爭平和的處理ニ關スル條約、國際公法、國際私法及其ノ他類似ノ事項ニ關スル條約、國際交通、航空、郵便、電信、領事職務、著作權、工業所有權等ニ關スル條約其ノ他第七條第二號又ハ第十一條第二號ニ屬セサル一切ノ條約、國際約定ノ締結、改正又ハ之ニ關聯スル事項
- 四 領事裁判、犯罪人引渡、司法共助其ノ他ノ涉外法律事項及之ニ關聯スル調査
- 五 國際聯盟ニ關スル事項

六 國際勞働ニ關スル事項

七 獨逸國等トノ平和條約ノ實施ニ關スル事項

第十四條 條約局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課ニ於テハ前條第一號乃至第三號ニ掲クル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

第二課ニ於テハ前條第四號ニ掲クル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

第三課ニ於テハ前條第五號乃至第七號ニ掲クル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

●陸軍省官制拔萃

(明治四十一年十二月十八日勅令第三百十四號)

第十條 軍務局ニ軍事課、兵務課、徵募課、防備課及馬政課ヲ置ク

第十一條 軍事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 陸軍建制及平時戰時ノ編制ニ關スル事項
- 二 戒嚴ニ關スル事項
- 三 演習及檢閲ニ關スル事項
- 四 團隊配置ニ關スル事項

陸軍省官制拔萃

- 五 戰時ノ諸規則ニ關スル事項
 - 六 儀式、禮式、服制及徽章ニ關スル事項
 - 七 外國駐在員、留學將校、同相當官及部隊附外國武官ニ關スル事項
 - 八 國際的規約ニ關スル事項
 - 九 參謀本部、教育總監部及陸軍大學校ニ關スル事項
- 第十二條 兵務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 各兵ノ本務ニ關スル事項
 - 二 軍樂部ノ勤務及教育ニ關スル事項
 - 三 軍紀、風紀ニ關スル事項
 - 四 軍隊ノ內務、衛戍勤務及軍事警察ニ關スル事項
 - 五 練兵場、小銃射擊場、演習場及飛行場ニ關スル事項(築設及管理ヲ除ク)
 - 六 東京警備司令部、陸軍航空本部、陸軍諸學校(陸軍大學校、陸軍經理學校、陸軍軍醫學校及陸軍獸醫學校ヲ除ク)及陸軍教化隊ニ關スル事項
- 第十四條 防備課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 要塞ノ築造、兵備及用地並要塞地帯ニ關スル事項

- 二 防空ニ關スル事項
- 三 運輸、通信、電氣、電燈及軍用鳩ニ關スル事項
- 四 水陸交通路及航空路ニ關スル事項
- 五 要塞司令部、築城部、陸軍運輸部及陸地測量部ニ關スル事項

●陸軍航空本部令

(大正十四年四月二十七日 勅令第四百四十九號)

第一條 陸軍航空本部ハ陸軍航空ニ關スル事項ノ調査、研究、試驗及立案、航空兵諸軍隊ノ航空兵科專門教育ノ齊一進歩、航空ニ關スル器材ノ審査及其ノ制式ノ統一並器材ノ修理、購買、貯藏、補給及檢査ヲ掌ル

第二條 陸軍航空本部ハ總務部、技術部、補給部及檢査部ヨリ成ル

陸軍大臣ハ必要ニ應シ補給部支部ヲ置クコトヲ得

第三條 總務部、技術部、補給部及檢査部ノ事務ノ分掌ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第四條 陸軍航空本部ニ左ノ職員ヲ置ク

本部長

陸軍航空本部令

部長

課長

副官

部員

准士官、下士及判任文官

補給部支部ヲ置キタル場合ニ於テハ補給部支部長ヲ置ク

第五條 本部長ハ陸軍大臣ニ隸シ航空本部ノ業務ヲ統理シ陸軍飛行學校ヲ管轄ス

第六條 本部長ハ航空兵科専門ノ事項ニ關シ航空兵諸軍隊ヲ檢閲シテ意見ヲ隊長ニ訓示シ檢閲ヲ終リタル

トキハ實況ヲ陸軍大臣ニ報告シ關係長官ニ通報ス

第七條 本部長ハ陸軍士官學校ヲ巡閱シ當該兵科學生生徒ノ教育ニ付意見アルトキハ之ヲ教育總監ニ通報

ス

第八條 部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ各部ノ業務ヲ掌理ス

總務部長ハ前項ノ外特ニ本部長ノ命ヲ承ケ前二條ニ規定スル本部長ノ職務ヲ行フコトヲ得

第九條 課長及補給部支部長ハ上官ノ命ヲ承ケ各課及各支部ノ業務ヲ掌理ス

第十條 副官及部員ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第十一條 准士官、下士及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十二條 陸軍航空本部ニ於テ試驗又ハ研究ノ爲必要ト認ムルトキハ本部長ハ教育總監又ハ師團長ニ稟議

シ學校又ハ軍隊ヲシテ試驗若ハ研究ヲ實施セシメ又ハ試驗若ハ研究ニ必要ナル人馬材料ヲ供與セシムル

コトヲ得

第十三條 航空本部所管ノ倉庫ニ衛兵ヲ置クノ必要アルトキハ本部長、補給部長又ハ補給部支部長ハ東京

警備司令官又ハ衛戍司令官ニ衛兵ノ派遣ヲ請求スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍航空部令ハ之ヲ廢止ス

●陸軍航空本部事務分掌規程

(大正十四年五月四日 陸達第二十三號)

第一條 總務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空ニ關スル事項 被服ニ關スル事項及他部主管事項ヲ除クノ調査、研究及立案

二 航空兵諸軍隊本科専門教育並航空兵諸軍隊練習部ニ於ケル教育ニ關スル事項

陸軍航空本部事務分掌規程

- 三 陸軍飛行學校ニ關スル事項
- 四 庶務及經理ニ關スル事項
- 五 他部ノ主管ニ屬セサル事項

第二條 技術部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空ニ關スル器材ノ調査、研究、試驗、立案及審査
- 二 航空ニ關スル氣象及衛生ノ調査、研究、試驗及立案
- 三 航空ニ關スル器材制式ノ統一及同制式圖ノ調製整理ニ關スル事項

第三條 補給部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空ニ關スル器材ノ修理及廢品處分ニ關スル事項並技術部ノ依託ニ係ル器材ノ試作
- 二 航空ニ關スル器材ノ購買、貯藏及補給ニ關スル事項

第四條 検査部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 航空ニ關スル器材ノ採用検査ニ關スル事項
- 二 民間製造所ニ註文シタル航空ニ關スル器材ノ製造並修理作業ノ監督ニ關スル事項

●陸軍飛行學校令

(大正十四年四月二十七日
軍令 陸 第七號)

第一條 陸軍飛行學校ハ學生ニ航空ニ關スル諸般ノ學術ヲ修得セシメ之ヲ各部隊ニ普及シ常ニ是等諸學術ノ調査研究ヲ行ヒ以テ航空兵教育ノ進歩ヲ圖リ並航空ニ關スル兵器器材ノ研究試驗ヲ行フ所トス

第二條 陸軍飛行學校ハ左ノ三箇所ニ置ク

所 澤 下志津 明 野

第三條 陸軍飛行學校ニ於テ教育及調査研究並試驗ヲ爲スヘキ科目ノ區分概ネ左ノ如シ

所澤陸軍飛行學校 飛行機操縦及機關ニ關スル諸學術並是等ニ關スル器材

下志津陸軍飛行學校 戰術、偵察、偵察操縦、通信及寫真等ニ關スル諸學術並是等ニ關スル器材

明野陸軍飛行學校 空中戰闘、空中射撃及火器ノ取扱等ニ關スル諸學術並是等ニ關スル兵器及器材

第四條 學生ヲ分チテ左ノ六種トス

操縦學生 各兵科憲兵科ヲ除ク尉官、准士官、下士及下士候補者タル兵卒ヲ以テ之ニ充テ飛行機操縦ニ關スル

學術ヲ修習セシム

機關學生 各兵科憲兵科ヲ除ク尉官、准士官、下士及下士候補者タル兵卒ヲ以テ之ニ充テ機關ニ關スル學術ヲ

修習セシム

陸軍飛行學校令

戰術學生 航空兵科大中尉ヲ以テ之ニ充テ戰術ヲ修習セシム

偵察學生 各兵科憲兵科ヲ除ク尉官ヲ以テ之ニ充テ偵察ニ關スル學術ヲ修習セシム

射擊學生 各兵科憲兵科ヲ除ク尉官、准士官及下士ヲ以テ之ニ充テ空中戰鬪及空中射擊ニ關スル學術ヲ修習セシム

特種學生 航空兵科尉官、准士官及下士ヲ以テ之ニ充テ偵察操縱、通信、寫眞又ハ火器ノ取扱等ニ關スル學術ヲ修習セシム

第五條 前條ノ外臨時ニ各兵科憲兵科ヲ除ク將校以下ヲ召集シ必要ノ修學ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條 學生ノ教育ニ任セシムル爲各學校ニ教育部ヲ置ク

第七條 航空兵ニ關スル諸般ノ調査研究並試驗ヲ遂ケシムル爲各學校ニ研究部ヲ置ク

第八條 學生ノ教育並諸般ノ研究試驗ニ充ツル爲下志津陸軍飛行學校ニ教導隊ヲ置キ飛行隊ヨリ兵卒及所要ノ下士ヲ分遣シテ之ヲ編成ス

第九條 器材ノ修理、研究並學生ノ實習ニ供スル爲各學校ニ材料廠ヲ置ク

第十條 各學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

副官

學校附

教育部長

教官

研究部部長

研究部主事

材料廠長

材料廠附

准士官、下士、判任文官

前項ノ外下志津陸軍飛行學校ニ左ノ職員ヲ置ク

教導隊長

教導隊附

第十一條 校長ハ陸軍航空本部長ニ隸シ校務ヲ總理シ學術進歩ノ責ニ任ス

第十二條 副官ハ校長ノ命ヲ承ケ校中一般ノ庶務ヲ掌ル

第十三條 學校附ハ校長ノ命ヲ承ケ各其ノ擔任ノ業務ヲ掌ル

第十四條 教育部長ハ校長ノ命ヲ承ケ學生教育ノ計畫及其ノ實施ニ任ス

第十五條 教官ハ教育部長ノ命ヲ承ケ學術ノ授業ヲ分擔ス
第十六條 研究部部長ハ校長ノ命ヲ承ケ諸般ノ調査研究並試驗ヲ分擔ス
第十七條 研究部主事ハ校長ノ命ヲ承ケ調査研究並試驗ニ要スル資料ノ蒐集整理ニ任シ且諸般ノ調査研究並試驗ヲ分擔ス

第十八條 材料廠長ハ校長ノ命ヲ承ケ廠内一般ノ業務ヲ掌ル

第十九條 材料廠附ハ材料廠長ノ命ヲ承ケ廠務ヲ分擔ス

第二十條 教導隊職員ノ服務ハ軍隊内務ノ定則ヲ準用ス

第二十一條 准士官、下士、判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ各其ノ業務ニ服ス

第二十二條 學生及第五條ニ依リ召集スル者ノ人員又ハ人名、入校又ハ召集期日、召集期間並學校名ハ陸軍大臣之ヲ告達ス

第二十三條 學生分遣ノ告達アリタルトキハ所管長官陸軍航空本部、陸軍飛行學校ニ在リテハ陸軍航空本部長以下同シハ部隊長ヲシテ修學ニ適當ノ者ヲ選定シ入校前ニ其ノ官等級氏名ヲ陸軍航空本部長ニ報告セシムヘシ

第二十四條 學生ノ修學期間及入校回数ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第二十五條 士官、准士官及營外居住者タル下士學生ハ校外ニ、營内居住者タル下士兵卒學生ハ校内ニ居住セシム

第二十六條 學生ノ願届其ノ他業務ニ關スル諸件ハ總テ校長ノ管理ニ屬ス

第二十七條 學生ハ情願ヲ以テ退校スルヲ許サス

學生中傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ因リ學術修得ノ見込ナキ者ハ校長其ノ事由ヲ具シ陸軍航空本部長ノ認可ヲ受ケ退校セシム

第二十八條 學生中傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ因リ修學期間内ニ所定ノ學術ヲ修メ得サル者ニシテ尙成業ノ見込アル者ハ校長其ノ事由ヲ具シ陸軍航空本部長ノ認可ヲ受ケ滯學セシムルコトヲ得

第二十九條 校長ハ學生ノ修學期末ニ於テ學生修學ノ成績ヲ審査シ修業成績書ヲ調製シ陸軍航空本部長ノ認可ヲ受ケ之ヲ所管長官ヲ經テ本人所屬部隊長ニ送付スヘシ但シ准士官以下ニハ學術修業證書ヲ付與スルモノトス

第三十條 校長ハ陸軍大臣ノ認可ヲ經テ修學ヲ終リタル學生中若干名ヲ選拔シ更ニ一年以内須要ナル學術ヲ修習セシムルコトヲ得

第三十一條 教導隊ニ分遣スヘキ兵卒ハ初年兵ヨリ選拔シ下士ハ尙一年以上現役ニ服スヘキ者ナルコトヲ要ス

第三十二條 教導隊ニ分遣ノ下士兵卒ハ其ノ兵器及被服ヲ携行スルモノトス

第三十三條 職員ニハ校務上便宜ノ時期ニ於テ隊附勤務ヲ爲サシメ又ハ他ノ飛行學校ニ派遣スルコトヲ得

第三十四條 研究若ハ教育上必要アルトキハ校長ハ教育總監又ハ師團長ニ稟議シ其ノ學校又ハ軍隊ヲ使用スルコトヲ得

所澤及明野陸軍飛行學校長ハ研究若ハ教育上必要アルトキハ下志津陸軍飛行學校長ト協議シ其ノ教導隊ヲ使用スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍省官制拔萃

(大正五年三月三十一日 勅令第三十七號)

第七條 軍務局ニ第一課及第二課ヲ置ク

第八條 軍務局第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 艦船、部隊、官衙及學校ノ建制及勤務ニ關スル事項
- 二 艦船及部隊ノ編成及役務ニ關スル事項
- 三 軍紀風紀ニ關スル事項
- 四 演習ニ關スル事項

五 檢閲ニ關スル事項

六 儀式、禮式、制服及旗章ニ關スル事項

七 艦船兵器_{兵器ノ準備、保管及供給ニ關スル事項ヲ除ク}ニ關スル事項

八 機關ノ使用ニ關スル事項

九 國際的規約及遣外員ニ關スル事項

十 海軍軍備其ノ他一般海軍軍政ニ關スル事項

第九條 軍務局第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 出師準備ニ關スル事項
- 二 軍需工業動員法ニ關スル事項
- 三 戒嚴及徵發ニ關スル事項
- 四 港務ニ關スル事項
- 五 運輸通信ニ關スル事項
- 六 水路及海上保安ニ關スル事項
- 七 水陸諸設備ニ關スル事項
- 八 軍港、要港、要塞地帯及沿岸ノ取締ニ關スル事項

●海軍航空本部令 (昭和二年四月二日 勅令第六十一號)

第一條 海軍航空本部ハ左ノ事務ヲ掌ル所トス

- 一 航空兵器ノ計畫、審査及造修並艦船ノ航空機搭載設備ノ計畫及審査ニ關スル事項
- 二 海軍工作廳航空兵器工場ノ設備ノ計畫及審査ニ關スル事項
- 三 航空術ノ教育ニ關スル事項
- 四 航空兵器ニ關スル技術ニ從事スル造兵科士官以下ノ教育及本務ニ關スル事項
- 五 前四號ニ掲クルモノノ外航空ニ關スル一般事項

第二條 海軍航空本部ニ總務部、教育部及技術部ヲ置ク

各部ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ定ム

第三條 海軍航空本部ニ左ノ職員ヲ置ク

- 本部長
- 部長
- 部員
- 附

前項職員ノ外必要ニ應シ出仕トシテ士官又ハ技師ヲ置ク

第四條 本部長ハ海軍大臣ニ隸シ部務ヲ總理ス

第五條 本部長ハ部下ノ職員缺員中又ハ事故アルトキハ他ノ職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第六條 本部長缺員中又ハ事故アルトキハ部下ノ職員席次ニ從ヒ其ノ職務ヲ代理ス但シ海軍大臣特ニ代理者ヲ置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 部長ハ本部長ノ命ヲ承ケ各部ノ事務ヲ掌ル

前項ノ外總務部長ハ本部長ヲ佐ケ海軍航空本部ノ事務ヲ整理ス

第八條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第九條 海軍航空本部ニ判任文官ヲ置ク

第十條 附ハ海軍特務士官、准士官又ハ判任文官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ事務又ハ技術ニ從事ス

第十一條 出仕ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

附 則

本命ハ昭昭二年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍航空本部處務規程

(昭和二年四月五日)
海軍省達第二十五號

第一條 本部長ハ航空本部所掌ノ事項ニ關シ法規ノ制定又ハ改廢ヲ必要ト認ムルトキハ案ヲ具シテ海軍大臣ニ提出スヘシ

第二條 航空本部ハ特ニ海軍艦政本部ト充分ニ氣脈ヲ通シ其ノ所掌ニ屬スル事項中海軍艦政本部ト相關聯スル事項ニ付テハ本部長之ヲ海軍艦政本部長ニ協議スヘシ

第三條 本部長ハ部下特務士官以下定員ノ配屬ヲ定メ之ヲ海軍省軍務局長及人事局長ニ通報スヘシ

第四條 本部長ハ部務整理ノ爲部内ノ服務規程ヲ定ムルコトヲ得

第五條 附及出仕ノ命課ハ本部長之ヲ行フヘシ

第六條 海軍省職員ノ名ヲ以テ發布スヘキ公文ハ海軍省所定ノ罫紙ヲ用ヒ關係諸官ヲシテ提案書中所定ノ位置ニ捺印セシメ海軍省軍務局又ハ教育局ニ之ヲ送付スヘシ

第七條 總務部ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 各部ノ事務ノ綜合統一ニ關スルコト
- 二 航空機、航空隊ノ設備及艦船ノ航空機搭載設備ニ關スル一般事項
- 三 航空ノ保護、獎勵及取締ニ關スルコト

四 海軍工作廳航空兵器工場ノ工務ニ關スルコト

五 航空兵器ノ購買契約書案ニ關スルコト

六 航空兵器ニ關スル經費ノ整理ニ關スルコト

七 航空本部ノ人事及庶務ニ關スルコト

八 統計及年報材料ニ關スルコト

九 各部ノ所掌ニ屬セサル事項ニ關スルコト

第八條 教育部ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空術ノ教育ニ關スルコト

二 前號ニ係ル規程及命令竝調査ニ關スルコト

三 教育資料及材料ニ關スルコト

四 統計及年報材料ニ關スルコト

第九條 技術部ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 航空兵器ノ計畫及造修ニ關スルコト

二 艦船ノ航空機搭載設備ノ一般計畫ニ關スルコト

三 航空兵器及其ノ材料ノ試験、検査、研究及改良ニ關スルコト

- 四 海軍工作廳航空兵器工場ノ設備ノ計畫及審査ニ關スルコト
- 五 航空兵器ニ關スル技術ニ從事スル造兵科士官以下ノ教育及本務ニ關スルコト
- 五 航空兵器ニ關スル技術ニ從事セシムヘキ目的ヲ以テ養成スル造兵學生生徒ノ教育ニ關スルコト
- 七 航空兵器ノ造修價格ノ調査ニ關スルコト
- 八 航空兵器ノ定數標準ニ關スルコト
- 九 航空兵器及其ノ材料ニ關スル仕様書及購買契約書案中技術ニ關スルコト
- 十 航空兵器ニ關スル發明又ハ新案ノ審査及採否ニ關スルコト
- 十一 航空本部製圖工場ニ關スルコト
- 十二 統計及年報材料ニ關スルコト

●海軍航空隊令

(大正十年四月二十八日 軍令海第一號)

- 第一條 各軍港其ノ他要地ニ海軍航空隊ヲ置ク
- 海軍航空隊ハ其ノ所在ノ地名ヲ冠稱ス
- 第二條 海軍航空隊ハ其ノ所在地ヲ管轄スル鎮守府ニ屬シ空中防禦ニ關スルコトヲ掌ル

軍港所在ノ海軍航空隊ハ前項ノ外海面防禦ニ關スルコトヲ分掌ス

第三條 海軍航空隊ニ若干ノ飛行隊、氣球隊及航空船隊ヲ置キ又必要ニ應シ艦船ヲ附屬ス

第四條 海軍航空隊ニ左ノ職員ヲ置ク

- 司令
- 副長
- 副官
- 飛行隊長
- 氣球隊長
- 航空船隊長
- 機關長
- 軍醫長
- 主計長
- 分隊長
- 附

兵科機關科士官特務士官、軍醫科主計科士官
 兵科機關科軍醫科主計科士官、兵科機關科船匠科看護科主計科特務士官准士官下士官兵

場合ニ依リ前項職員ノ一部ヲ置カス又必要ニ應シ軍屬其ノ他ノ人員ヲ置ク

第五條 司令ハ鎮守府司令長官ニ隸シ部下ヲ統率訓練シ軍紀風紀ヲ維持シ隊務ヲ總理ス

第六條 司令ハ必要ニ應シ飛行隊、氣球隊若ハ其ノ一部又ハ部下職員ヲ一時附屬艦船ニ配置スルコトヲ得

第七條 司令ハ部下ノ職員缺員中又ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ他ノ職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第八條 司令缺員中又ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下ノ將校軍令承行順序ニ從ヒ其ノ職務ヲ代理ス但シ特ニ代理者ヲ置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 副長ハ司令ヲ輔佐シ隊務ヲ整理シ隊員ノ服務ヲ監督ス

第十條 副官ハ司令ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第十一條 飛行隊長ハ司令ノ命ヲ承ケ司令指定ノ飛行隊ヲ指揮監督シ之カ教育訓練ヲ掌リ主管又ハ分擔ノ諸物件ヲ整備ス

第十二條 氣球隊長ハ司令ノ命ヲ承ケ氣球隊ヲ指揮監督シ之カ教育訓練ヲ掌リ主管又ハ分擔ノ諸物件ヲ整備ス

第十三條 航空船隊長ハ司令ノ命ヲ承ケ航空船隊ヲ指揮監督シ之カ教育訓練ヲ掌リ主管又ハ分擔ノ諸物件ヲ整備ス

第十四條 機關長ハ司令ノ命ヲ承ケ飛行機ノ修補並機關及瓦斯ニ關スルコトヲ擔任シ且之ニ從事スル隊員ヲ監督シ之カ教育訓練ヲ掌リ主管ノ諸物件ヲ整備ス

前項ノ外機關長ハ司令ノ命ヲ承ケ飛行隊長、氣球隊長又ハ航空船隊長ニ屬スル隊附機關科士官特務士官准士官並兵科分隊長ニ屬スル隊附機關科特務士官准士官ノ職務及其ノ教育ヲ監督ス

第十五條 軍醫長ハ司令ノ命ヲ承ケ醫務科員ヲ監督シ醫務衛生ニ關スルコトヲ擔任シ之カ教育訓練ヲ掌リ主管ノ諸物件ヲ整備ス

第十六條 主計長ハ司令ノ命ヲ承ケ主計科員ヲ監督シ會計給與及廚業ニ關スルコトヲ擔任シ之カ教育訓練ヲ掌リ主管ノ諸物件ヲ整備シ又副官ヲ置カサルトキハ庶務ヲ掌理ス

第十七條 兵科分隊長ハ司令ノ命ヲ承ケ司令指定ノ分隊ヲ指揮統御シ軍紀風紀ヲ維持シ隊員ノ教育及人事ヲ掌理シ主管又ハ分擔ノ諸物件ヲ整備ス

第十八條 機關科分隊長ハ司令ノ命ヲ承ケ司令指定ノ分隊ヲ指揮統御シ軍紀風紀ヲ維持シ隊員ノ教育及人事ヲ掌理シ分擔ノ諸物件ヲ整備ス

前項ノ外機關科分隊長ハ機關長ノ命ヲ承ケ服務ス

第十九條 軍醫科分隊長ハ司令ノ命ヲ承ケ醫務分隊ヲ指揮統御シ軍紀風紀ヲ維持シ隊員ノ教育及人事ヲ掌理シ分擔ノ諸物件ヲ整備ス

前項ノ外軍醫科分隊長ハ軍醫長ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十條 主計科分隊長ハ司令ノ命ヲ承ケ主計分隊ヲ指揮統御シ軍紀風紀ヲ維持シ隊員ノ教育及人事ヲ掌理シ分擔ノ諸物件ヲ整備ス

前項ノ外主計科分隊長ハ主計長ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十一條 隊附兵科士官特務士官准士官ハ司令ノ指定ニ依リ司令、副長、飛行隊長、氣球隊長、航空船隊長又ハ兵科分隊長ニ屬シ各其ノ命ヲ承ケ服務ス

前項ノ外隊附兵科特務士官准士官ハ司令ノ指定ニ依リ機關長又ハ機關科分隊長ニ屬シ各其ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十二條 隊附機關科士官特務士官准士官、船匠科特務士官准士官ハ司令ノ指定ニ依リ飛行隊長、氣球隊長、航空船隊長、機關長又ハ機關科分隊長ニ屬シ各其ノ命ヲ承ケ服務ス

前項ノ外隊附機關科船匠科特務士官准士官ハ司令ノ指定ニ依リ兵科分隊長ニ屬シ各其ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十三條 隊附軍醫科士官、看護科特務士官准士官ハ司令ノ指定ニ依リ軍醫長又ハ軍醫科分隊長ニ屬シ各其ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十四條 隊附主計科士官特務士官准士官ハ司令ノ指定ニ依リ主計長又ハ主計科分隊長ニ屬シ各其ノ命ヲ承ケ服務ス

ヲ承ケ服務ス

第二十五條 隊附下士官兵ハ分隊長ニ屬シ各其ノ命ヲ承ケ服務ス

第二十六條 航空隊職員服務ノ細項ニ關シテハ海軍大臣之ヲ定ム

●海軍航空隊規則

(大正十一年十月二十七日
海軍省達第百九十二號)

第一條 司令ハ海軍航空隊令第六條ニ依リ飛行隊、氣球隊若ハ其ノ一部又ハ部下職員ヲ一時部下ノ附屬艦

船ニ乗組マシメタルトキハ士官ニ在リテハ之ヲ海軍大臣ニ、其ノ他ノ者ニ在リテハ之ヲ本人在籍ノ鎮守府司令長官ニ報告スヘシ

第二條 司令ハ海軍航空隊令第七條ニ依リ部下職員ニ代理ヲ命シタルトキ若ハ之ヲ解キタルトキハ士官ニ在リテハ之ヲ海軍大臣ニ、其ノ他ノ者ニ在リテハ之ヲ本人在籍ノ鎮守府司令長官ニ報告スヘシ

第三條 海軍航空隊令第八條ニ依リ司令ノ職務ヲ代理シタルトキハ代理者ハ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ同條但書ノ場合亦之ニ準ス

第四條 司令ハ諸建築物ノ保存ニ注意シ其ノ増築改造修繕ヲ要スルトキハ之ヲ所屬長官ニ具申スヘシ

第五條 海軍航空隊職員ハ前諸條ニ掲クル外適用シ得ル限り艦船職員服務規程ニ準據シ服務スヘシ

第六條 戰時又ハ事變ノ際特設セラレタル航空隊職員ノ服務ニ關シテハ本則ノ規定ヲ準用ス

●佐世保海軍航空隊廣分遣隊規則

(大正十四年二月二十七日
海軍省達第二十八號)

第一條 當分ノ間廣島縣加茂郡廣村ニ佐世保海軍航空隊廣分遣隊ヲ置ク

第二條 廣分遣隊ハ吳軍港方面ニ於ケル航空ニ關スル諸般ノ研究調査ニ從事ス

第三條 分遣隊ノ首席兵科將校ハ佐世保海軍航空隊司令ノ命ヲ承ケ且吳鎮守府ト氣脈ヲ通シ分遣隊ノ隊務ヲ分掌ス

第四條 分遣隊ノ醫務衛生及會計經理ニ關スル事項ハ各廣海軍工廠醫務部長及同會計部部員ヲシテ之ヲ處理セシム

分遣隊ノ醫務科員及主計科員ハ前項ノ事務ニ關シテハ各前項職員ノ監督ニ屬ス

第五條 吳鎮守府司令長官ハ佐世保鎮守府司令長官ノ委任ニ依リ分遣隊職員ノ服務ヲ監督ス

前項ノ外吳鎮守府司令長官ハ佐世保鎮守府司令長官ノ同意ヲ得テ分遣隊ヲ部下ノ演習其ノ他ノ作業ニ參加セシメ又ハ第二條ニ掲ケル事項ニ關シ必要ノ指示ヲ與フルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ分遣隊ハ之ヲ吳鎮守府所屬部隊ト看做ス

附 則

本則ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍技術研究所令拔萃

(大正十二年三月二十四日
勅令第五十二號)

第三條 海軍技術研究所ニ科學研究部、電氣研究部、航空研究部、造船研究部、庶務課、會計課及醫務課ヲ置ク

●海軍技術研究所處務規程拔萃

(大正十二年三月二十六日
海軍省達第五十號)

第八條ノ二 航空研究部ハ航空兵器ニ關スルコトヲ掌ル

●文部省分課規程拔萃

(大正二年六月十八日
官報)

第二條 専門學務局ニ學務課及學術課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
學務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

三 氣象臺、天文臺、傳染病研究所、航空研究所、地震研究所、航空評議會及測候所ニ關スルコト

海軍技術研究所令拔萃、海軍技術研究所處務規程拔萃、文部省分課規程拔萃

●氣象臺官制拔萃

(大正九年八月二十五日 勅令第二百九十四號)

- 第三條 中央氣象臺ハ左ノ事務ヲ掌リ兼ネテ氣象事業ヲ統轄ス
- 五 航空氣象ノ觀測、調査及豫報

●航空研究所官制

(大正十年七月九日 勅令第三百十號)

- 第一條 東京帝國大學ニ航空研究所ヲ附置ス
- 第二條 航空研究所ハ航空機ノ基礎的學理ニ關スル研究ヲ掌ル
- 第三條 航空研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 所長
 - 所員
 - 技師
 - 書記
 - 技手

第四條 所長ハ東京帝國大學教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所長ハ東京帝國大學總長ノ監督ノ下ニ於テ航空研究所ノ事務ヲ掌理ス

第五條 所員ハ帝國大學ノ教授及助教ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

所員ハ陸軍佐尉官、同相當官、海軍佐尉官、陸軍技師又ハ海軍技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

所員ハ所長ノ監督ノ下ニ於テ航空機ニ關スル研究ヲ掌ル

第六條 技師ハ專任二人奏任トス上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第七條 書記ハ專任六人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第八條 技手ハ專任四十人判任トス上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第九條 帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメサルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セサル教授及所員ニ補セラレ専ラ所務ニ従事スル助教ハ所屬帝國大學ノ

定員外トス

現役ノ陸軍佐尉官同相當官又ハ海軍佐尉官ニシテ所員ニ補セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トシ在

職者ニ關スル規定ヲ適用ス

陸軍技師又ハ海軍技師ニシテ所員ニ補セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トス

第十條 第五條第二項ノ規定ニ依リ所員ニ補セラレタル者ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ航空研究所費ヨリ之ヲ

支辨ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●航空評議會官制

(大正十年七月九日 勅令第三百十一號)

第一條 航空評議會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シ航空機ノ基礎的學理ノ研究ニ關スル重要ノ事項ヲ審議ス

航空評議會ハ航空機ノ基礎的學理ノ研究ニ關スル重要ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 航空評議會ハ會長一人及評議員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ必要アルトキハ臨時評議員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ文部大臣ヲ以テ之ニ充ツ

評議員ハ陸軍次官、海軍次官、文部次官及遞信次官ヲ以テ之ニ充ツルノ外文部大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

臨時評議員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ文部大臣ノ指名シタル評議員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 航空評議會ニ幹事ヲ置ク文部大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 航空評議會ニ書記ヲ置ク文部大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●無線電信法

(大正四年六月二十一日 法律第二十六號)

第一條 無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス

第二條 左ニ掲クル無線電信又ハ無線電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得

一

航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

無線電信法

- 二 同一人ノ特定事業ニ用フル船舶相互間ニ於テ其ノ事業ノ用ニ供スル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ
- 三 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ専用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ
- 四 電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナク前號ノ規定ニ依ルヲ不適當トスル陸地相互間又ハ陸地船舶間ニ於テ同一人ノ特定事業ニ用ウル目的ヲ以テ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ
- 五 無線電信又ハ無線電話ニ關スル實驗ニ專用スル目的ヲ以テ施設スルモノ
- 六 前各號ノ外主務大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ
- 第三條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ機器、其ノ裝置及運用ニ關スル制限竝私設ノ無線電信ノ通信ニ從事スル者ノ資格ハ命令ノ定ムル所ニ依ル
- 第四條 私設ノ無線電信及無線電話ハ其ノ施設ノ目的以外ニ使用スルコトヲ得ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶遭難通信、氣象通信、報時通信其ノ他主務大臣ニ於テ公益上必要ト認ムル通信ニ限り之ヲ使用スルコトヲ妨ケス
- 第五條 外國船舶ニ裝置シタル無線電信又ハ無線電話ハ第二條ノ規定ニ依リ施設シタルモノヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ船舶遭難通信及航行中電信官署又ハ電話官署トノ通信ニ使用スルコトヲ妨ケス

第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ吏員ヲ派遣シテ其ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 主務大臣ハ公衆通信上又ハ軍事上必要ト認ムルトキハ私設ノ無線電信、無線電話ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ設備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ私設ノ無線電信、無線電話又ハ外國船舶ニ裝置シタル無線電信、無線電話ノ使用ノ制限、停止又ハ其ノ機器附屬具ノ除却ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ當該官吏ヲシテ機器附屬具ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ除却セシムルコトヲ得

第九條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者本法、本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ無線電信、無線電話ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者其ノ無線電信又ハ無線電話ノ許可ヲ取消サレタルトキハ主務大臣ノ命スル所ニ依リ其ノ機器工作物ヲ撤去スルコトヲ要ス私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第十一條 私設ノ無線電信、無線電話又ハ外國船舶ニ施設シタル無線電信、無線電話ハ船舶遭難通信ノ取扱ノ依頼ヲ受ケタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 無線電信又ハ無線電話ハ船舶遭難通信アリタル場合ニ於テハ直ニ應答シ救助上最便宜ノ位置ニ在ル無線電信又ハ無線電話ニ通報スヘシ

前項ノ場合ニ於テ特定ノ事項ノ通報ヲ求メラレタルトキハ前項ノ規定ニ依ラス直ニ其ノ通報ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條 主務大臣ハ不法ニ無線電信又ハ無線電話ヲ施設スル者アリト認メタルトキハ當該官吏ヲシテ其ノ施設ノ場所ニ立入り機器工作物ノ検査、機器附屬具ノ除却其ノ他相當ノ措置ヲ爲サシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ公衆通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ノ施設ノ爲船舶ノ一部ヲ使用シ必要アルトキハ特殊ノ供給又ハ設備ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ相當ノ使用料及特殊ノ供給、設備ノ實費ハ請求ニ因リ政府之ヲ支給ス

第十五條 公衆通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信ニシテ無線電信、無線電話、電信、電話、郵便、郵便爲替、郵便貯金ノ事務又ハ船舶遭難、報時、氣象報告ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

第十六條 許可ナクシテ無線電信、無線電話ヲ施設シ若ハ許可ナクシテ施設シタル無線電信、無線電話ヲ

使用シタル者又ハ許可ヲ取消サレタル後私設ノ無線電信、無線電話ヲ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ金額又ハ代價ヲ追徴ス

第十七條 私設ノ無線電信又ハ無線電話ヲ其ノ施設ノ目的以外ニ使用シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ無線電信又ハ無線電話ヲ他人ノ用ニ供シ因テ金錢物品ヲ收得シタルトキハ之ヲ沒收ス既ニ消費又ハ讓渡シタルトキハ其ノ金額又ハ代價ヲ追徴ス

私設ノ無線電信又ハ無線電話ニ依頼シ通信ヲ爲サシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第五條ノ規定ニ違反シタル者又ハ本法ニ依ル無線電信、無線電話ノ使用ノ制限停止、設備變更若ハ除却撤去ノ命令ニ從ハサル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス無線電信、無線電話ノ事務ニ從事スル者使用ノ制限又ハ停止ニ違反シテ使用シタルトキハ其ノ従事者ニ付亦同シ

第十九條 第六條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ無線電信、無線電話ノ供用ヲ拒ミ又ハ第十四條ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ船舶ノ使用ヲ拒ミ若ハ特殊ノ供給設備ヲ爲ササル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 電信官署又ハ電話官署ノ取扱中ニ係ル無線電信又ハ無線電話ノ通信ノ祕密ヲ侵シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者前項ノ通信ノ祕密ヲ漏泄シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十一條 不法ニ無線電信、無線電話ニ關スル料金ヲ免レ又ハ他人ヲシテ之ヲ免レシメタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 他人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ虚偽ノ通信ヲ發シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

公益ヲ害スル目的ヲ以テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ虚偽ノ通信ヲ發シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

船舶遭難ノ事實ナキニ拘ラス無線電信又ハ無線電話ニ依リ船舶遭難通信ヲ發シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ従事スル者第一項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金、第二項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ十年以下ノ懲役、第三項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ一年以上ノ有

期懲役ニ處ス

第二十三條 無線電信ノ事務ニ従事スル者電信官署ノ取扱中ニ係ル無線電信ニ依ル電報ヲ正當ノ事由ナクシテ開披、毀損、隱匿若ハ放棄シタルトキ又ハ受取人ニ非サル者ニ交付シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第二百五十八條又ハ第二百五十九條ニ該當スル場合ハ刑法ノ例ニ依ル

第二十四條 無線電信、無線電話ノ事務ニ従事スル者正當ノ事由ナクシテ公衆通信若ハ軍事上必要ナル通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遅延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

無線電信、無線電話ノ事務ニ従事スル者正當ノ事由ナクシテ第十一條若ハ第十二條ノ規定ニ依ル船舶遭難通信ノ取扱ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ遅延セシメタルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

船舶遭難通信ノ取扱ヲ妨害シタル者ハ罰前項ニ同シ

第二十五條 無線電信、無線電話ニ依ル公衆通信若ハ軍事上必要ナル通信ヲ障碍シ又ハ之ヲ障碍スヘキ行爲ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 前十條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十七條 本法ニ基キテ爲ス當該吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ第十三條ノ規定ニ依ル検査ノ際當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科

料ニ處ス

第二十八條 電信法第四條、第五條、第十一條乃至第二十一條、第二十三條、第二十四條及第四十五條ノ規定ハ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供スル無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用ス

(參照) 電信法

第四條 主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ區域ヲ定メ電信又ハ電話ニ依ル通信ヲ停止若ハ制限スルコトヲ得

第五條 電信又ハ電話ニ依ル通信ニシテ公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ主務大臣ノ指定シタル電信官署又ハ電話官署ニ於テ之ヲ停止スルコトヲ得

第十一條 電信若ハ電話專用ノ物件又ハ現ニ其ノ用ニ供スル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

前項專用ノ物件ハ何等ノ賦課ヲ受クルコトナシ

第十二條 電信又ハ電話取扱ニ關シ電信官署又ハ電話官署ニ對シテ無能力者ノ爲シタル行爲ハ能力者ノ爲シタルモノト看做ス

第十三條 電報ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ宛所ニ配達ス

第十四條 電報ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り發信人ノ請求ニ因リ其ノ送達ヲ停止スルコトヲ得

第十五條 宛所ニ配達シ又ハ受信人ニ交付シ得サル電報ハ電信官署ニ於テ之ヲ保管ス其ノ保管開始ノ日ヨリ三十日內ニ交付ノ請求ナキトキハ之ヲ棄却ス

第十六條 電信官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ發信人ニ對シ其ノ電報ニ用キタル祕辭隱語ノ説明ヲ求ムルコトヲ得發信人若其ノ説明ヲ拒ミタルトキハ其ノ電報ノ取扱ヲ拒絕ス

第十七條 電信又ハ電話ニ關スル料金及電信又ハ電話ニ依ル通信ノ取扱ニ必要ナル制限ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 電信又ハ電話ニ關スル既納及過納ノ料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ還付セス

第十九條 發信人ニ於テ前納スヘキ電信ニ關スル料金ニ不足アルトキハ發信人ヨリ其ノ不足額ノ二倍ノ料金ヲ徵收ス

第二十條 電信又ハ電話ニ關スル料金納付ノ義務ハ其ノ納付スヘキ日ヨリ六箇月內ニ納付ノ告知ヲ受ケサルニ因リテ消滅ス

第二十一條 電信又ハ電話ニ關スル料金ノ不納金額ハ電信官署又ハ電話官署ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

前項ノ不納金額ニ付電信官署又ハ電話官署ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス

第二十三條 電信又ハ電話ニ關スル料金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外郵便切手ヲ以テ納付スヘシ

第二十四條 電信又ハ電話ノ取扱ニ關シテハ政府ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第四十五條 帝國外國間ニ於ケル電信ニ關シ別ニ法令條約又ハ特許ノ條款ニ明文アルモノハ各其ノ定ムル所ニ依ル

第二十九條 本法ハ航空機ニ施設スル無線電信及無線電話ニ關シ之ヲ準用ス(大正一〇、四)

第三十條 本法ノ適用ニ付テハ航空機ハ之ヲ船舶ト看做ス(同上)

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●無線電信法施行期日ノ件

(大正四年十月二十五日勅令第百八十五號)

朕無線電信法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

無線電信法ハ大正四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

無線電信法施行期日ノ件

無線電信法中改正法律施行期日ノ件、無線電信法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件、
電信法及無線電信法等ヲ關東廳ニ準用ノ件

二九六

●無線電信法中改正法律施行期日ノ件

(昭和二年五月二十四日
勅令第百二十六號)

大正十年法律第六十二號ハ昭和二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

●無線電信法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件

(大正四年十月二十五日
勅令第百八十六號)

朕無線電信法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
無線電信法ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附 則

本令ハ大正四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●電信法及無線電信法等ヲ關東廳ニ準用ノ件

(明治三十九年八月二十九日
勅令第百二十九號)

電信法ノ規定ヲ準用スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

關東都督府ニ於ケル郵便電信及電話ノ業務ニ關シテハ郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法
及電信法、無線電信法ノ規定ヲ準用ス

●電信法及無線電信法等ヲ關東廳ニ準用ノ件

(明治三十九年九月一日
關東都督府令第四號)

明治三十九年^ハ勅令第百二十九號施行ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外總テ遞信省令及告示ニ依ル

●電信法及無線電信法等ヲ南洋廳ニ準用ノ件

(大正十一年三月三十日
勅令第百三十五號)

朕南洋廳ニ於ケル郵便及電信ノ業務ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

南洋廳ニ於ケル郵便及電信ノ業務ニ關シテハ郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法、電信法、
無線電信法及海底電信線保護萬國聯合條約罰則ニ依ル但シ此等ノ法律中主務大臣トアルハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●電信法及無線電信法等ヲ南洋廳ニ準用ノ件

(大正十一年四月一日
南洋廳令第六號)

大正十一年勅令第百三十五號ノ施行ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外遞信省令及同告示ヲ準用ス

電信法及無線電信法等ヲ關東廳ニ準用ノ件、電信法及無線電信法等ヲ南洋廳ニ準用ノ件

二九七

前項ノ省令及告示中遞信大臣又ハ遞信局長ノ職務ハ南洋廳長官之ヲ行フ

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●私設無線電信規則

(大正四年十月二十六日 遞信省令第四十六號)

- 第一條 無線電信法第二條第三號又ハ第四號ニ於テ公衆通信ノ連絡ナシトハ私設無線電信ノ機器ヲ裝置ス
ヘキ場所カ電報直配達區域外、電話加入區域外又ハ電信電話官署ヲ設置セサル船舶ナル場合ヲ謂フ
- 第二條 無線電信法第二條第五號ニ依リ施設スル私設無線電信ハ無線電信ノ學術研究又ハ機器ニ關スル實驗ニ供スルモノニ限ル
- 第三條 航空機ニ施設スル私設無線電信ニ付テハ船舶ニ施設スル私設無線電信ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第四條 私設無線電信ノ機器及其ノ裝置ハ別ニ規定アル場合又ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左記各號ニ

適合スルモノナルコトヲ要ス

- 一 機器ハ一分時ニ片假名八十字歐文二十語以上ヲ送受シ得ルモノナルコト
- 二 送信裝置ハ持續電波ヲ發射スルモノナルコト但シ船舶ニ施設シ又ハ無線電信法第二條第五號ニ依リ施設スルモノハ特ニ許可ヲ得タル場合ニ限り可聽持續電波又ハ對數減衰率〇、一六以下ノ減幅電波ヲ發射スルモノナルコトヲ得
- 三 受信裝置ハ同調ノ銳敏ナルモノナルコト
- 四 送信裝置ノ空中線電力ハ晝間通達距離ニ應シ左ノ標準ヲ超過セサルモノナルコト

晝間通達距離		空 中 線 電 力	
持續電波送信裝置ノ場合	可聽電波送信裝置ノ場合		
五十「キロメートル」	二十五「ワット」以下	五	十「ワット」以下
百「キロメートル」	五	十	「ワット」以下
二百「キロメートル」	百	二	百「ワット」以下
三百「キロメートル」	百八十「ワット」以下	三百五十「ワット」以下	
四百「キロメートル」	二百五十「ワット」以下	五	百「ワット」以下
五百「キロメートル」	三百五十「ワット」以下	七	百「ワット」以下
六百「キロメートル」	四百五十「ワット」以下	九	百「ワット」以下
七百「キロメートル」	六百「ワット」以下	一千二百「ワット」以下	

私設無線電信規則

八百「キロメートル」	八百五十「ワット」以下	一千六百「ワット」以下
九百「キロメートル」	一千「ワット」以下	二千二百「ワット」以下
一千「キロメートル」	一千六百「ワット」以下	三千五百「ワット」以下

五 送信装置ハ左ノ電波長ヲ使用シ得ルモノナルコト

陸上ニ施設スルモノ

特ニ指定スル電波長

船舶ニ施設スルモノ

持續電波送信装置ノ場合 二千二百「メートル」及二千四百「メートル」

可聽電波送信装置ノ場合 三 百「メートル」及六 百「メートル」

六 受信装置ハ左ノ電波長ヲ受信シ得ルモノナルコト

陸上ニ施設スルモノ

特ニ指定スル電波長

船舶ニ施設スルモノ

可聽及持續電波三百「メートル」乃至二千六百「メートル」時刻、氣象、航行上ノ危險警戒ニ關スル放送等ノ受信ト爲スコトヲ得

第四條ノ二 私設無線電信ノ装置ニハ避雷其ノ他ノ保安上必要ナル設備ヲ施シ且機器及其ノ装置ノ保守上

必要ナル計器及豫備品並送受信装置接續圖面ヲ備付クヘシ

船舶ニ私設無線電信ヲ施設スル場合ハ無線電信室ト航海船橋トノ間ニ「ボイスチューブ」又ハ電話等ノ通

信設備ヲ施スヘシ

第四條ノ三 船舶ニ施設スル私設無線電信ニハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左ノ條件ニ適合スル補助設備

ヲ装置スヘシ但シ公衆通信ヲ取扱ハサル私設無線電信ニシテ所轄遞信局長ニ於テ船體ノ構造上補助設備

ヲ装置スルコトヲ不適當ト認メタル船舶ニ施設セルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 獨立ノ電源ヲ有スルコト

二 獨立ノ高電壓發生装置ヲ有スルコト

三 連續シテ六時間以上使用シ得ルコト

四 晝間百八十「キロメートル」以上ノ通達距離ヲ有スルコト

五 全部ヲ船舶ノ上甲板以上ニ装置スルコト

六 直ニ使用シ得ルコト

主装置カ前項ノ條件ヲ具備スルトキハ補助設備ヲ装置セサルコトヲ得

第五條 無線電信法第二條第三號ニ依リ當該電信官署ニ施設ヲ要スル私設無線電信ノ設備及維持ハ所轄遞

信局之ヲ行フ

前項私設無線電信ノ施設者ハ所轄遞信局ノ指示スル所ニ從ヒ其ノ設備ニ要スル物件ノ供給及費用ヲ負擔シ別ニ指定スル維持料ヲ納付スヘシ

第六條 私設無線電信ヲ施設セムトスル者ハ願書ニ左記各號ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ陸上ニ施設スルモノニ在リテハ遞信大臣、船舶ニ施設スルモノニ在リテハ所轄遞信局長ヘ差出シ其ノ許可ヲ受クヘシ其ノ第一號乃至第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 施設ノ目的及施設ヲ必要トスル事由 實驗ヲ爲スモノナルトキハ實驗ノ種類及實驗者ノ經歷ヲ附記スルコトヲ要ス

二 機器裝置場所 府縣郡市町村字番地(船舶ノ名稱)

三 工事設計

イ 送信裝置 裝置方式、各機器ノ種類、電源設備、空中線電力、送信可能電波長及晝間通達距離

ロ 受信裝置 裝置方式、增幅器種類及受信可能電波長

ハ 補助設備 裝置方式、電源設備、各機器ノ種類、送信可能電波長及晝間通達距離

ニ 電柱(橋)ノ高サ、空中線形狀、空中線固有電波長及接地方式

ホ 第四條ノ二ノ設備及物品ノ種類

ヘ 實驗ヲ爲スモノナルトキハ空中線擬似回路

四 通信執務時間

五 船舶ニ施設スルモノナルトキハ船舶ノ番號、種類、總噸數、所有者、航路定限、就航方面、旅客定員、船員數及定繫港 内地ニ於ケル主ナル碇泊港ヲ定繫港トスヘシ

六 落成期限

前項第三號ノ事項ニ付テハ別ニ左ノ圖面ヲ願書ニ添附スヘシ

イ 空中線、通信室、機械室及電源設備ノ位置ヲ示ス船體圖面又ハ裝置箇所附近圖面

ロ 送信裝置、受信裝置及電源設備ノ接續圖面

ハ 電柱(橋)及空中線ノ大サ及形狀ヲ示ス圖面

ニ 送信裝置、受信裝置及電源設備ノ配置圖面

第七條 前條第五號及第六號ノ事項ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ所轄遞信局長ヘ届出ツヘシ但シ定繫港ノ變更ニ限リ同時ニ舊所轄遞信局長ヘモ届出ツヘシ

第八條 私設無線電信ノ裝置工事落成シタルトキハ速ニ之ヲ所轄遞信局長ヘ届出ツヘシ

第九條 所轄遞信局長前條若ハ第十六條ノ届出ヲ受ケタルトキ又ハ検査吏員所屬官廳ニ於テ第三十六條ノ二第二項ノ届出ヲ受ケタルトキハ検査吏員ヲ派遣シ機器及其ノ裝置並通信従事者ノ資格及員數ヲ検査セシメタル上檢定證書ヲ交付ス但シ特ニ検査ノ必要ナシト認ムルトキハ直ニ檢定證書ヲ交付スルコトアルヘシ

前項ノ検査吏員ニ於テ當該私設無線電信ノ使用開始上特ニ必要アリト認ムルトキハ直ニ假檢定證書ヲ交付ス

第十條 私設無線電信ヲ廢止セムトスルトキハ七日以前ニ其ノ旨ヲ所轄遞信局長ヘ届出ツヘシ私設無線電信ノ使用ヲ中止セムトスルトキ亦同シ

第十一條 私設無線電信ヲ廢止シタルトキハ直ニ空中線ヲ取外シ特ニ指示シタル場合ヲ除クノ外十日以内ニ無線電信専用ノ發電機、二次電池、電動機、電動發電機、變壓器、配電盤及電柱竝送信機、受信機及測定器類ヲ撤去スヘシ私設無線電信ノ許可ヲ取消サレタルトキ亦同シ

第十二條 私設無線電信ノ施設者ノ名義ヲ變更セムトスルトキハ當事者連署ノ願書ヲ陸上ニ施設シタルモノニ在リテハ遞信大臣、船舶ニ施設シタルモノニ在リテハ所轄遞信局長ヘ差出シ其ノ許可ヲ受クヘシ前項ノ場合ニ於テ相續其ノ他ニ因リ當事者連署シ得サルモノナルトキハ相續證明書ヲ添附スヘシ

第十三條 私設無線電信ノ使用電波長、呼出符號及運用ニ關スル制限ハ別ニ規定アル場合ヲ除クノ外特ニ之ヲ指定ス

第十三條ノ二 船舶ニ施設シタル私設無線電信ノ使用電波長ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左ノ區別ニ依ルヘシ
施設者所屬無線電信相互間 呼出 可聽電波六百「メートル」又ハ持續電波二千四百「メートル」ニ特定事業用通信ヲ行フトキ 其ノ他 可聽電波三百「メートル」又ハ持續電波二千二百「メートル」

電信官署又ハ無線電信羅針 可聽電波三百「メートル」、同四百五十「メートル」同六百「メートル」、同八百「メートル」局トノ間ノ通信上必要アル 「メートル」若ハ同一千八百「メートル」又ハ持續電波二千四百「メートル」同二千二百「メートル」、同二千四百「メートル」若ハ同一千二百「メートル」
稅關港務部用無線電信トノ 可聽電波三百「メートル」又ハ持續電波二千二百「メートル」
漁船ニ施設シタル私設無線 呼出 可聽電波六百「メートル」又ハ持續電波二千四百「メートル」
電信ニ於テ漁業監督官應用 其ノ他 可聽電波三百「メートル」又ハ持續電波二千二百「メートル」
船舶無線電信又ハ道府縣所屬水産事業指導用無線電信トノ間ニ通信ヲ行フトキ

第十四條 私設無線電信ヲ許可シタルトキハ左記各號ノ事項ヲ告示ス其ノ異動ヲ生シタル場合亦同シ

- 一 施設者氏名
- 二 施設ノ目的
- 三 機器裝置場所 船舶ニ在リテハ船舶ノ名稱及定繫港
- 四 呼出符號
- 五 通常通達距離
- 六 裝置方式及空中線電力
- 七 使用電波長
- 八 通信執務時間

第十五條 私設無線電信ノ通信従事者ハ私設無線電信通信従事者資格檢定規則ニ依リ相當資格ヲ有スルモノナルコトヲ要ス但シ無線電信法第二條第五號ニ依リ施設シ若ハ電信官署ノ發信スル報時通信ノ受信ニ專用スル目的ヲ以テ施設シタル私設無線電信ノ通信従事者、船舶ニ施設シタル私設無線電信ニ於テ通信執務時間外ノ聽守ノミニ從事スル者其ノ他之ニ準スヘキ者ニシテ特ニ所轄遞信局長ノ認可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

外國各港間ノミヲ航行スル船舶其ノ他外國ニ在ル船舶ニ施設シタル私設無線電信ニシテ前項ノ規定ニ依ルコトヲ得サル特殊ノ事由アルモノハ所轄遞信局長ノ認可ヲ得テ内地ノ目的港ニ到著スル迄國際無線電信條約附屬業務規則第十條ニ依リ外國主管廳ニ於テ交付シタル甲種又ハ乙種證明書ヲ所持スル者ヲシテ私設無線電信通信従事者資格檢定規則ニ規定スル第一級又ハ第二級ノ資格ヲ有スル者ノ爲シ得ル通信ニ從事セシムルコトヲ得

第十五條ノ二 船舶ニ施設シタル私設無線電信ノ通信従事者ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外別表ニ依リ之ヲ配置スヘシ

陸上ニ施設シタル私設無線電信ノ通信従事者ニ付テハ其ノ配置スヘキ員數ヲ指定スルコトアルヘシ

第十六條 私設無線電信ノ施設者其ノ通信従事者ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ都度附錄様式ニ依リ之ヲ所轄遞信局長ヘ届出ツヘシ但シ選任ノ場合ハ履歷書、體格檢査證書及私設無線電信通信従事者資格檢

定合格證書寫ヲ添付スヘシ

第十七條 遞信大臣ハ私設無線電信ノ通信従事者カ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認ムルトキハ之カ解任ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 私設無線電信ハ第九條ニ依ル檢定證書又ハ假檢定證書ノ交付ヲ受ケタル後ニ非サレハ其ノ使用ヲ開始スルコトヲ得ス

第十九條 私設無線電信ノ使用ヲ開始シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ所轄遞信局長ヘ届出ツヘシ但シ無線電信法第二條第三號ニ依リ施設シタルモノナルトキハ使用開始前七日迄ニ届出ヲ要ス

第十條ニ依リ使用中止届出後又ハ第三十六條ノ二第一項ニ依リ使用停止後更ニ之カ使用ヲ開始シタルトキ亦前項ニ同シ

第二十條 私設無線電信ノ使用ハ左記各號ニ從フコトヲ要ス但シ第二十二條乃至第二十四條ニ依ル通信ニ關スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 無線電信ニ依ル公衆通信又ハ軍事通信ニ支障ナキトキニ限ルコト
- 二 船舶ニ施設シタルモノノ使用ハ航行中ニ限ルコト
- 三 無線電信法第二條第五號ニ依リ施設シタルモノノ使用ハ他ノ無線電信ノ通信ニ支障ナキトキニ限ルコト

第二十條ノ二 船舶ニ施設スル私設無線電信ノ通信執務時間ハ特ニ指定スル場合ヲ除クノ外左ノ區別ニ依ルヘシ

- 一 遠洋航路ヲ航路定限トシ二百人以上ノ旅客定員ヲ有スル船舶ニ施設シ公衆通信ヲ取扱フモノ 無 休
- 二 公衆通信ヲ取扱ヒ前號ニ該當セサルモノ

自午前八時	至同 十時
自午後二時	至同 四時
自午後八時	至同 十二時
- 三 公衆通信ヲ取扱ハサルモノ 不 定

私設無線電信ニ於テ必要アルトキハ通信執務時間外ニ於テモ臨時通信ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 私設無線電信ノ通信ハ「モールス」符號ニ依リ其ノ方法ハ特ニ指示スル場合ヲ除クノ外左記各號ニ遵フヘシ

- 一 呼出ヲ爲サムトスルトキハ之ニ先チ受信機ヲ最良ノ感度ニ調整シ他ノ通信中ナリヤ否ヲ確ムヘシ若通信中ナルトキハ其ノ終了後ニ非サレハ呼出ヲ爲スヘカラス
- 二 呼出ヲ爲ストキハ始信符號 — — — — — ヲ送り對手者ノ呼出符號ヲ三回反覆シ次ニ前置符號 — — — — — ヲ送り自己ノ呼出符號ヲ三回反覆スヘシ
- 三 被呼者應答スルトキハ始信符號 — — — — — ヲ送り呼出者ノ呼出符號ヲ三回反覆シ次ニ前置符號 — — — — — 自己ノ呼出符號及可送符號 — — — — — ヲ送ルヘシ第六號ノ呼出ニ應答スル場合亦

同シ

- 四 第二號ノ呼出ヲ爲スモ對手者ノ應答ナキトキハ更ニ二分間ノ間隔ヲ以テ順次三回反覆シ尙應答ナキトキハ十五分間ヲ經タル後更ニ同一方法ニ依リ呼出ヲ爲スヘシ
- 五 對手者ト萬國船舶信號ヲ以テ通信セムトスルトキハ呼出ニ引續キ萬國船舶信號 P R B ノ符號ヲ送ルヘシ
- 六 自己ノ通達距離内ニ在ル無線電信ヲ知ラムトスルトキハ探呼符號 — — — — — ヲ用キ第二號ニ準シ呼出ヲ爲スヘシ
- 七 被呼者ノ應答アリタルトキハ直ニ所要ノ通信ヲ開始シ其ノ終ニ終信符號 — — — — — 及自己ノ呼出符號ヲ送り次ニ可送符號 — — — — — ヲ送ルヘシ
- 八 被呼者通信ヲ了解シタルトキハ直ニ解信符號 — — — — — ヲ送り受信ノ證トスヘシ
- 九 相互ノ通信完了シタルトキハ互ニ結了符號 — — — — — 及自己ノ呼出符號ヲ交換スヘシ
- 十 無線電信法第二條第五號ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ實驗通信ニシテ對手者ノ呼出ヲ必要トセサルトキハ實驗セムトスル電波長ヲ以テ自己ノ呼出符號ヲ三回送信シ更ニ六百「メートル」及他ノ適當ト認ムル電波長ニ依リ一應聽收シ他ノ通信ニ支障ナキコトヲ確メタル上所要ノ發振ヲ開始シ其ノ終ニ終信符號 — — — — — 及自己ノ呼出符號ヲ送ルヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ發振ハ發振開始後五分ヲ

超ユヘカラス私設無線電信ノ装置工事又ハ電波長測定若ハ機器調整ノ爲發振ヲ必要トスル場合亦同シ

第二十一條ノ二 船舶ニ施設シタル私設無線電信ハ通信上ノ必要ニ依リ特殊電波長ニ依ル呼出ニ對シ聽守スル場合ヲ除クノ外航行中左ノ區別ニ依リ六百「メートル」ノ電波長ニ依ル呼出ニ對シ聽守スヘシ

一 通信執務時間無休ノモノ 常時

二 通信執務時間特定ノモノ 通信執務時間中ハ常時、其ノ他ノ時間ニ於テハ毎時初及三十分ヨリ少ナクトモ各十分間

三 通信執務時間不定ノモノ 隨時

第二十二條 私設無線電信ニ依リ船舶遭難通信ヲ發信ストルキハ先船舶危急符號「———」

ヲ短小ナル間隔ヲ以テ適宜反覆シ次ニ遭難ノ船舶名稱、位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ傳送スヘシ但シ指定無線電信ニ對シ通信セムトスルトキハ船舶危急符號「———」ノ一連續ノ終ニ其ノ呼出符號ヲ附スヘシ

第二十三條 私設無線電信ニ於テ船舶危急符號「———」ニ件フ船舶遭難通信ノ發信ヲ認識シタルトキハ總テノ通信ヲ中止シ直ニ之ニ應答シ前條ノ例ニ依リ救助上最モ便宜ノ位置ニアル他ノ無線電信ニ通報スヘシ但シ其ノ遭難通信ニ特ニ通報先又ハ通報事項ヲ指示シタル場合ハ之ニ從フヘシ船舶危急符號「———」ノ一連續ノ終ニ對テ無線電信ノ指定アルトキハ其ノ應答ナキ

トキニ限リ前項ニ依ル應答措置ヲ爲スヘシ

第二十四條 私設無線電信ニ依リ航行上ノ危險警戒ニ必要ナル通信ヲ發信ストルキハ先航行警報符號「———」ヲ短小ナル間隔ヲ以テ十回反覆シ次ニ必要ナル事項ヲ傳送シタル後十分間ノ間隔ニ於テ更ニ三回之ヲ反覆スヘシ

私設無線電信ニ於テ航行警報符號「———」ニ件フ航行上ノ危險警戒ニ必要ナル通信ノ發信ヲ認識シタルトキハ其ノ發信中總テノ通信ヲ中止スヘシ

第二十五條 私設無線電信ハ前三條ニ依ル通信ノ場合ニ限リ特ニ電力又ハ使用電波長ノ制限ヲ超過スルコトヲ妨ケス但シ使用後ハ速ニ之ヲ復舊スルコトヲ要ス

第二十五條ノ二 前四條ノ規定ハ航空機遭難通信及航空機ノ危險警戒ニ必要ナル通信ニ付之ヲ準用ス

第二十五條ノ三 無線電信ニ依ル方位測定ニ關スル通信ノ方法ハ別ニ定ムル所ニ依ルヘシ

第二十六條 電信官署ヨリ無線電信ニ依リ私設停信符號「———」ヲ發信シタルトキハ更ニ私設復信符號「———」ヲ發信スル迄其ノ通達距離内ニ於ケル總テノ私設無線電信ニ依ル通信ヲ停止スヘシ

第二十六條ノ二 前條ノ規定ハ緊急ノ際ニ於テ軍用無線電信ヨリ同様ノ符號ヲ發スル場合ニ之ニ準用ス

第二十七條 私設無線電信ハ左記各號ノ場合ニ限リ其ノ施設者ニ於テ施設ノ目的以外ニ使用スルコトヲ妨

ケス

一 第二十二條乃至第二十四條及第二十五條ノニ依ル通信ニ關シ他ノ無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

二 氣象若ハ時刻ノ承合、方位測定又ハ機器調整ノ爲他ノ無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

三 無線電信機ヲ裝置スル電信官署ノ指示ニ從ヒ之ト交信ヲ必要トスルトキ

四 軍事通信ノ必要ニ依リ軍用無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

五 船舶ニ施設シタル私設無線電信ニ於テ稅關港務部用無線電信ヨリ稅關官制第一條第九號乃至第十二號ノ事務ノ必要ニ依リ交信ヲ求メラレタルトキ

六 漁船ニ施設シタル私設無線電信ニ於テ漁業監督官應用船舶無線電信ヨリ漁業監督事務上必要ナル交信ヲ求メラレタルトキ又ハ道府縣所屬水產業指導用無線電信トノ間ニ漁獵ニ關シ必要ナル通信ヲ行フトキ

第二十七條ノ二 前條第四號ニ依ル海軍無線電信トノ間ノ交信ハ別ニ告示スル海軍無線電報取扱規約ニ準據スヘシ

第二十八條 私設無線電信ハ他ノ船舶ニ施設シタル無線電信ヨリ機器調整上必要ナル交信ヲ求メラレタルトキハ支障ナキ限り之ニ應スヘシ

第二十九條 遞信大臣ハ特ニ指定シタル無線通信監視局ヲシテ私設無線電信使用ノ適否及通信上ノ秩序ニ關シ之ヲ監視セシム

第三十條 無線通信監視局ニ於テ私設無線電信ノ通信ニ關シ相當指示ノ必要アルトキハ自局呼出符號ニ無線通信監視符號——————ヲ冠シ一般通信ト之ヲ區別ス

第三十一條 私設無線電信ノ使用制限、停止又ハ機器附屬具ノ除却ニ關シ直接當該從事者ニ命令ヲ發シタル場合ニ於テハ別ニ其ノ旨ヲ當該施設者ヘモ通知ス

第三十二條 船舶ニ施設セル私設無線電信ハ電信官署ノ無線電信通達距離内ニ入りタルトキ當該電信官署ヨリノ自己ノ概略方位、距離及進行方位ヲ之へ通知スヘシ其ノ通達距離ヲ去ラムトスル場合亦同シ

第三十三條 私設無線電信ノ施設者ハ左記各號ニ該當スル事實アリタルトキハ其ノ都度狀況ヲ具シ其ノ旨ヲ遞信大臣へ届出ツヘシ

一 外國領水内ニ於テ特ニ無線電信ノ裝置及使用ヲ制限セラレタルトキ但シ其ノ制限カ告示セラレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 第二十二條乃至第二十四條及第二十五條ノニ依ル通信ヲ爲シタルトキ

三 無線電信法及之ニ關スル規定ニ違反シタル私設無線電信又ハ外國無線電信アリト認メタルトキ

四 無線電信ノ效果其ノ他ニ關シ特ニ參考トナルヘキモノアリト認メタルトキ

第三十四條 私設無線電信施設者ハ通信日誌ヲ設備シ通信従事者ヲシテ左記各號ノ事項ヲ記録セシムヘシ

一 通信開始、完了ノ時分及對手無線電信

二 通信狀況

三 第二十七條及前條各號ノ事實並其ノ措置狀況

四 無線電信法第二條第五號ニ依リ施設シタル私設無線電信ナルトキハ其ノ通信上ノ成績

五 前各號ノ外後日參考トナルヘキ事項

前項ノ通信日誌ハ其ノ使用終了ノ翌日ヨリ起算シ十五月間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第三十五條 私設無線電信ノ施設者ハ檢定證書、通信従事者氏名及資格、無線電信法罰則並施設目的ノ要綱ヲ通信室内見易キ場所ニ掲ケ置クヘシ

第三十六條 遞信大臣又ハ遞信局長ハ隨時吏員ヲ派遣シ私設無線電信ノ機器及其ノ裝置、通信従事者ノ資格及其ノ員數、運用狀況並關係書類等ヲ検査セシム此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帶セシム

第三十六條ノ二 検査吏員私設無線電信ノ機器及其ノ裝置カ規定ノ條件及許可ヲ得タル工事設計ニ適合セサルコトヲ認め又ハ其ノ通信従事者カ規定ノ資格及員數ニ適合セサルコトヲ認めタルトキハ検査吏員ノ所屬官廳ハ當該無線電信ノ施設者船舶ニ施設シタル私設無線電信ニ在リテハ其ノ施設者又ハ當該船舶ノ船長ニ其ノ旨ヲ通知シタル上第九條ノ檢定證

書若ハ假檢定證書ヲ返還セシメ又ハ検査不合格通知書ヲ交付ス此ノ場合ニ於テハ當該私設無線電信ハ直ニ其ノ使用ヲ停止スヘキモノトス

前項ノ場合ニ於テ私設無線電信ノ施設者機器及其ノ裝置ヲ改修シ又ハ通信従事者ヲ適當ニ配置シタルトキハ検査吏員ノ所屬官廳ヘ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第三十七條 第七條第八條第十條第十九條又ハ第三十六條ノ二ニ依リ差出ス書類ハ電報ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十八條 本令ニ依リ遞信大臣ヘ差出ス書類ハ總テ其ノ施設地又ハ施設船舶ノ定繫港ノ所轄遞信局ヲ經由スヘシ但シ前條ノ電報ハ所轄遞信局ニ宛テ差出スヘシ

附 則

第三十九條 第一條乃至第三條、第五條乃至第十四條、第十八條乃至第二十條、第二十二條乃至第三十八條ノ規定ハ私設無線電話放送用私設無線電話規則ニ依ルモノヲ除クニ第二十二條乃至第二十四條、第二十六條、第二十九條乃至第三十一條及第三十六條ノ規定ハ船舶無線電信施設法第六條ニ該當スル船舶ニ裝置シタル無線電信又ハ無線電話ニ第四條乃至第四條ノ三第九條第十五條、第十五條ノ二第十八條、第二十條ノ二第二十一條ノ二及第三十六條ノ二ノ規定ハ船舶無線電信施設法第六條ニ該當スル船舶ニ裝置シタル無線電信ニ之ヲ準用ス

ヲ施設スルコトヲ得

- 一 航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ
 - 二 特定ノ事務ニ用ウル船舶相互間ニ於テ其ノ事務ノ用ニ供スル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ
 - 三 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ専用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ
 - 四 電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナク前號ノ規定ニ依ルヲ不適當トスル陸地相互間又ハ陸地船舶間ニ於テ特定ノ事務ニ用ウル目的ヲ以テ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ
 - 五 無線電信又ハ無線電話ノ學術研究又ハ機器ニ關スル實驗ニ専用スル目的ヲ以テ施設スルモノ
 - 六 無線電信又ハ無線電話ニ依ル報時通信又ハ氣象通信ノ受信ニ専用スル目的ヲ以テ施設スルモノ
 - 七 前各號ノ外遞信大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認めタルモノ
- 第二條 遞信大臣ハ公衆通信上必要ト認めルトキハ官應用ノ無線電信又ハ無線電話ヲ廢止セシメ又ハ其ノ設備ヲ變更セシムルコトアルヘシ
- 第三條 施設無線電信規則及放送用施設無線電話規則第十條及第十條ヲ除クノ規定ハ官應用ノ無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用ス但シ施設無線電信規則第十五條、第十六條及第三十四條ノ規定ハ第一條、第五號又ハ第六號ニ依リ陸上ニ施設シタル官應用ノ無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用セス

●私設電信電話無線電信無線電話監督事務規程中改正

(昭和二年六月一日 遞信省令第四百六十九號)

公達第四百六十九號

遞信局、通信官署

私設電信電話無線電信無線電話監督事務規程中左ノ通改正ス

本公達ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年六月一日

遞信大臣 望月 圭介

附則ニ左ノ一條ヲ加フ

第十六條ノ二 本規程中船舶無線電信無線電話ニ關スル規定ハ航空機無線電信無線電話ニ付之ヲ準用ス

●私設無線電信通信従事者資格檢定規則

(大正四年十月二十六日 遞信省令第四十八號)

第一條 施設無線電信通信従事者ノ資格ハ左ノ區別ニ依リ十七歳以上ノ者ニ就キ之ヲ檢定ス

第一級 無線電信法第二條ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ通信ニ従事シ得ル者

私設電信電話無線電信無線電話監督事務規程中改正、施設無線電信通信従事者資格檢定規則

第二級 無線電信法第二條、第一號、第二號、第四號乃至第六號ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ通信
及同條第三號ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ和文通信並同條第三號ニ依リ施設シタル私設無線電信
ノ通信ノ補助ニ從事シ得ル者

漁船級 無線電信法第二條第一號第二號第四號ニ依リ總噸數五百噸未滿ノ漁船ニ施設シタル私設無線電
信ノ通信、同條第三號ニ依リ同漁船ニ施設シタル私設無線電信ノ和文通信及同條第五號ニ依リ施設シ
タル私設無線電信ノ通信並同條各號ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ通信ノ補助ニ從事シ得ル者
第三級 無線電信法第二條第五號ニ依リ施設シタル私設無線電信ノ通信及同條各號ニ依リ施設シタル私
設無線電信ノ通信ノ補助ニ從事シ得ル者

第二條 檢定ハ試験ニ依リ遞信大臣ノ命シタル私設無線電信通信従事者資格檢定委員之ヲ行フ其ノ試験科
目左ノ如シ

- 一 無線電信學 無線電信ニ關スル學理第一級機器ノ調整及運用
- 二 電氣通信術 和歐文ノ送信及音響受信其ノ速度標準一分時第一級片假名八十字
歐文十語 第二級漁船級第三級
- 三 無線電信法規 無線電信ニ關スル一般ノ法令第一級第二級
漁船級ニ限ル私設無線電信ニ關スル法令第三級
ニ限ル
- 四 英語 初步第一級第二級
漁船級ニ限ル

第三條 遞信大臣ハ檢定試験ニ合格シタル者ニ合格證書第一號ヲ付與ス

第四條 無線電信若ハ電信ニ依ル公衆通信又ハ無線電信ニ依ル軍用通信ニ從事シ二年以上實務ニ經驗ヲ有
スル者ハ私設無線電信通信従事者資格檢定委員ノ銓衡ヲ經試験ニ依ラスシテ左ノ區別ニ從ヒ合格證書ヲ
受クルコトヲ得

- 一 無線電信ニ依ル公衆通信ニ從事シタル者ハ第一級以下
- 二 無線電信ニ依ル軍用通信ニ從事シタル者ハ第二級以下
- 三 電信ニ依ル公衆通信ニ從事シタル者ハ第三級

第二級又ハ第三級ノ合格證書ヲ有スル者亦左ノ區別ニ從ヒ前項ニ同シ

- 一 第二級又ハ漁船級ノ合格證書ヲ有シ二年以上無線電信法第二條第三號ニ依リ施設シタル私設無線
電信ノ通信ノ補助ニ從事シタル者ハ第一級
- 二 第三級ノ合格證書ヲ有シ二年以上私設無線電信ノ通信ノ補助ニ從事シタル者ハ第二級又ハ漁船級

第五條 遞信省ニ於テ所定ノ無線電信學電氣通信術及無線電信法規ヲ修得シ其ノ修業證書ヲ有スル者及遞
信大臣ノ認定ヲ受ケタル無線電信ノ通信ニ關スル學術ヲ教授スル講習所ノ卒業證書ヲ有スル者ハ銓衡檢
定ニ依リ第一級以下ノ合格證書ヲ受クルコトヲ得

前項ノ認定ヲ受ケムトスル講習所ノ管理者ハ遞信大臣ノ指示スル所ニ從ヒ其ノ申請ヲ爲スヘシ

私設無線電信通信従事者資格検定期則

三二二

(大正一三、六省
令第三一號改正)

○告示第二百五十二號 大正十四年
二月二十三日

私設無線電信通信従事者資格検定期則第五條ニ依リ銓衡検定ヲ受クルコトヲ得ルモノト認定シタル講習所名及検定等級左ノ如シ

(大正一四、一一、一六
告示第一七〇五號改正)

檢定等級

講習所名

社團法人電信協會
管理無線電信講習所

大正十三年六月十日ヨリ大正十四年二月末日迄ニ本科ヲ卒業シタル者

第二級

大正十四年三月一日以降本科ヲ卒業シタル者

第一級以下

大正十四年三月一日ヨリ大正十四年十一月十一日迄ニ別科ヲ卒業シタル者

第二級以下

大正十四年十一月十一日以降別科ヲ卒業シタル者

第一級以下

第六條 試験検定ハ毎年一回之ヲ行ヒ其ノ期日場所等ハ豫メ之ヲ官報ニ公告ス但シ遞信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時ニ之ヲ行フコトアルヘシ

銓衡検定ハ隨時之ヲ行フ

第七條 検定ヲ受ケムトスル者ハ検定申請書^{第二號 様式}ニ履歷書^{第三號 様式} 戶籍謄本又ハ抄本及寫眞ヲ添ヘ指定期日迄^{銓衡検定ノモノハ隨時}ニ遞信大臣ヘ提出スヘシ

第八條 検定ヲ申請スル者ハ検定手数料トシテ第一級ハ金二圓第二級漁船級及第三級ハ金一圓ニ相當スル收入印紙ヲ檢定申請書ニ貼附シテ之ヲ納付スヘシ

既納ノ檢定手数料ハ檢定ヲ受ケサル場合又ハ第九條ニ依リ檢定ヲ行ハサル場合ト雖之ヲ還付セス

第九條 私設無線電信通信従事者資格検定委員ニ於テ檢定申請者カ履歷ヲ偽リ又ハ試験ニ際シ不正ノ行爲アリト認メタルトキハ之ニ對スル檢定ヲ行ハス

檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格證書ハ無効トス

第十條 檢定合格者ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十一條 合格證書ヲ有スル者其ノ氏名ヲ改メ又ハ合格證書ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ其ノ書換又ハ再渡ヲ遞信大臣ヘ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ヲ爲ス者ハ書換又ハ再渡ノ手数料トシテ金三十錢ニ相當スル收入印紙ヲ當該申請書ニ貼附シテ之ヲ納付スヘシ

附 則

本令ハ大正四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(様式省略)

●無線方位測定通信規則

(昭和二年五月七日
遞信省令第十四號)

第一章 總 則

無線方位測定通信規則

三二三

第一條 無線電信ニ依ル方位測定ニ關スル通信ハ本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二條 無線電信ニ依ル方位測定ニ關スル通信ヲ分チテ左ノ二種トス

一 無線羅針局業務 方位測定機ノ裝置ヲ有スル陸上無線電信以下無線羅針局ト稱スト船舶無線電信トノ間ノ方位測定ニ關スル通信

二 無線標識局業務 方位測定機ノ裝置ヲ有スル船舶無線電信ト無線標識符號ヲ送信スル目的ヲ以テ施設シタル陸上無線電信以下無線標識局ト稱ス、船舶ト交信ヲ爲ス目的ヲ以テ施設シタル陸上無線電信ニシテ無線羅針局若ハ無線標識局ニ非サルモノ以下陸上無線電信ト稱ス又ハ船舶無線電信トノ間ノ方位測定ニ關スル通信

無線電信トノ間ノ方位測定ニ關スル通信

第三條 方位測定業務ニ使用スヘキ電波長ハ左ノ區別ニ依ルヘシ

一 無線羅針局業務

船舶無線電信ヨリ無線羅針局ニ對スル呼出可聽電波六百「メートル」又ハ持續電波二千四百「メートル」ノ内別ニ告示スル當該無線羅針局ノ聽守電波長

其ノ他 可聽電波ヲ使用スルトキ 八百「メートル」(八百「メートル」電波長ノ裝置ヲ有セサル船舶無線電信ニ限リ六百「メートル」電波長ヲ使用スルコトヲ得)

持續電波ヲ使用スルトキ 二千百「メートル」

二 無線標識局業務

無線標識局ヨリ標識符號ノ送信 可聽又ハ持續電波一千「メートル」

陸上無線電信又ハ船舶無線電信陸上無線電信ニ在リテハ方位測定ニ供スル符號ノ送信ノ請求ヲ受ヨリ方位測定ニ供スル符號ノ送ケタル時分ニ於ケル現用電波長、船舶無線電信ニ在リテハ可聽電波六百「メートル」又ハ持續電波二千四百「メートル」

第四條 無線羅針局ニ關スル左ノ事項ハ別ニ之ヲ告示ス

一名 稱

二 呼出符號

三 位置(經緯度ヲ以テ表ハス)

四 船舶無線電信ト交信ヲ爲ス無線羅針局以下主無線羅針局ト稱スナルトキハ發射電波ノ性質及送信電波長

五 船舶無線電信ト交信ヲ爲ササル無線羅針局以下副無線羅針局ト稱スナルトキハ副無線羅針局ニ於ル方位測定ニ關シ船舶無線電信ト交信ヲ爲ス主無線羅針局ノ名稱

六 通常方位測定區域(海上ニ於ル區域ヲ距離ヲ以テ表ハス)

七 聽守電波長

八 其ノ他必要ナル事項

第五條 無線標識局ニ關スル左ノ事項ハ別ニ之ヲ告示ス

一名 稱

無線方位測定通信規則

- 二 呼出符號
- 三 位置(經緯度ヲ以テ表ハス)
- 四 發射電波ノ性質及送信電波長
- 五 通常通達距離
- 六 聽守裝置ヲ有スルトキハ聽守電波長
- 七 其ノ他必要ナル事項

第六條 本令ニ規定ナキ事項ハ一般ノ無線電信通信方法ニ關スル規定ニ依ルヘシ

第二章 無線羅針局業務

第七條 船舶無線電信ニ於テ無線羅針局ニ對シ方位測定ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ該無線羅針局ノ通常方位測定區域内ニ入りタルトキ之ヲ爲スヘシ

第八條 船舶無線電信ニ於テ無線羅針局ニ對シ方位測定ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ該無線羅針局ヲ呼出シ其ノ呼出ノ符號ニ引續キ左ノ事項ニ該當スル略符號ヲ送信スヘシ此ノ場合ニ於テ無線羅針局ニ對シハ百「メートル」以外ノ電波長ニ依リ方位測定ニ供スル符號ヲ送信セムトスルトキハ該略符號ノ次ニ使用電波長ヲ表ハス數字「六〇〇」又ハ「二一〇〇」ヲ送信スヘシ

事 項 略符號

當船ノ眞方位如何 Q T E ?

第九條 船舶無線電信ニ於テ副無線羅針局ニ對シ方位測定ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ主無線羅針局ヲ呼出シ之ニ前條ノ方法ニ依リ必要ノ事項ヲ送信スヘシ此ノ場合ニ於テハ略符號「Q T E ?」ノ次ニ副無線羅針局ノ呼出符號ヲ送信スヘシ

第十條 主無線羅針局ニ於テ副無線羅針局ニ對シ方位測定ノ準備ヲ爲スヘキ旨ノ通知ヲ爲サムトスルトキハ電信電話ノ連絡アル場合ハ之ニ依リ其ノ連絡ナキ場合ハ無線電信無線電話ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第十一條 無線羅針局ニ於テ船舶無線電信局ヨリ方位測定ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ測定ノ準備ヲ完了シタルトキハ該船舶無線電信ニ對シ方位測定ニ供スル符號ヲ送信スヘキ旨ヲ通知スヘシ

第十二條 副無線羅針局ニ於テ前條ノ通知ヲ爲サムトスルトキハ主無線羅針局ヲ介シテ之ヲ爲スヘシ

第十三條 前二條ノ通知ハ可送符號「——」ヲ送信シテ之ヲ爲スヘシ

第十四條 船舶無線電信ニ於テ無線羅針局ニ對シ方位測定ニ供スル符號ノ送信ヲ爲サムトスルトキハ所定ノ電波長ニ依リ該無線羅針局ニ於ケル方位測定上必要ナル最少限度ノ電力ヲ以テ自己ノ呼出符號ヲ其ノ長點ヲ稍長クシテ五十秒間反覆送信スヘシ

第十五條 無線羅針局ニ於テ方位測定ノ結果ヲ船舶無線電信ニ通知セムトスルトキハ左ノ事項ニ該當スル略符號ヲ送信シ之ニ引續キ「〇〇〇」ヨリ「三五九」ニ至ル三位ノ數字ヲ以テ表ハス自局ヨリノ眞方位及自

局所在地ノ地方標準時ニ依リ「〇〇〇一(午前〇時一分)」ヨリ「二四〇〇(午後十二時)」ニ至ル四位ノ數字ヲ以テ表ハス方位測定時刻ヲ送信スヘシ

事

項

略符號

貴船ノ方位ハ無線羅針局ヨリ……度ナリ

Q T F

第十六條 主無線羅針局ニ於テ副無線羅針局ニ於ケル方位測定ノ結果ノミヲ又ハ之ヲ自局ニ於ケル方位測定ノ結果ト取纏メ船舶無線電信ニ通知セムトスルトキハ前條ノ方法ニ依ルノ外方位ヲ表ハス數字ノ前ニ之ヲ測定シタル無線羅針局ノ呼出符號ヲ送信スヘシ

第十七條 船舶無線電信ニ於テ無線羅針局ヨリ方位測定ノ結果ノ通知ヲ受ケタルトキハ照校ノ爲該無線羅針局ニ對シ方位及方位測定時刻ヲ表ハス數字ヲ受信シタル順序ニ依リ送信スヘシ

第十八條 無線羅針局ニ於テ前條ノ送信ニ誤ナキコトヲ認メタルトキハ直接又ハ主無線羅針局ヲ介シテ解信符號———又ハ———ヲ送信スヘシ

第三章 無線標識局業務

第十九條 方位測定機ノ裝置ヲ有スル船舶無線電信ニ於テ聽守裝置ヲ有スル無線標識局ニ對シ無線標識符號ノ送信ヲ請求セムトスルトキハ該無線標識局ノ通常通達距離内ニ入りタルトキ之ヲ呼出シ其ノ呼出符號ニ引續キ左ノ事項ニ該當スル略符號ヲ送信スヘシ

事

項

略

符

號

無線標識符號ノ送信ヲ乞フ G V B C N (give beaconノ略)

第二十條 無線標識局ニ於テ船舶無線電信ヨリノ請求ニ依リ無線標識符號ノ送信ヲ爲サムトスルトキハ五十秒間左ノ符號ヲ其ノ長點ヲ稍長クシテ送信スヘシ

一 自己ノ呼出符號 二回

二 ——ノ連續

三 自己ノ呼出符號 一回

第二十一條 無線標識局ニ於テ濃霧等ニ際シ其ノ附近ニ在ル船舶無線電信ニ對シ繼續シテ無線標識符號ノ送信ヲ爲サムトスルトキハ二分間毎ニ一回宛前條ノ送信ヲ反覆スヘシ

第二十二條 方位測定機ノ裝置ヲ有スル船舶無線電信ニ於テ陸上無線電信又ハ船舶無線電信ニ對シ無線標識符號ノ送信ヲ請求セムトスルトキハ第十九條ノ方法ニ準シ其ノ請求ヲ爲スヘシ

第二十三條 前條ノ請求ヲ受ケタル陸上無線電信又ハ船舶無線電信ニ於テ無線標識符號ノ送信ヲ爲サムトスルトキハ自己ノ呼出符號ヲ其ノ長點ヲ稍長クシテ五十秒間反覆送信スヘシ但シ船舶無線電信ニ在リテハ呼出符號ヲ連續送信シタル後ニ自己ノ位置、針路及速力ヲ送信スヘシ

第二十四條 船舶無線電信ニ於テ濃霧等ニ際シ衝突ヲ豫防スル目的ヲ以テ其ノ附近ニ在ル船舶無線電信ニ

對シ無線標識符號ノ送信ヲ爲サムトスルトキハ自己ノ呼出符號、位置、針路、速力其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ前後ニBCN(Beaconノ略)ノ略符號ヲ附シ且各送信符號ノ長點ヲ稍長クシテ送信スヘシ

第二十五條 前二條ノ無線標識符號ノ送信ハ電力ヲ通達距離二十「キロメートル」以下ニ低減スヘシ但シ陸上無線電信ニ於テ特ニ必要アリト認ムル場合ハ電力ヲ通達距離四百「キロメートル」迄増加スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●無線電報規則拔萃

(大正十四年八月二十二日
逕信省令第五十一號)

第八條ノ二 本令中艦船發著無線電報又ハ船舶遭難通信若ハ船舶航行上ノ危險、警戒其ノ他海上生命財產ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通報スル無線電報ニ關スル規定ハ航空機發著無線電報又ハ航空機遭難通信若ハ航空上ノ危險警戒其ノ他空中ニ於ケル生命財產保全ニ必要ナル事項ヲ通報スル無線電報ニ付之ヲ準用ス

本令中船舶局ニ關スル規定ハ航空機内電信官署ニ付、海岸局ニ關スル規定ハ航空機トノ間ニ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲ス陸上電信官署ニ付之ヲ準用ス

●無線電報取扱規程拔萃

(大正十四年十一月一日ヨリ施行)

第七條ノ二 本規程中艦船發著無線電報又ハ船舶遭難通信若ハ船舶航行上ノ危險、警戒其ノ他海上生命財產ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通報スル無線電報ニ關スル規程ハ航空機發著無線電報又ハ航空機遭難通信若ハ航空機上ノ危險警戒其ノ他空中ニ於ケル生命財產保全ニ必要ナル本規程中船舶局ニ關スル規定ハ航空機内電信官署ニ付、海岸局ニ關スル規定ハ航空機トノ間ニ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲ス陸上電信官署ニ付之ヲ準用ス

●要塞地帶法拔萃

(明治三十二年七月十四日
法律第百五十五號)

第三條 要塞地帶ハ陸地ト海面トヲ問ハス之ヲ三區ニ分チ各區ノ幅員ハ左ノ區別ニ從ヒ陸軍大臣之ヲ定メ並之ヲ告示ス其ノ之ヲ變更スル場合亦同シ但シ陸軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域カ海軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スルカ或ハ軍港要港又ハ海軍用地ニ係ル場合並陸軍用地カ海軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於テハ陸軍大臣海軍大臣協議ノ上之ヲ定メ連署シテ告示ヲ爲スコトヲ要ス

第一區 基線ヨリ測リ二百五十間以内及基線ト防禦營造物間ノ區域

第二區 基線ヨリ測リ七百五十間以内

第三區 基線ヨリ測リ二千二百五十間以内

第七條 何人ト雖要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ要塞地帯内水陸ノ形状ヲ測量、撮影、模寫、錄取シ又ハ要塞地帯内ヲ航空スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ要塞地帯外ト雖第三區ノ境界線ヨリ外方三千五百間以内ノ區域ニ於テ之ヲ適用ス

航空ノ許否ニ關シテハ要塞司令官ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條 陸海軍以外ノ官廳ニ於テ第七條第九條第十一條乃至第十五條ニ掲クル事項ヲ爲サントスルト

キハ要塞司令官ノ承認第十六條ニ掲クル事項ヲ爲サントスルトキハ陸軍大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二十二條 第七條及第九條ノ禁ヲ犯シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ十一日以上ノ拘留又ハ五十圓以下ノ

罰金若ハ二圓以上ノ科料ニ處ス

第八條ニ依リ要塞司令官ニ退去ヲ命セラレ其ノ命ニ從ハサル者亦同シ

第二十三條 第七條及第九條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂罪ノ例ニ照シテ處斷ス

●要塞地帯法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件

(大正二年九月二十三日 勅令第二百八十四號)

朕要塞地帯法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

要塞地帯法ハ第十八條及第二十八條ヲ除キ之ヲ朝鮮ニ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●要塞地帯法ノ一部ヲ臺灣ニ施行スルノ件

(大正八年八月十九日 勅令第四百五號)

朕要塞地帯法ノ一部ヲ臺灣ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

要塞地帯法ハ第十八條及第二十八條ヲ除キ臺灣ニ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●要塞地帯法施行規則拔萃

(明治三十三年六月十六日 陸軍省令第十四號)

第四條 要塞司令官ノ許可ヲ得ムトスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記シ其作業地航空ノ場合ニ在リテハ其ノ發著場ヲ管轄スル市町

要塞地帯法ノ一部ヲ臺灣ニ施行スルノ件、要塞地帯法施行規則拔萃

村長朝鮮ニ在リテハ警察署長、同分署長、臺灣ニ在リテハ廳長又ハ支廳長以下同シノ奧書ヲ得テ當該要塞司令官ニ願出ツヘシ

一 要塞地帶法第七條ニ掲クルモノニ在リテハ其目的、區域及期限但シ航空ノ場合ニ在リテハ使用スヘキ航空機ノ種類及型式共

第五條 陸軍大臣ノ許可ヲ得ムトスル者ハ工事ノ種類、設計及落成ノ期日ヲ記シ地方長官ノ證明ヲ受ケ當該要塞司令官ヲ經由シテ陸軍大臣ニ願出ツヘシ但シ本則第七條ノ場合ニハ地方長官ノ證明ヲ要セス

第六條 府、縣、郡、市、町、村、水利組合其他公共團體並社團法人ニ在リテハ其代表者ヨリ願出ツヘシ府、縣、郡、市、町、村、水利組合其他公共團體ヨリ出願スル場合又ハ要塞地帶法第七條中撮影、模寫、錄取ヲ出願スル場合若ハ本則第七條ノ場合ニハ第四條ノ奧書ヲ要セス

第十一條 許可ヲ受ケタル作業者ハ作業ノ場所ニ許可濟ノ旨ヲ記シタル標札ノ類ヲ掲クヘシ但シ要塞地帶法第七條及第九條ニ掲クルモノニ在リテハ此限ニ在ラス

第十三條 許可證ヲ所持スヘキ者ニシテ當該官ノ閱覽ヲ拒ミタル者ハ二圓以上十圓以下ノ科料ニ處ス

●關東州防禦營造物地帶令拔萃

(明治四十一年三月六日勅令第三十六號)

第一條 防禦營造物地帶ハ陸地ト水面トヲ問ハス防禦營造物ヲ基點トシ其ノ外方地域ヲ左記標準ニ依リ三

區ニ分ツ

第一區 基點ヲ去ルコト五百間以内

第二區 基點ヲ去ルコト二千五百間以内

第三區 基點ヲ去ルコト五千間以内

前項ノ規定ハ防禦營造物ヲ設クルコトニ豫定シタル箇所ニ付亦之ヲ適用ス

第二條 防禦營造物地帶ハ陸軍大臣其ノ區域ヲ定メ之ヲ告示ス其ノ變更ノ場合亦同シ

第四條 何人ト雖要塞司令官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ防禦營造物地帶内水陸ノ形狀若ハ防禦營造物ヲ測量、撮影、模寫、模造、錄取シ又ハ防禦營造物地帶内ヲ航空スルコトヲ得ス

航空ノ許可ニ關シテハ要塞司令官ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 要塞司令官ハ防禦營造物地帶ニ於テ兵備ノ狀況其ノ他地形等ノ視察ヲ爲ス者ト認メタルトキハ之ヲ地帶外ニ退去セシムルコトヲ得

第八條 要塞司令官ハ防禦營造物地帶ニ於ケル水陸ノ形狀又ハ防禦營造物ニ關スル文書、圖書、模型ノ類ニシテ軍事上有害ナリト認ムルモノヲ發見シタルトキハ之ヲ没入スルコトヲ得

第十條 陸軍大臣ハ一定ノ區域ヲ限リ第四條乃至第六條ノ禁止ノ一部又ハ全部ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ解除ノ事項及其ノ區域ヲ告示ス其ノ變更又ハ取消ヲ爲シタルトキ亦同シ

第十四條 官憲ニ於テ第三條乃至第六條ニ定メタル行爲ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ豫メ陸海軍官憲ニ協議スヘシ

第十五條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ十一日以上ノ拘留又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ二圓以上ノ科料ニ處ス

二 許可ヲ受ケスシテ防禦營造物ニ出入シタル者

三 第四條乃至第六條ニ違反シタル者

四 第七條ニ依ル退去ヲ命セラレ之ニ從ハサル者

●關東州防禦營造物地帶令施行細則拔萃

(大正八年五月二十九日 陸軍省令第十八號)

第一條 關東州防禦營造物地帶令以下地帶令ト稱スニ於テ航空ト稱スルハ飛行機、航空船、繫留氣球、凧等ニ搭乘シ空中ヲ飛揚スル總テノ行爲ヲ謂ヒ工作物ト稱スルハ金屬、土石、木材等ヲ以テスル總テノ築造物ヲ謂ヒ掘鑿トハ單ニ石材又ハ土砂等ヲ採取スル場合ヲ含ミ測量、撮影、模寫、模造、錄取トハ其ノ複製ノ行爲ヲモ含ムモノトス

第三條 要塞司令官ノ許可ヲ得ムトスル者ハ左ニ掲クル事項ヲ記シ其ノ作業地航空ノ場合ニ在リテハ其ノ發著場ヲ管轄スル民

政署長若ハ民政支署長ノ證明書(主トシテ出願者ノ權利ニ關スル事項)又ハ警務署長若ハ警務支署長ノ證明書(主トシテ出願者ノ身分ニ關スル事項)ヲ添ヘ出願スヘシ

一 地帶令第四條ニ掲クルモノニ在リテハ其ノ目的區域及作業期間(測量ニ在リテハ測量ノ種類及梯尺、

航空ノ場合ニ在リテハ使用スヘキ航空機ノ種類及型式等共)

官憲ニ於テ協議スル場合ニ在リテモ前項ノ要件ヲ具備スルヲ要ス

第四條 要塞司令官ハ承認又ハ許可シタルトキハ承認證又ハ許可證ヲ交付ス

第八條 要塞司令官ノ許可ヲ受ケタル事項ニシテ許可ノ期間内ニ作業ヲ完了セサルトキハ其ノ完了セサル部分ノ作業ニ對シテハ許可ノ效力ヲ失フモノトス

測量、撮影、模寫、模造、錄取等ニ在リテハ完了後二週間以内ニ圖面又ハ作製品ヲ要塞司令部ニ提出シ其ノ検査ヲ受クヘシ

第十條 官憲ニ於テ承認ヲ受ケタル事項ニ關シテハ第五條乃至第八條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 第五條乃至第七條若ハ第八條第二項ノ規定又ハ要塞司令官ノ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

●軍港要港ニ關スル件

(明治二十三年一月十六日)
法律 第二二號

陸軍港要港ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍港要港境域内ニ所在ノ人民及出入スル船舶ハ海軍大臣定ムル所ノ軍港要港規則ニ從フヘシ但海軍大臣ニ於テ軍港要港規則ヲ定ムルトキハ内務大臣農商務大臣ト協議スヘシ

●軍港要港規則拔萃

(明治三十三年四月三十日)
海軍省令 第七號

第十九條 鎮守府司令長官ノ許可ヲ得スシテ軍港要港境域内ヲ航空シ又ハ同境域内水陸ノ形狀ヲ測量、撮影、模寫、錄取シ若ハ地理案内等ノ圖書ヲ發行スルヲ禁ス但シ艦船運航ノ際行船ニ必要ナル錘測ハ此ノ限ニ在ラス

●軍港要港規則違反者處分ノ件

(明治二十三年九月十三日)
法律 第八十三號

陸軍港要港規則違反者處分ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十三年法律第二號ニ依リ海軍大臣定ムル所ノ軍港要港規則ニ違ヒタル者ハ十一日以上一年以下ノ重禁錮又ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

●陸軍航空勤務者身體檢查規則

(大正九年十月二十一日)
陸軍省令 第三十五號

第一條 本令ニ於テ陸軍航空勤務者ト稱スルハ陸軍ニ於テ常時又ハ屢航空機ニ搭乘シ航空勤務ニ従事スル者及航空勤務者候補者ヲ謂フ

第二條 陸軍航空勤務者ノ身體檢查ハ採用時檢查、定期檢查及臨時檢查ニ分ツ
前項ノ檢查ニハ學術上諸種ノ方法ヲ施スコトヲ得

第三條 採用時檢查ハ航空勤務者候補者ノ航空勤務ニ適スルヤ否ヲ判定スルモノニシテ之ヲ第一次檢查及第二次檢查ニ分チ實施期日及方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

第四條 定期檢查ハ航空勤務者ニ就キ毎年六月及十二月之ヲ行フモノトス

第五條 臨時檢查ハ航空勤務者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ之ヲ行フモノトス

一 航空勤務ヲ離ルルコト三月ニ及ヒタル後再ヒ其ノ勤務ニ就クトキ

二 第十一條ノ航空勤務休ト爲リタル者ニシテ傷病治癒シ再ヒ其ノ勤務ニ就クトキ

- 三 自ラ身體検査ヲ願出テ所屬部隊長ニ於テ其ノ必要ヲ認メタルトキ
 - 四 所屬部隊長ニ於テ特ニ身體検査ノ必要ヲ認メタルトキ
- 第六條 第一次検査ハ所管長官、定期検査及臨時検査ハ所屬部隊長部下ノ軍醫正又ハ軍醫ニ検査醫官ヲ命シ之ヲ行ハシムルモノトス
- 定期検査又ハ臨時検査ニ當リ必要アルトキハ部隊長ハ所管軍醫部長ニ協議シ他部隊ヨリ軍醫正又ハ軍醫ノ援助ヲ受クルコトヲ得

第六條ノ二 高級先任ノ検査醫官ハ検査終了後検査成績ニ意見ヲ附シ第一次検査ニ在リテハ所管長官ニ、定期検査及臨時検査ニ在リテハ受験者所屬部隊長ニ報告シ所屬部隊長ハ之ヲ陸軍航空部本部長竝所管軍醫部長ニ通報スルモノトス

第七條 第二次検査ノ爲ニハ陸軍航空勤務者身體検査委員若干名ヲ置キ本職アル將校同相當官中ヨリ之ヲ命シ委員中ノ高級先任者ヲ委員長トス

第二次検査ノ成績ハ委員長之ヲ陸軍大臣ニ報告シ且航空部本部長ニ通報スルモノトス

第八條 第一次検査ノ場所ハ所管長官ニ於テ之ヲ指定シ第二次検査ハ所屬陸軍飛行學校ニ於テ定期検査及臨時検査ハ受験者所屬部隊若ハ其ノ所在地衛戍病院(分院)ニ於テ之ヲ行フモノトス

検査用衛生材料ハ衛戍病院(分院)備付ノモノヲ使用スルコトヲ得

第九條 身體検査ノ結果ニ依ル判定區分左ノ如シ

- 一 合格
- 二 航空勤務休
- 三 不合格

採用時検査ニ在リテハ前項第二號ニ該當スルモノハ不合格トス

第十條 合格ト爲スヘキ者ハ身體精神共ニ健全ニシテ航空勤務ニ適スルモノトス

第十一條 航空勤務休ト爲スヘキ者ハ定期検査又ハ臨時検査ニ際シ航空勤務ニ適セサル傷病アルモ輕微ニシテ治癒ノ見込アルモノトス

前項ニ該當スル者ノ勤務休期間ハ六月以内トス

第十二條 不合格ト爲スヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ航空勤務ニ適セサルモノトス

- 一 身長五尺一寸未滿ノ者
- 二 精神病ノ遺傳的素因ヲ有スル者
- 三 精神病、癲癩「ヒステリー」又ハ閃輝暗點症ノ既往症アル者
- 四 慢性酒精中毒者

- 五 器質的腦脊髓疾患又ハ官能性神経系疾患アル者
- 六 身體各部ノ發育及能率著シク不均等ナル者
- 七 循環器若ハ呼吸器ニ異常アル者、循環機能若ハ呼吸機能充分ナラサル者又ハ其ノ他是等臟器ノ機能ニ障礙ヲ及ホスヘキ他ノ臟器疾患アル者
- 八 各眼ノ裸眼視力「一、〇」未滿ノ者、遠視ニシテ其ノ度ニ「デオプトリ」以上ノ者及眼精疲勞アル者
- 九 光神、色神、視野、調節機、兩眼視機、眼球運動並眼筋平衡ニ障礙アル者
- 一〇 聽能減退シ又ハ左右不均等ナルモノ並均衡機能ニ障礙アル者
- 一一 鼓膜ニ病的變化ヲ呈シ又ハ歐氏管狹窄アル者
- 一二 咽腔又ハ鼻咽腔ニ疾患アル者
- 一三 容易ニ眩暈ヲ起スヘキ異常素質ヲ有スル者
- 一四 感情動搖ノ著シキ者
- 一五 筋神ノ著シク不敏ナル者
- 一六 反應時間並認識選擇時間著シク遅延スル者若ハ錯差過大ナル者
- 一七 心理學的検査ニ於テ著シキ異常アル者
- 一八 其ノ他ノ疾病變常ニシテ航空勤務ニ適セサル者

第十三條 航空術既修者ノ検査及航空勤務者中飛行機操縦者以外ノ者ノ検査ニ在リテハ其ノ勤務ノ性質ニ應シ検査ノ一部ヲ省略シ又ハ判定標準ヲ寬ニスルコトヲ得

第十四條 身體検査ノ實施及方法ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 本令ハ陸軍軍人以外ノ者ニシテ陸軍航空學校ニ於テ航空術ヲ練習セシムル者ノ身體検査ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍航空機搭乗者身體檢查規則

(大正十年十二月十四日 海軍省達第二百十六號)

第一條 本則ハ海軍軍人ニシテ航空機ニ搭乗シ機上ノ作業ニ從事セムトスル者及同作業ニ從事スル者ニ行フ身體検査ニ關スルコトヲ規定ス但シ必要ニ應シ臨機搭乗スル者ニ對シテハ本則ヲ適用セサルヲ例トス

第二條 本則ニ依ル身體検査ヲ左ノ如ク區別ス

- 一 採用検査
- 二 定期検査

三 臨時検査

第三條 採用検査ヲ第一次検査及第二次検査ニ分ツ

第一次検査ハ航空術學生、航空術機關學生タラムトスル者及航空術、航空工術練習生タラムトスル者ノ所轄廳ニ於テ之ヲ施行ス

第二次検査ハ第一次検査ニ合格シタル者ニ就キ航空隊若ハ特ニ指定セル場所ニ於テ之ヲ施行ス但シ航空術機關學生及航空工術練習生タラムトスル者ニ在リテハ之ヲ省略スルコトヲ得

第四條 定期検査ハ航空機搭乗者中第一搭乗配置ノ者及第二搭乗配置中操縦又ハ機上作業ノ爲隨時航空機ニ搭乗ヲ要スル者ニ就キ毎年三月及九月ニ於テ採用検査第二次検査ニ準シ之ヲ施行ス但シ艦船乗組ノ航空機搭乗者ニ對スル本検査ノ時期ハ必要ニ應シ多少變更スルコトヲ得

第五條 臨時検査ハ航空機搭乗者ニシテ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ採用検査第二次検査ニ準シ之ヲ施行ス

- 一 航空機ニ搭乗セサルコト二箇月以上ニシテ再ヒ搭乗セムトスル場合但シ本検査ノ全部ヲ施行シ能ハサル場合ハ其一部ヲ省略スルコトヲ得
- 二 第二次検査ヲ受ケタルコトナキ者ニシテ第一搭乗配置ヲ命セラレタル場合
- 三 特ニ身體検査ヲ必要ト認ムル場合

第五條ノ二 定期検査及臨時検査ハ航空隊又ハ特ニ指定セル場所ニ於テ之ヲ施行ス

第六條 左ノ各號並附表ノ規定ニ該當スル者ハ不合格トス

- 一 癩麻質斯、脚氣ノ既往歴ヲ有スル者但シ航空術機關學生又ハ航空工術練習生タラムトスル者ニシテ検査時病徴ナキ場合ニハ本號ヲ適用セサルコトヲ得
- 二 精神病、神經衰弱、「ヒステリ」癲癇、常習性頭痛、眩暈、神經痛等ノ既往歴ヲ有スル者、精神病ノ遺傳的素因ヲ有スル者
- 三 慢性氣管支炎、肺炎、胸膜炎、喘息等ノ既往歴ヲ有スル者
- 四 心臟及心囊疾患ノ既往歴ヲ有スル者並血壓試驗ニ著シキ異常ヲ認ムル者
- 五 視野、眼筋平衡、實體視機試驗ニ著シキ異常ヲ認ムル者
- 六 聽能試驗ニ著シキ異常ヲ認ムル者
- 七 呼吸保留、呼吸力、水銀保留試驗ニ著シキ異常ヲ認ムル者
- 八 身體均衡試驗ニ著シキ異常ヲ認ムル者
- 九 感覺反應試驗ニ著シキ異常ヲ認ムル者
- 十 筋神試驗ニ著シキ異常ヲ認ムル者

第七條 本則規定以外ノ事項ニ關シテハ海軍出身志願者身體検査規則ヲ準用ス

第八條 本則ニ依ル検査ノ實施手續ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
(附表略ス)

●陸軍軍人服役令拔萃

(明治四十四年十二月九日
勅令第二百八十五號)

- 第十二條 下士上等兵又ハ之ト同等階級ノ兵卒ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ其官又ハ等級ヲ失フ前項ノ規定ハ陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ適用セス
- 第十三條 下士上等兵又ハ之ト同等階級ノ兵卒ニシテ前條ノ規定又ハ陸軍懲罰令ニ依リ其ノ官又ハ等級ヲ失ヒ又ハ免セラレタル者ハ歩騎砲工航空輜重兵科、經理部及衛生部ノ下士計手ヲ除ク兵卒ニ在リテハ當該兵科部ノ一等卒又ハ之ト同等階級ノ兵卒ト爲シ其ノ他ノ者ニ在リテハ前兵科ナキ者ハ歩兵科ノ一等卒ト爲ス
- 第三十四條 現役下士ノ服役期間ハ左ノ如シ
 - 一 憲兵科下士ハ前服役年月ヲ通算シ六年
 - 二 歩騎砲工航空輜重兵科下士砲、工兵諸工長ヲ除ク縫靴工長及衛生部下士ハ徵集年ノ十二月ヨリ起算シ四年
 - 三 砲、工兵諸工長及獸醫部下士ハ任官年ノ十二月ヨリ起算シ三年
 - 四 計手ハ計手ニ任セラレタル年ノ十二月ヨリ起算シ二年

- 五 軍樂部下士ハ樂手補ヲ命セラレタル年ノ十二月ヨリ起算シ五年
- 六 豫備役後備役下士ニシテ再ヒ現役ニ服シタル者竝歸休又ハ豫備役後備役ノ上等兵及之ト同等階級ノ兵卒ニシテ現役下士ト爲リタル者ハ前各號ノ規定ニ拘ラス再入隊年ノ十二月ヨリ起算シ二年
- 七 志願ニ依ラスシテ兵卒ヨリ下士ニ任セラレタル者ハ前各號ノ規定ニ拘ラス徵集年ノ十二月ヨリ起算シ三年
- 第四十一條 下士ニシテ現役ヲ離ルルトキ第四十二條ノ期間ニ滿タサル者ハ豫備役ニ、第四十三條ノ期間ニ滿タサル者ハ後備役ニ服セシム
- 第四十二條 豫備役下士ノ服役期間ノ終期ハ志願ニ依ラスシテ兵卒ヨリ下士ニ任セラレタル者第三十六條ノ規定ニ依リ再服役ヲ爲シタル者及第四十四條ノ規定ニ依リ現役下士ト爲リタル者ヲ除クニ在リテハ徵集年ノ十二月ヨリ、其ノ他ノ者ニ在リテハ任官年ノ十二月ヨリ起算シ七年四月ニ滿ツル日トス
- 第四十三條 後備役下士ノ服役期間ノ終期前條起算ノ月ヨリ十七年四月ニ滿ツル日トス

●陸軍航空學校ニ於テ民間ノ希望者ニ對シ航空術ヲ教授シ得ル件

(大正八年四月二十六日
勅令第五百五十三號)

陸軍航空學校ニ於テ民間ノ希望者ニ對シ航空術ヲ教授シ得ルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸軍航空學校ニ於テ民間ノ希望者ニ對シ航空術ヲ教授シ得ル件

陸軍航空學校ニ於テハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ民間ノ希望者ニ對シ航空術ヲ教授スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●遞信省依託航空機操縱生教育ニ關スル取扱規程

(大正十二年四月六日 陸普第千三百零二號)

第一條 陸軍航空學校長ハ陸軍航空部本部長ノ指示ヲ受ケ遞信大臣ノ依託スル航空機操縱生ノ教育ヲ實施スヘシ

第二條 陸軍航空部本部長ハ遞信省航空局長ト協議シ毎年四月十五日迄ニ其ノ年ニ於テ受託スヘキ航空機操縱生ノ人員ヲ定メ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ陸軍航空學校長ニ指示スヘシ

第三條 陸軍航空部本部長ハ遞信省航空局長ト協議シ受託航空機操縱生ノ教育ニ關スル規定ヲ定ムヘシ

第四條 航空機操縱生其ノ修業ヲ終リタルトキハ陸軍航空學校長ハ之ニ修業證書ヲ授與シ且其ノ修業成績書ヲ調製シ陸軍航空部本部長ヲ經テ之ヲ遞信省航空局長ニ送付スヘシ

附 則

大正十一年陸普第二七三九號ハ之ヲ廢止ス

●航空ニ關スル勤務ニ服セシムヘキ陸軍下士ノ

特別補充及其ノ服役等ニ關スル件

(大正十年十一月十六日 勅令第四百四十二號)

第一條 航空ニ關スル勤務ニ服セシムヘキ陸軍ノ現役又ハ豫備役下士ハ法令ノ定ムル航空機操縱ニ關スル免狀ヲ有シ陸軍ノ現役又ハ豫備役下士ヲ志願スル者ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ志願スル者ヲ下士ニ任用スルニハ任官前三月間現役ニ服セシメ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ陸軍航空學校ニ於テ教育ヲ爲スモノトス但シ陸軍航空部隊ニ於テ航空術ヲ習得シタル者又ハ大正八年勅令第五百十三號ニ依リ陸軍航空學校ニ於テ所定ノ教育ヲ修了シタル者ハ此ノ限ニ在ラス前項ノ規定ニ依リ現役ニ服スル者ハ入校ノ日ヲ以テ之ニ一等卒ヲ命ス但シ現ニ一等卒以上ノ等級ヲ有スル者ハ現等級ノ儘トス

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第一條ノ規定ニ依リ下士ニ之ヲ任用スルコトヲ得ス

- 一 現役下士ニ任用スル場合ニ於テハ年齢二十一年ヲ超エタル者豫備役下士ニ任用スル場合ニ於テハ年齢二十五年ヲ超エタル者

二 身體検査ニ合格セサル者

三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

航空ニ關スル勤務ニ服セシムヘキ陸軍下士ノ特別補充及其ノ服役等ニ關スル件

- 四 素行修ラサル者
 - 五 復權ヲ得サル家資分散者又ハ破産者
 - 六 技倆軍事上ノ飛行ニ適セサル者
 - 七 軍事教育ノ習得充分ナラスシテ下士タルニ適セサル者
- 前條第一項ノ規定ニ依リ現役ニ服スル者前項各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ現役ヲ免シ之ヲ退校セシム此ノ場合ニ於テ徵兵終結處分ヲ終ラサル者ニ在リテハ前條第二項ノ規定ニ依リ命シタル等級ヲ免シ徵兵終結處分ヲ終リ兵籍ニ在ル者ニ在リテハ陸軍軍人服役令第十三條ノ規定ニ依リ降等セラルル者ヲ除ク外之ヲ入校前ノ役種兵種等級ニ復セシム但シ雜卒以外ノ補充兵役ニ在ル者ニシテ入校前等級ヲ有セサルモノハ之ヲ二等卒ト爲ス

第四條 本令ニ依リ現役下士ニ任用セラレタル者ノ現役期間ハ陸軍軍人服役令第三十四條ノ規定ニ拘ハラズ任官年ノ十二月ヨリ起算シ三年トス

本令ニ依リ豫備役下士ニ任用セラレタル者ハ陸軍軍人服役令第四十一條乃至第四十三條ノ規定ニ拘ラス年齢三十五年ニ滿ツル年ノ翌年三月三十一日迄豫備役ニ、豫備役滿期後年齢四十八年ニ滿ツル年ノ翌年三月三十一日迄後備役ニ之ヲ服セシム

前項ノ規定ニ依ル後備役ノ服役ヲ終リタル者ハ別ニ辭令ヲ用キス其ノ官ヲ免セラレタルモノトス

第五條 本令ニ依リ豫備役下士ニ任用セラレ未ダ徵兵終決處分ヲ終ラサル者ニシテ其ノ召集セラレタル期間三年未滿ノモノ陸軍軍人服役令第十二條ノ規定ニ依リ其ノ官ヲ失ヒタルトキハ同令第十三條ノ規定ヲ適用セス徵兵事務條例第六十條第三號ニ該當スル者ノ例ニ依リ之ヲ徵集ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●航空勤務ニ服セシムヘキ陸軍下士ノ特別補充及其ノ服役ニ關スル勅令施行ニ關スル件 (大正十年十一月十七日 陸軍省令第二十八號)

大正十年勅令第四百四十二號施行ニ關スル件左ノ通定ム

- 第一條 大正十年勅令第四百四十二號^{以下令ト略稱ス}第一條ノ規定ニ依リ志願シタル者ヲ下士ニ採用シタルトキハ其ノ技倆ニ從ヒ軍曹又ハ伍長ニ任ス
- 第二條 令第一條ノ規定ニ依リ陸軍ノ現役又ハ豫備役下士ヲ志願セムトスル者ハ毎年十月三十一日迄ニ左記ノ書類ヲ陸軍航空部本部長ニ差出スヘシ

- 一 願書^{第一様式}
- 二 戶籍謄本^{出願ノトキ交付ヲ受ケタルモノ}

航空勤務ニ服セシムヘキ陸軍下士ノ特別補充及其ノ服役ニ關スル勅令施行ニ關スル件

三 履歷書第二様式

四 飛行機操縦士免狀ノ有無及其ノ技倆ニ關スル航空局ノ證明書出願ノトキ交付ヲ受ケタルモノ

五 身元證明書第三様式 本籍地市區町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヨリ交付ヲ受ケタルモノ

出願ノトキ飛行機操縦士免狀ヲ有セサルモ其ノ年十月三十一日迄ニ該免狀ヲ受クヘキ資格アル者ハ航空局ノ證明書ヲ以テ前項第四號ノ證明書ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ飛行機操縦士免狀ノ交付ヲ受ケタル後直ニ前項第四號ノ證明書ヲ差出スヘシ

第三條 陸軍航空部本部長前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ該書類及本人ノ身上ヲ査覈シ採用見込ノ者ナルトキハ其ノ旨陸軍航空勤務者身體検査委員ニ通知シ本人ヲシテ該委員ニ就キ身體検査ヲ受ケシムヘシ
陸軍航空勤務者身體検査委員前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ陸軍航空勤務者ノ身體検査ニ準シ身體検査ヲ爲シ其ノ可否ヲ陸軍航空部本部長ニ通知スヘシ

第四條 陸軍航空部本部長ハ前條ノ規定ニ依リ合格ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令第二條第一項ノ規定ニ依リ軍事教育ヲ受ケシムヘキモノハ之ヲ下士候補者トシテ陸軍航空學校ニ入校セシム

前項ノ下士候補者ニ一等卒ヲ命スルハ陸軍航空學校教導中隊長陸軍航空學校長ノ認可ヲ受ケ之ヲ行フ
陸軍航空部本部長ハ第一項ノ規定ニ依リ入校ヲ命シタル者ノ連名簿ヲ陸軍航空學校長ニ送付スヘシ

第五條 前條ノ下士候補者所定ノ教育ヲ修得シタルトキハ陸軍航空學校長ハ成績列次名簿ヲ調製シ任用ニ

關スル意見ヲ附シ陸軍航空部本部長ニ報告スヘシ

第六條 陸軍航空部本部長ハ前條ノ名簿ニ依リ下士ニ任スヘキ者及令第二條第一項但書ニ該當スル者ニシテ下士ニ任スヘキ者ヲ定メ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ任用ス但シ現役下士ニ任スヘキ者ノ配屬ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七條 航空部本部長前條ノ規定ニ依リ任用シタルトキハ本人ノ氏名ヲ航空局長官ニ通知スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年ニ限リ第二條ノ願出期日ヲ十一月三十日トス

第一様式(用紙美濃白紙)

航空勤務下士採用願

大正十年勅令第四百四十二號ニ依リ現役(豫備役)ニ服シ度候ニ付御許可被下度別紙所要ノ書類相添ヘ奉願候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地
寄留地 府縣郡市區町村字番地

航空勤務ニ服セシムヘキ陸軍下士ノ特別補充及其ノ服役ニ關スル勅令施行ニ關スル件

年月日

本人 氏 名 印

同

戸主 氏 名 印

同

親權者又ハ後見人 氏 名 印

陸軍航空部本部長殿

注意 二十歳未滿ノ志願者ニ在リテハ親權者又ハ後見人ノ連署ヲ要ス

第二様式(用紙美濃白紙)

履 歴 書

一年 月 日何學校入學 年 月 日同校卒業

一年 月 日ヨリ 年 月 日迄何所ニ於テ航空機操縦術研究

一年 月 日ヨリ何々ニ從事ス等

右ノ通相違無之候也

年月日

氏 名 印

第三様式(用紙適宜)

身 元 證 明 書

本人 氏 名

右ハ大正十年勅令第四百四十二號第三條第三號乃至第五號ニ該當セサル者ナルコトヲ證明ス

年月日

府縣郡市區町村長 氏 名 印

海軍下士官兵役令拔萃

(明治四十三年五月三十日勅令第二百五十號)

第五條 下士官兵ノ服役年期左ノ如シ

一 下士官ノ現役ハ六年トシ豫備役ハ四年トス

二 兵ニシテ現役ヲ退キタル際若ハ現役延期中又ハ召集中若ハ召集ヲ解キタル際下士官ニ任セラレタル者ノ服役年期ハ下士官ニ任セラレサル者ニ同シ

三 志願兵タル兵ノ現役ハ六年トシ豫備役ハ現役ニ服シタル期間ヲ通算シ十二年トス

海軍下士官兵役令拔萃

三五五

四 徴兵タル兵ニシテ第廿二條乃至第二十四條ノ規定ニ依リ豫備役ニ入りタル者ノ豫備役ハ殘餘ノ現役期間ニ所定ノ豫備役期間ヲ加ヘタル期間トス

第七條 下士官兵ノ服役年限年齢左ノ如シ

一 下士官ノ現役年限年齢ハ四十歳トシ四十五歳ヲ以テ服役ノ終期トス

二 兵ノ現役年限年齢ハ三十五歳トシ四十歳ヲ以テ服役ノ終期トス

第十二條ノ二 下士官六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ官ヲ失ヒ別ニ命ナクシテ當該兵種ノ一等兵ト爲ルモノトス

前項ノ規定ハ海軍刑法又ハ陸軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ適用セス

第十四條 現役下士官兵ハ引續キ數次再服役ヲ志願スルコトヲ得

第十五條 再服役ハ二年ヲ一期トス但シ二年内ニ現役年限年齢ニ達スル者ハ其ノ定年限年齢迄ヲ一期トス

●海軍豫備員令拔萃

(大正八年六月二日 勅令第二百六十七號)

第五條ノ二 海軍豫備二等兵曹及海軍豫備三等兵曹ハ海軍航空隊練習部令第十六條ノ規定ニ依リ海軍航空

隊ニ於テ所定ノ航空術ヲ修得シ海軍豫備員タラムコトヲ志願スル者及法令ノ定ムル航空免狀(自由氣球操縦士免狀ヲ除ク)ヲ有シ航空術ニ關スル海軍豫備練習生教程ヲ修了シタル者ヨリ之ヲ任用ス

前項ニ規定スル海軍豫備員ハ年齢滿二十五歳以下ニ非サレハ之ヲ任用スルコトヲ得ス

第九條ノ二 海軍豫備中尉又ハ海軍豫備機關中尉ハ特選ニ依リ海軍豫備特務少尉又ハ海軍豫備機關特務少尉ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

第九條ノ三 海軍豫備員ノ進級ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ詮衡ノ上之ヲ行フ但シ第五條ノ二又ハ

第九條ノ五ノ規定ニ依リ任用スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 實役停年二年以上服務シ現ニ甲種二等運轉士以上又ハ一等機關士以上ノ海技免狀ヲ有スル豫備一等兵曹又ハ豫備一等機關兵曹

二 實役停年三年以上服務シ現ニ甲種二等運轉士以上又ハ一等機關士以上ノ海技免狀ヲ有スル豫備少尉又ハ豫備機關少尉

三 實役停年四年以上服務シ現ニ甲種船長又ハ機關長ノ海技免狀ヲ有スル豫備中尉又ハ豫備機關中尉

四 實役停年六年以上服務シ現ニ甲種船長又ハ機關長ノ海技免狀ヲ有スル豫備大尉又ハ豫備機關大尉

五 實役停年五年以上服務シ現ニ甲種船長又ハ機關長ノ海技免狀ヲ有スル豫備少佐又ハ豫備機關少佐

第九條ノ五 第五條ノ二ノ規定ニ依リ任用セラレタル海軍豫備員ヨリスル海軍豫備員ノ任用又ハ同上ノ規

定ニ依リ任用セラレタル海軍豫備員ノ進級ハ各官階ニ於テ勤務又ハ教育ノ爲召集セラレタル者ニ就キ特選ニ依リ之ヲ行フ

第十七條 海軍豫備員ノ服役年限ハ第五條ノ二又ハ第九條ノ五ノ規定ニ依リ任用セラレタル海軍豫備員ニ在リテハ之ヲ四十五歳トシ其ノ他ノ者ニ在リテハ之ヲ五十三歳トス但シ戰時又ハ事變ノ際必要アルトキハ海軍大臣ハ之ヲ延長スルコトヲ得

海軍豫備員ハ服役年限ニ滿ツル迄之ヲ服役セシメ服役年限ニ滿チタルトキハ准士官以上ニ在リテハ退役トシ下士官ニ在リテハ官ヲ免セラレタルモノトス

第十八條 海軍豫備員ニシテ傷痍疾病其ノ他ノ事由ニ因リ服役ニ堪ヘスト認ムル者ハ准士官以上ニ在リテハ之ヲ退役セシメ下士官ニ在リテハ其ノ官ヲ免スルコトヲ得

第十九條 海軍豫備員ハ戰時事變、演習其ノ他ノ理由ニ依リ必要アル時ハ勤務又ハ教育ノ爲之ヲ召集ス前項ノ規定ニ依リ召集ニ關スル事項ハ海軍大臣之ヲ掌リ其ノ召集ノ令達ハ海軍大臣直ニ之ヲ行フ

海軍豫備員ノ召集猶豫及召集免除ニ關シテハ海軍士官特務士官准士官服役令及海軍下士官兵役令ノ規定ヲ準用ス

附 則

第二十二條 本令ハ大正八年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍豫備練習生ニ關スル件拔萃

(大正八年三月十一日勅令第二十五號)

海軍豫備員タルニ必要ナル教育ヲ施ス爲海軍ニ海軍豫備練習生ヲ置ク

海軍豫備練習生ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ公私立商船學校(商船學校規程第一條ニ規定スル修業年限ヲ有スルモノ)若ハ其ノ專修科ヲ卒業シタル者又ハ法令ノ定ムル航空機ニ關スル免狀ヲ有スル者ニシテ海軍豫備員タラムコトヲ志願スルモノニ就キ之ヲ採用ス

海軍豫備練習生ハ採用ノ日ヨリ海軍兵籍ニ之ヲ編入ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍豫備練習生規則拔萃

(大正八年三月十二日海軍省令第五號)

第一條 海軍豫備練習生ハ航海科、機關科及航空科ノ三種ニ區別ス

第二條ノ二 航空科豫備練習生ハ法令ノ定ムル航空機ニ關スル免狀ヲ有シ年齢滿二十四歳以下ニシテ海軍

海軍豫備練習生ニ關スル件拔萃、海軍豫備練習生規則拔萃

豫備員タラムコトヲ志願スル者ニ就キ之ヲ採用ス

第三條 海軍豫備練習生ノ兵籍ハ海軍大臣ノ指定スル鎮守府司令長官之ヲ管シ其ノ身分ハ海軍一等兵ニ準ス

第五條 海軍豫備練習生タラムコトヲ志願スル者ハ航海科及機關科ニ在リテハ其ノ在學セル商船學校ヲ經テ、航空科ニ在リテハ直ニ毎年一月十五日迄ニ左記書類ヲ海軍大臣ニ差出スヘシ

一 志願書 (第一様式)

二 履歷書 (航海科、機關科ニ在リテハ第二様式、航空科ニ在リテハ第二様式ノ二)

三 誓約書 (第二様式)

四 飛行機操縦士免狀寫及出願ノ時交付ヲ受ケタル航空局ノ技倆證明書 (航空科ニ限ル)

五 身元證明書 (第四様式)

海軍大臣ハ適當ト認ムル者ヲ選抜シ其ノ人名及必要ナル事項ヲ鎮守府司令長官ニ告達スルト共ニ其ノ履歷書ヲ送付ス

第六條 鎮守府司令長官前條ノ告達ヲ受ケタルトキハ期日ヲ定メ之ヲ召集シ海軍豫備練習生檢定委員ヲシテ身體檢査及所要ノ檢定ヲ行ハシメ合格者ニ海軍豫備練習生ヲ命シ航海科及機關科ニ在リテハ海兵團ニ入團、航空科ニ在リテハ航空隊ニ入隊セシメ召集身體檢査及檢定ノ概要ト共ニ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

鎮守府司令長官ハ海軍豫備練習生志願者ニシテ傷痍疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ依リ前項ノ召集ニ應

スルコト能ハサル者アルトキハ本人ノ願ニ依リ召集ヲ免除シ又ハ二十日以内之ヲ延期スルコトヲ得

第六條ノ二 海軍豫備練習生志願者召集ノ免除又ハ延期ヲ受ケムトスルトキハ事由ヲ具シ傷痍疾病ニ在リテハ醫師ノ診斷書ヲ添フ

指定ノ召集期日迄ニ到達スル如ク航海科及機關科ニ在リテハ其ノ在學セル商船學校長ヲ經テ、航空科ニ在リテハ直ニ所管鎮守府司令長官ニ願出ツヘシ

第八條 第六條ニ依ル海軍豫備練習生ノ身體檢査ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第九條 海軍豫備練習生ハ自費ヲ以テ其ノ採用ノ年ノ四月上旬ヨリ三箇月間所管鎮守府海兵團又ハ航空隊ニ於テ軍事教育ヲ受クヘキモノトス

第十六條 海軍豫備練習生ハ情願ヲ以テ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第十七條 海軍豫備練習生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ鎮守府司令長官之ヲ免シ其ノ旨海軍大臣ニ報告

スヘシ

一 海軍豫備員タルヘキ器量ニ乏シキ者

二 品行不良或ハ怠惰ニシテ訓戒ヲ加フルモ改悛セサル者

三 修業ノ成績不良ナル者

四 傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ前途服役ニ堪ヘ難シト認ムル者

五 文部省直轄商船專門學校ニ入學シタル者又ハ公私立商船學校若ハ其ノ專修科卒業後五年以内ニ同校練習科ヲ修了セサル者若ハ公私立商船學校練習科ヲ退學シタル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様 式 略

●遞信省委託練習生取扱手續

(大正十年十一月十六日 海軍大臣官房第二千三百五十五號)

第一條 海軍航空隊練習部令第十六條ニ依リ海軍航空隊ニ於テ教育ヲ受クル海軍部外者ヲ遞信省委託練習生ト稱ス

第二條 航空局依託練習生ノ種別、修業期間及教育開始時期ハ概ネ左ノ通りトス但シ時宜ニ因リ變更スル

コトアルヘシ

一 種別 航空機操縦生 (飛行機操縦ヲ主トスル者)

二 修業期間 約八箇月

三 教育開始時期 十二月一日

第三條 鎮守府司令長官遞信大臣ヨリ海軍部外者ノ教育依託ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ受託ニ關シ豫メ

海軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 當該鎮守府司令長官ハ遞信大臣ト協議シ遞信省委託練習生ノ教育ニ關スル規定ヲ定メ且之ヲ海軍

大臣ニ報告スヘシ

第五條 航空隊司令ハ遞信省委託練習生ノ終業期ニ於テ其ノ修業成績表ニ意見ヲ附シ三通ヲ鎮守府司令長

官ニ進達スヘシ鎮守府司令長官ハ前項ノ修業成績表一通ヲ海軍大臣ニ進達シ一通ヲ遞信大臣ニ送付スヘ

シ

第六條 遞信省委託練習生其ノ教育ヲ終了シタルトキハ航空隊司令ハ之ニ修業證書ヲ授與スヘシ

第七條 遞信省委託練習生ノ教育實施ニ關スル細項ハ當該鎮守府司令長官遞信大臣ト協議シ之ヲ決定スヘ

シ

●海軍航空隊練習部令拔萃

(大正十年四月二十八日 勅令第百七十九號)

第一條 海軍航空隊練習部ハ必要ニ應ジ海軍航空隊ニ之ヲ置ク

海軍航空隊練習部ハ海軍兵科機關科士官特務士官准士官及海軍特修兵タルヘキ海軍下士官兵ニ對シ航空

術ヲ教授シ且航空ニ關スル研究及其ノ教育ノ規畫ニ關スル研究調査ヲ行フ
 第十五條 海軍大臣ハ必要ニ應シ海軍士官特務士官准士官下士官兵、技師又ハ技手ヲシテ練習部ニ於テ航
 究術ノ講習ヲ受ケシムルコトヲ得

第十六條 海軍大臣ハ遞信大臣ノ請求アルトキハ第一條及前條ノ規定ニ依ル事務ニ支障ナキ限り海軍部外
 ノ希望者ニ對シ練習部ニ於テ航空術ヲ教授セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍航空科豫備練習生志願者身體檢查規則

(大正十二年七月二十一日 海軍省令第十四號)

- 第一條 本則ハ海軍航空科豫備練習生志願者採用ノ際行フ身體檢查ニ關スルコトヲ規定ス
- 第二條 身體強健精神異常ナク全身ノ發育對稱完全ニシテ海軍軍人ノ服務ニ適スル者ヲ合格トス
- 第三條 左ノ各號ノ一又ハ別表ノ規定ニ該當スル者ハ之ヲ不合格トス
 - 一 精神病ノ遺傳的素因ヲ有スル者
 - 二 精神病、神經衰弱、「ヒステリー」癲癇、常習性頭痛、眩暈等ノ既往歴ヲ有スル者

- 三 視野、眼球運動、眼筋平衡、實體視機ニ著シキ異常ヲ認ムル者
 - 四 呼吸保留、呼氣力、水銀保留試驗ニ著シキ異常ヲ認ムル者
 - 五 身體均衡ニ著シキ異常ヲ認ムル者
 - 六 感覺反應時間著シク遅延スル者
 - 七 筋神ニ著シキ異常ヲ認ムル者
- 第四條 身長、體重及胸圍別表ノ規定ニ該當セサルモ著シク其ノ交互ノ對稱ヲ失スル者ハ之ヲ不合格トス
- 第五條 本則ニ定ムル以外ノ事項ニ關シテハ海軍出身志願者身體檢查規則ヲ準用ス
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別 表)

身長 (寸)	一五一、五〇	眼 識色力	視器及附屬器ニ重キ疾患ヲ有シ急治ノ見込ナキ者 不全ナル者
體重 (斤)	四五、〇	光覺力	〇、五ニ達セサル者
胸圍 (寸)	七六、七	聽 器 力	聽器ニ重キ疾患ヲ有シ急治ノ見込ナキ者、 歐氏管通氣不良ノ者
胸廓擴張 (寸)	五、五	聽 力	呼語、時儀等ノ聽力著シク減退セル者
活 量 (立方寸)	二、八〇〇未滿ノ者	鼻 腔	鼻腔、副鼻腔、咽頭腔ニ重キ疾患ヲ有シ急治ノ見 込ナキ者
視 力	各眼視力一、〇未滿ノ者又ハ二デオプ トリ以上ノ遠視アル者		

○聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件

(大正九年九月七日 勅令第三百六十七號)

- 第一條 在職ノ官吏又ハ官吏待遇者許可ヲ受ケ外國政府ニ聘用セラレタルトキハ其ノ聘用中ニ限り臨時其ノ官職ヲ増置セラレタルモノトス
- 前項ノ官吏及官吏待遇者ニ對シ必要アルトキハ特ニ在職者ニ關スル規定ヲ適用スルコトヲ得
- 第二條 在職ノ現役軍人又ハ判事檢事若ハ之ニ準スヘキ者許可ヲ受ケ外國政府ニ聘用セラレタルトキハ聘用中及聘用ノ終リタル後關員ナキ間之ヲ定員外ト爲シ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス
- 第三條 前二條ノ場合ニ於テ外國政府聘用中ハ俸給ハ之ヲ停止シ其ノ他ノ給與ハ之ヲ給セス
- 第四條 前三條ノ規定ハ在職ノ官吏又ハ官吏待遇者ニシテ許可ヲ受ケ獨逸國等トノ平和條約ニ依ル常設國際聯盟事務局、國際勞働事務局其ノ他ノ國際機關ノ職員ニ任命セラレタル者ニ付之ヲ準用ス
- 第五條 陸軍現役將校若ハ同相當官又ハ海軍現役士官ニシテ帝國大學、官立大學、文部省直轄商船專門學校、朝鮮總督府所管醫院、道慈惠醫院若ハ關東廳醫院ノ職員、航空官又ハ臺灣總督府警視ニ任命セラレタル者ハ陸軍又ハ海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス
- 第六條 第三條及前條ノ規定ハ陸軍現役衛生部將校相當官又ハ海軍軍醫科士官ニシテ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長又ハ副院長ニ任命セラレタル者ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

- 明治三十七年勅令第一九五號
- 明治三十七年勅令第二三七號
- 明治三十九年勅令第二八一號
- 明治四十年勅令第一九四號
- 明治四十一年勅令第二七七號
- 明治四十三年勅令第二六二號
- 明治四十三年勅令第三八一號
- 大正九年勅令第一〇六號
- 大正九年勅令第二二〇號

在職ノ官吏又ハ官吏待遇者ニシテ本令施行ノ際舊令ニ依リ現ニ外國政府ニ聘用中ノ者又ハ國際機關ノ職員タル者ニ付テハ本令ニ依リタル者ト看做ス

●廢兵器檢定規則拔萃

(大正十三年五月二十七日 陸普第二千三號)

第一章 總 則

第一條 兵器取扱規則ニ規定スル第一類兵器ノ廢兵器ノ檢定ハ主體毀損(變質衰損等ヲ含ム以下同シ)ノ爲其ノ用ニ堪ヘスト認ムルモノニ就キ行フモノトス但シ主體ノ一部毀損セルモノニ在リテハ要スレハ之ヲ分離シテ檢定スルコトヲ得

第二條 檢定ハ其ノ毀損ノ部位、性質及程度ヲ精査シ要スレハ所要ノ試驗ヲ行ヒ左記各號ニ依リ判定スルモノトス

- 一 兵器ノ機能不良ニシテ修理ノ價値ナキモノ
 - 二 兵器ノ精度著シク低下シ實用ニ堪ヘサルモノ
 - 三 危險ノ虞アルモノ
 - 四 演習専用ノ兵器ニシテ演習ノ目的ニ副ハサルモノ
 - 五 第二章ニ掲タル兵器ニ在リテハ前各號ノ規定ニ依ルノ外各其ノ條項ノ定ムル所ニ依ル
- 第三條 廢兵器ノ檢定ヲ爲シタルトキハ檢定官ハ左記各號中必要ナル事項ヲ記載セル檢定書(用紙半紙)ヲ當該兵器ノ保管者ニ交付スヘシ
- 一 兵器ノ種類及其ノ固有番號又ハ數量並保管部隊名

- 二 廢品ト爲スヘキ範圍
- 三 廢品ト爲スヘキ理由
- 四 試驗ヲ行ヒタルトキハ其ノ要旨及成績ノ概要
- 五 檢定年月日及檢定官ノ職氏名

第二章 檢 定 標 準

第四節 各種發動機

第九條 各種發動機ノ檢定ハ其ノ機關本體ニ就キ之ヲ行フモノトス

第十一條 飛行機用發動機ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノハ之ヲ廢品トス

- 一 使用長時ニ互リ各部ノ衰損著シク機能不良ニシテ部品交換ヲ行フモ機能ヲ恢復シ能ハサルモノ
- 二 本體各部ノ衰損著シク其ノ發生馬力ハ規定馬力ヨリ著シク減退セルモノ
- 三 本體毀損シ修理又ハ交換ヲ行フモ尙效力及機能不能ニシテ使用ニ堪ヘサルモノ
- 四 發動機ニ起因スル震動大ニシテ修理ヲ加フルモ尙機體ニ影響ヲ及ホスモノ

第五節 各種飛行機機體

第十三條 各種飛行機機體ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノハ之ヲ廢品トス

- 一 保存長時ニ互リ機體各部ノ衰損著シク抗力不十分ノモノ

廢兵器檢定規則拔萃

- 二 機體ノ各部變歪ヲ生シ調整困難ナルモノ
- 三 機體毀損シ修理又ハ交換ヲ行フモ尙抗力及機能不良ナルモノ
- 四 機體毀損ノ程度大ニシテ使用ノ見込ナキモノ

●軍需工業動員法

(大正七年四月十六日法律第三十八號)

第一條 本法ニ於テ軍需品ト稱スルハ左ノ各號ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、航空機、彈藥並軍用器具機械及物品
- 二 軍用ニ供シ得ヘキ船舶、海陸連絡輸送設備、鐵道軌道及其ノ附屬設備其ノ他ノ輸送用物件
- 三 軍用ニ供シ得ヘキ燃料、被服及糧秣
- 四 軍用ニ供シ得ヘキ衛生材料及獸醫材料
- 五 軍用ニ供シ得ヘキ通信用物件
- 六 前各號ニ掲クルモノノ生産又ハ修理ニ要スル材料、原料、器具機械設備及建築材料
- 七 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件

第二條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産又ハ修理ノ爲必要アルトキハ左ノ各號ニ掲クル工場及事業場並其

ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得

- 一 軍需品ノ生産又ハ修理ヲ爲ス工場及事業場
- 二 前號ニ掲クル工場及事業場ニ要スル原料若ハ燃料ヲ生産シ又ハ電力若ハ動力ヲ發生スル工場及事業場
- 三 前各號ニ掲クル工場ニ轉用スルコトヲ得ル工場

第三條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産、修理又ハ貯藏ノ爲必要アルトキハ土地並家屋倉庫其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ必要アルトキハ第一條第二號ニ掲クル物件ノ全部又ハ一部ヲ管理スルコトヲ得

第四條 前二條ノ場合ニ於テ政府ハ從業者ヲ供用セシムルコトヲ得

第五條 前三條ノ規定ニ依ル處分ニ因リ生シタル損害ハ政府之ヲ補償ス

第六條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ讓渡、使用、消費、所持、移動若ハ

輸出入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 戰時ニ際シ第一條ニ掲クル物件ニシテ徵發令中ニ規定ナキモノヲ使用又ハ收用セムトスルトキハ

徵發令ノ規定ヲ準用ス

第九條 (省略)

第十條 第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ收用シタル工場、事業場、土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ五年内ニ拂下クルトキハ舊所有者又ハ其ノ承繼人ニ於テ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十一條 政府ハ軍事上必要アルトキハ第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ其ノ管理者ニ對シ其ノ事業ニ使用スル設備、器具機械、從業者若ハ材料原料器具機械ノ供給者又ハ生産發生若ハ修理ノ能力若ハ數量其ノ他事業ノ狀況ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十二條 政府ハ軍事上必要アルトキハ鐵道、軌道、船舶、海陸聯絡輸送設備其ノ他ノ輸送用物件ノ所有者又ハ管理者ニ對シ車輛、軌條、船舶又ハ海陸聯絡輸送設備ノ數量、構造、輸送能力、從業者其ノ他必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十三條 政府ハ軍事上必要アルトキハ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ取引又ハ保管ヲ業トスル者ニ對シ其ノ取引ノ相手方、取引又ハ保管ノ數量、保管ノ設備其ノ他事業ノ狀況ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十四條 政府ハ軍事上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ前條ニ掲クル者ニシテ一定ノ資格アルモノニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ

獎勵金ヲ下付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ軍需品ノ生産、修理若ハ貯藏ヲ爲サシメ又ハ軍事上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ前項ノ規定ニ依リ利益保證又ハ獎勵金下付ヲ受クル事業ヲ監督シ又ハ之カ爲必要ナル命令若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 第五條ノ規定ニ依ル補償金及前條ノ利益保證又ハ獎勵金ノ算定竝第十條ノ規定ニ依ル拂下價額ハ軍需評議會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第十六條 軍需評議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 當該官吏又ハ吏員ハ第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ報告ヲ命シ得ル事項調査ノ爲又ハ第十四條ノ規定ニ依ル監督若ハ處分ヲ爲ス爲必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得

第十七條 工業的發明ニ係ル物又ハ方法ニ關シ豫メ政府ノ承認ヲ得タル事項又ハ設備ニ付テハ報告ヲ命シ検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 利益保證又ハ獎勵金ヲ受クル事業ヲ承繼スル者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令、之ニ依リテ爲ス處分又ハ利益保證若ハ獎勵金下付ニ附シタル條件ニ依ル前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第二條又ハ第三條ノ規定ニ依ル管理、使用又ハ收用ヲ拒ミタル者
- 二 第四條ノ規定ニ依ル供用ヲ拒ミタル者
- 三 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十條 第十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

戰時ニ際シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ罰前條ニ同シ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 (省略)

二 (省略)

三 第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告ヲ爲サス又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

四 第十四條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第十六條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲

サス若ハ虚偽ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第二十二條 (省略)

(大正七年十月勅令第三六八號ヲ以テ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行)

●航空機ニ搭乗シテ航空勤務又ハ航空練習ニ従事スル

軍人軍屬ニ航空加俸給與ノ件

(大正九年八月十九日勅令第二百七十九號)

朕航空機ニ搭乗シテ航空勤務又ハ航空練習ニ従事スル軍人軍屬ニ航空加俸給與ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍用ノ航空機ニ搭乗シテ航空勤務又ハ航空練習ニ従事スル陸海軍軍人軍屬(軍屬ニ非サル職工ヲ含ム)ニハ別表ノ航空加俸ヲ給ス其ノ給與細則ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ規定ハ軍事上ノ必要ニ依リ軍用ニ非サル航空機ニ搭乗シテ航空勤務ニ従事スル陸海軍軍人軍屬(軍屬ニ非サル職工ヲ含ム)ニ之ヲ準用ス

外國ノ航空部隊及學校等ニ於テ航空機ニ搭乗シテ航空勤務又ハ航空練習ニ従事スル陸海軍軍人軍屬(軍屬ニ非サル職工ヲ含ム)ニハ第一項ノ規定ニ準シ航空加俸ヲ給スルコトヲ得

附 則

本令ハ大正九年八月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

大正二年勅令第十號ハ大正九年七月三十一日限り之ヲ廢止ス

附 則 (大正十四年十月勅令第二九五號)

航空機ニ搭乗シテ航空勤務又ハ航空練習ニ従事スル軍人軍屬ニ航空加俸給與ノ件

本令ハ大正十四年十月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

(別表)

階	陸軍		海軍		月額
	將校、同相當官、高等文官、同待遇者 准士官、見習士官、判任文官一等 下士、士官候補生、判任文官二等以下、判任文官待遇者	士官、特務士官、高等文官、同待遇者 候補生、准士官、判任文官一等 下士官、判任文官二等以下、判任文官待遇者	兵	卒	
兵					二十圓以内
考	一 新式若ハ新設計ノ航空機ニ搭乘スル者、特ニ危険ト認ムル航空試験ニ従事スル者、教導ノ職ニ在ル者又ハ航空交通若ハ航空輸送ニ従事スル者ニハ本表定額ノ五割以内ヲ増給スルコトヲ得 二 主務大臣ハ月額ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ日額ニ依リ航空加俸ヲ給スルコトヲ得但シ一月内ニ於ケル支給額ノ合計ハ月額ヲ超ユルコトヲ得ス 三 陸海軍ニ於ケル本表ニ掲ケサル者ニ給スル航空加俸ノ額ハ本表ニ準シテ主務大臣之ヲ定ム				

●航空加俸支給規則

(大正十四年十月十日 陸達第三十九號)

- 第一條 陸軍軍人軍屬竝囑託者、雇員、傭人及職工ニシテ軍用ノ航空機ニ搭乘スル職ニ在ルモノ又ハ之ニ搭乘スヘキ勤務ヲ命セラレタルモノカ現ニ航空機ニ搭乘シタルトキハ附表第一及第二ニ依リ航空加俸ヲ給ス
- 第二條 航空加俸ノ月額ハ同一部隊ニ於テ一月ニ互リ航空勤務又ハ航空練習ニ従事シタル者ニ之ヲ給ス加俸ノ日額ヲ受クヘカリシ者新任又ハ轉免、死亡等ニ因リ前項ノ規定ニ依リ月額ヲ給スルコト能ハサルニ至リタルトキハ日額ヲ以テ之ヲ給ス
- 第三條 月額加俸ヲ受クヘキ者航空機ニ搭乘シテ傷痍ヲ受ケ搭乘シ得サル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ六月以内ニ限リ操縦勤務者ニ在リテハ月額乙ヲ、其ノ他ノ者ニ在リテハ月額丙ヲ給スルコトヲ得
- 第四條 軍事上ノ必要ニ依リ軍用ニ非サル航空機ニ搭乘スル者竝外國ノ航空部隊及學校等ニ於テ航空機ニ搭乘スル者ニハ前各條ニ準シ航空加俸ヲ給ス
- 第五條 航空加俸ハ所屬長ノ證明ニ依リ毎月下旬俸給又ハ給料支給ノ定日ニ之ヲ給スルヲ例トス
前條ニ依リ加俸ヲ受クヘキモノニ對スル前項ノ證明ハ所屬長又ハ當該國ニ在ル駐在員取締之ヲ爲スモノトス

第六條 本規則ニ規定スルモノノ外航空加俸ノ支給ニ付テハ俸給又ハ給料支給ノ例ニ依ル

附 則

本達ハ大正十四年十月一日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

附表第一 航空加俸給額表

階 級	月 額			日 額	
	甲	乙	丙	甲	乙
將校、同相當官、高等文官、同待遇者	六十圓	三十圓	二十圓	六圓	三圓
准士官、見習士官、判任文官一等	四十圓	二十圓	十二圓	四圓	二圓
下士、士官候補生、判任文官二等以下、判任文官待遇者	三十圓	十五圓	十圓	三圓	一圓五十錢
兵卒、雇員、傭人、職工	二十圓	十圓	五圓	二圓	一圓

備 考

一 月額及日額支給區分ハ附表第二ニ依ル

二 新式若ハ新設計ノ航空機ニ搭乘シ又ハ航空交通若ハ航空輸送ニ從事スル者ニハ其ノ一日ニ對シ日額甲ヲ増給スルコトヲ得但シ航空交通又ハ航空輸送ニ在リテハ離着陸地間ノ距離四十八里以上ノ場合ニ限リ其ノ經路ハ陸軍旅費規則ノ定ムル順路ニ依ル

三 特ニ危險ト認ムル航空ニ從事スル者ニハ其ノ一日ニ對シ日額甲ヲ増給スルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

考

四 飛行學校又ハ飛行隊練習部ノ教官及助教ニシテ操縦術同乘教育期間ハ本表支給額ノ五割、爆撃術同乘教育期間ハ本表支給額ノ三割ヲ増給スルコトヲ得

五 囑託者ハ本官アル者ハ其ノ官相當ノ額、本官ナキ者ハ手當月額百七十圓以上ノ者ハ將校ノ額、百七十圓未満ノ者ハ准士官ノ額、百七十圓未満ノ者ハ下士ノ額、五十五圓未満ノ者ハ兵卒ノ額ニ依リ手當ノ定額ナキ者ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ部隊長ノ定ムル所ニ依ル

六 加俸ノ月額ヲ受クヘキ者ニシテ同月内ニ於テ本表ノ階級區分ニ異動ヲ生シタルトキハ新階級區分ニ依リ之ヲ給ス但シ其ノ異動カ十六日以後ニ生シタルトキハ舊區分ニ依ル

七 日額甲ヲ受クル者ニシテ其ノ月内ニ於ケル加俸ノ月額額甲ヲ超ユルモノニ在リテハ月額甲ニ、日額乙ヲ受クル者ニシテ其ノ月内ニ於ケル加俸ノ月額額乙ヲ超ユルモノニ在リテハ月額乙ニ、増給ヲ受クル者ニシテ其ノ月ノ増給ヲ加ヘタル加俸ノ總額月額甲ノ十五割ヲ超ユルモノニ在リテハ月額甲ノ十六割ニ止ム

附表第二 航空加俸支給區分

給 額	月 額
甲	一 飛行隊、飛行學校又ハ航空本部技術部若ハ同検査部ノ將校、准士官、下士及雇員(學生ヲ除ク)ニシテ常時飛行機ニ搭乘シ操縦ヲ爲スモノ
乙	一 飛行隊長、氣球隊長、飛行學校長又ハ航空本部技術部長ニシテ航空機ニ搭乘ヲ爲スモノ 二 飛行隊、氣球隊又ハ飛行學校ノ空中勤務者ニシテ常時航空機ニ搭乘ヲ爲スモノ 三 航空本部技術部又ハ同検査部ノ職員ニシテ試験、研究、審査及検査等ノ爲常時航空機ニ搭乘ヲ爲スモノ 四 飛行學校又ハ飛行隊練習部ニ於ケル學生(機關學生及火器ニ關スル教育ヲ受クル特種學生ヲ除ク)ニシテ飛行機ニ搭乘

考 備	者		
	額 丙	額	
一 本表中常時搭乗トハ一月ニ於ケル搭乗六日以上ニ互ル場合ヲ謂フ 二 加俸ノ日額ハ搭乗ノ日數ニ依リ之ヲ給ス 三 本表中航空勤務者トハ飛行機操縦術、空中偵察術、空中射撃及爆撃術ヲ修得シタルモノヲ謂フ 四 同一人ニシテ本表各項ニ該當スル者及兼職者ニ對シテハ其ノ多額ニ付之ヲ給ス 五 動員又ハ臨時編成部隊ニ屬スル者ノ給與ハ本表ニ準ス 六 本表ニ規定スル者以外ノモノニ月額加俸又ハ日額加俸ヲ支給セムトスルトキハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クルモノトス	一 飛行隊、氣球隊又ハ飛行學校ノ空中勤務者ニシテ航空機ニ搭乗ヲ爲スモノ 二 航空本部技術部又ハ同検査部ノ職員ニシテ試験、研究、審査及検査等ノ爲航空機ニ搭乗ヲ爲スモノ 三 機關學生、火器ニ關スル教育ヲ受クル特種學生及氣球偵察學生ニシテ航空機ニ搭乗ヲ爲スモノ	五 飛行隊、飛行學校又ハ航空本部技術部若ハ同検査部ノ職員ニシテ飛行機ニ搭乗シ操縦ヲ爲スモノ 六 前號以外ノ部隊ニ在ル將校、准士官及下士ニシテ操縦術復習ノ爲特ニ命セラレ飛行機ニ搭乗ヲ爲スモノ	
	前記以外ノ者ニシテ教育、検査、試験、研究等ノ爲又ハ職務上ノ必要ニ依リ又ハ演習若ハ勤務演習召集中等ニ際シ臨時航空機ニ搭乗ヲ命セラレ搭乗ヲ爲スモノ但シ此ノ場合ニ於テ飛行機ノ操縦ヲ爲ス者ハ甲ノ額、其ノ他ハ乙ノ額トス		

●航空加俸支給規則

(大正十四年十月十三日 海軍省達第百三十七號)

第一條 海軍軍人軍屬及職工ニシテ軍用ノ航空機ニ搭乗スル職ニ在ル者又ハ職務ヲ以テ軍用ノ航空機ニ搭乗スル者ニハ本則ニ依リ航空加俸ヲ給ス軍事上ノ必要ニ依リ軍用ニ非サル航空機ニ搭乗シ航空勤務ニ從事スル者又ハ外國ノ航空部隊及學校等ニ於テ航空機ニ搭乗スル勤務若ハ航空練習ニ從事スル者ニ付亦同

第二條 航空加俸ハ第一表ニ依リ月額又ハ日額ヲ以テ之ヲ給ス其ノ支給區分ハ第二表ニ依ル
 月額ノ加俸ハ其ノ職ニ著任ノ日又ハ配置ニ就キタル日ヨリ其ノ職ヲ免セラレ退廳ノ日又ハ配置ヲ離レタル日迄之ヲ給ス但シ著任又ハ配置ニ就キタル月若ハ退廳又ハ配置ヲ離レタル月ノ端日數ニ對シテハ日割計算ニ依ル

第三條 日額ノ加俸ハ現ニ航空機ニ搭乗シタル日數ニ應シ之ヲ給ス
 第三條 月額ノ加俸ヲ受クル者一箇月間航空セサルトキハ其ノ月ノ加俸ヲ支給セス但シ航空ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四條 加俸ノ支給ヲ受クヘキ者任用進級又ハ配置ノ變更等ニ依リ加俸ノ額ヲ異ニスルトキハ増額ハ其ノ日ヨリ、減額ハ其ノ翌日ヨリ新給額ニ依ル